

平成27年第1回大多喜町議会定例会

12月会議会議録

平成27年 12月9日 開会

平成27年 12月10日 散会

大多喜町議会

平成27年第1回大多喜町議会定例会12月議会会議録目次

第1号（12月9日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開議の宣告	3
行政報告	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	7
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
一般質問	8
小高芳一君	9
山田久子君	25
渡邊泰宣君	44
野中眞弓君	59
麻生勇君	76
散会の宣告	86

第2号（12月10日）

出席議員	89
欠席議員	89
地方自治法第121条の規定による出席説明者	89
本会議に職務のため出席した者の職氏名	89
議事日程	90
開議の宣告	91
一般質問	91
吉野一男君	91

吉野 僖一君	104
根本 年生君	118
保留答弁の申し入れ	137
議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	138
議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決	147
議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決	151
議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決	156
議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決	166
議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決	167
議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決	177
議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決	180
議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決	194
議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決	197
議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決	200
会議時間の延長	201
休会について	202
散会の宣告	202
署名議員	203

第1回大多喜町議会定例会12月会議

(第 1 号)

平成27年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

平成27年12月9日(水)

午前10時00分 開議

出席議員(11名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
4番	麻生勇君	5番	野村賢一君
6番	江澤勝美君	7番	小高芳一君
8番	渡邊泰宣君	9番	吉野僖一君
10番	山田久子君	11番	野中眞弓君
12番	志関武良夫君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	加曾利英男君
企画財政課長	西郡栄一君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	永嶋耕一君	子育て支援課長	吉野敏洋君
建設課長	末吉昭男君	産業振興課長	野村一夫君
環境水道課長	米本和弘君	特別養護老人ホーム所長	君塚道朋君
会計室長	三上清作君	教育課長	野口彰君
生涯学習課長	関晴夫君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡辺八寿雄 書記 大竹義弘

議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第 3 一般質問

◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） おはようございます。

本年も残すところわずかとなりました。時節柄、大変お忙しい中を平成27年第1回議会定例会12月会議を招集しましたところ、議員各位を初め町長及び町執行部職員の皆さんには、ご出席をいただきまして、まことにご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日12月9日は休会となっておりますが、議事の都合により第1回議会定例会を再開いたします。

これより、12月会議を開きます。

(午前10時00分)

◎行政報告

○議長（志関武良夫君） 日程に先立ちまして、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） おはようございます。

平成27年第1回議会定例会12月会議の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日、議会定例会12月会議を再開させていただきましたところ、議長初め議員の皆様方には師走の大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。

行政報告につきましては、11月会議以降のものでございますので、お手元に配付させていただきました報告書によりご了承をいただきたいと思います。

この中で、11月23日には紅葉まつりが開催され、これに合わせてさまざまなイベントが行われました。暖かい日が多かったこともあり紅葉は十分ではありませんでしたが、大勢の皆様においでいただき、本町の豊かな自然を満喫していただきました。

また、11月16日から27日にかけて、町内5カ所で地域公共交通懇話会を開催し、町民の皆様から公共交通に関するご意見やご要望をいただきましたので、今後これらを地域公共交通網形成計画を策定する上での参考とさせていただきたいと思っております。

本日の12月会議でございますが、人権擁護委員候補者の推薦に関する議案の後、あすにかけて8名の議員による一般質問が予定されており、その後、広域市町村圏事務組合規約の改正、町道の認定、条例の新規制定及び一部改正、一般会計や特別会計などの補正予算に関する

る議案を提出させていただいておりますので、各議案とも十分にご審議をいただき、可決くださいますようお願い申し上げます行政報告とさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（志関武良夫君） 次に、諸般の報告であります。第1回議会定例会11月会議以降の議会関係の主な事項は、お配りした印刷物によりご了承いただきたいと思います。

なお、このうち11月18日に開催された千葉県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会の関係につきましては、11番野中眞弓君から報告をお願いします。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今、ご指名がありましたとおり、平成27年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会のご報告をさせていただきます。

第2回定例議会は、4議案が提出されました。一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、平成26年です。もう二つは平成27年度の一般会計、特別会計の補正予算の承認でした。4議案とも賛成多数で承認されました。

26年度決算ですが、一般会計は歳入43億5,000万、歳出42億でした。差し引き1億5,000万。特別会計は歳入総額5,114億4,000万、歳出総額4,960億3,000万ですが、初めて歳入総額が5,000億を超えました。

千葉県の後期高齢者の医療費は、大体全国平均よりも13万円も低く、順位も44位です。これは健康年齢が高いということなのですが、ただ、平均保険料の順位は全国13位で高位にとどまっております。この矛盾はどこなのかとたださせていただきました。そうすると、首都圏に近く高収入の方が多いので、そういう傾向にありますということでしたが、ちょっと納得まだしていません。一般質問については4人の議員が行ったということをご報告いたします。

詳細についてですが、お手元に資料はありません。確認なされたい方は、事務局あるいは私のところに議案書、資料がございますので、どうぞそちらのほうにお運びくださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、11月30日に開催された平成27年第2回国保国吉病院組合議会定例会の関係につきましては、1番根本年生君から報告をお願いします。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 平成27年第2回国保国吉病院組合議会定例会が11月30日に行われました。

それには当組合議長であります江澤議員と吉野僖一議員、そして私が出席いたしました。

今回提案された議題は、平成27年度国保国吉病院組合病院事業会計補正予算、平成26年度国保国吉病院組合病院事業会計決算認定、そして監査委員の選任同意にかかわる案件であります。

補正予算は予算の組み替えを行うものであり、今まで医師を給与という科目から支出していましたが、亀田病院さんから出向するということになりまして、給与から委託料に科目を変更したものであります。

それで、次に平成26年度の決算ですが、途中で外科医、内科医等が退職されまして、大幅な赤字を計上しております。収益的収入で、医業収益、医業外収益、介護老人保健施設収益で約7億円、率にして約20パーセント収入が減っております。その中で、入院患者が約4,400人、療養入院患者数が1,500人、患者数では前年度に比較して約1万人減少しております。これは先ほど言いましたけれども、内科医師の2名の退職と外科医の退職等により、整形外科の医師の不足によるところが大きいということでございます。

続きまして、監査委員は御宿町議会の高橋金幹さんを選任することで議案が提出され、承認されました。補正予算、決算、選任同意、いずれも原案どおり可決認定されました。

その後、報告案件として平成26年度国保国吉病院組合病院事業資金不足比率についての報告がありました。その内容は、流動負債に対し流動資産が上回り、剰余金が発生していることから、資金不足比率は発生せず、良好な状態であるとの報告がなされました。

その後、全員協議会が行われまして、新公立病院改革プラン策定に伴ういすみ医療センターのあり方についてということで、全員協議会が行われました。その中で、平成28年度中に新公立病院改革プランを策定し、スムーズに業務改革ができるよう、また全職員が共通で危機、経営の意識を持つことが必要であるという認識が報告されました。

それで、具体的には、今までの体制ではなかなかこれから営業的に難しいだろうということで、平成28年度中に改革プランを作成するという事なんですけれども、その目指しているところは、平成30年をめどに独立法人化ができないものか、それについて検討するということでもあります。その中で、今までと違う形で民間経営の手法を取り入れて、責任の明確化、スピード化、そういったことをやっていく中で、非常勤の管理者でよいのかと。年に数回し

か国吉病院に行かないという状況でいいのかということが報告されまして、できるだけそのような形で改革プランを作成して、それに向けてやっていくという報告がなされました。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでございました。

次に、11月27日に開催されました、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会全員協議会の関係につきまして、5番野村賢一君からご報告をお願いします。

5番野村賢一君。

○5番（野村賢一君） 今、議長のほうから話がありましたが、夷隅郡市広域ごみ処理施設建設の休止についてご報告申し上げます。

2市2町の首長、また議会全員協議会等で議論、協議してきましたが、夷隅郡市広域市町村圏事務組合が計画していた広域ごみ処理施設建設は当面休止とし、2020年以降、東京オリンピック以降に事業実施することを考えていくことにいたしました。

当面休止の理由として、地元との、山田地区ですね、用地等の協議の困難さ、協議において早期の合意が困難であると。また、事業費の増加による困難さ。当初79億7,000万が140億円程度になるということが見込まれ、各市町の財政負担が増大することから事業が困難であるという結果になりました。

また、今後建設する場合も、今までどおり広域市町村圏事務組合の枠組みを維持する。ただし、再検討を行う場合は2市2町の人口動向を的確に捉え、人口に即した施設規模とする。当面、なお必要な話し合いは、施設を使用することでの話し合いは行うことになっております。

以上で報告を終わります。

○議長（志関武良夫君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から11月24日に行いました例月出納検査の結果の報告がなされております。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願いたいと思います。

次に、平成25年12月28日に発生したいすみ鉄道脱線事故に伴い、運輸安全委員会から鉄道運転事故等調査報告書が平成27年11月26日に公表されたということであります。この報告を受け、いすみ鉄道株式会社から町長宛てに、鉄道運転事故の再発防止策にかかわる改善状況について報告がなされたということであります。議員各位にはその報告書の写しを配付してございます。

（「ないよね」の声あり）

○議長（志関武良夫君）　しばらくお待ちください。

（資料配付）

○議長（志関武良夫君）　大変失礼いたしました。皆さんのところにただいま配付されたと思いますが、その配付によってご了承いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

なお、本12月会議の審議期間でございますが、去る2日に開催しました議会運営委員会において協議した結果、本日9日と10日の2日間開催することに決定いたしました。お手元に配付の議事日程に従い進めてまいりますので、ご了承願いたいと思います。

なお、本日傍聴の関係ですが、職員研修の一環として、役場職員、補佐級の職員の傍聴が予定されておりますので、ご承知おき願いたいと思います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（志関武良夫君）　これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

7番　小　高　芳　一　君

8番　渡　邊　泰　宣　君

を指名します。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君）　日程第2、諮問第1号　人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君）　それでは議案書の1ページのほう、お願いしたいと思いますが、諮問第1号　人権擁護委員候補者の推薦について、ご説明いたします。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、大多喜町泉水332番地。氏名、小高康伸氏。生年月日、昭和17年3月31日生まれ、現在73歳でございます。

提案理由でございますが、現委員であります小高康伸氏が平成28年3月31日をもって任期満了となりますので、再任として推薦をお願いするものでございます。候補者の小高康伸氏は、4期12年間人権擁護委員としてご活躍されております。常に認識を深め、広く社会の実情に通じ、人権擁護についてご理解のある方でありますので、ぜひともご承認賜りますようお願いするものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件について討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、被推薦人を適任者と認めることに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、諮問第1号は被推薦人を適任者と認めることに決定しました。

◎一般質問

○議長（志関武良夫君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は通告順となりますが、都合により、通告順5番、吉野僖一君と通告順7番、麻生勇君を順序を入れかえますので、ご承知おき願いたいと思います。

5番、吉野僖一君と7番、麻生勇君を入れかえることにご異議ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） ご了承いただきましてありがとうございます。

◇ 小 高 芳 一 君

○議長（志関武良夫君） これから小高芳一君の一般質問を行います。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） おはようございます。

初めてのトップバッターで、心の準備ができていませんけれども、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

通告に従いまして、質問のほうをさせていただきたいと思います。

まず最初に、T P P対策についてということで質問をさせていただきます。大多喜町議会でもT P P反対ということで決議をし、意見書を送ったわけでもありますけれども、大変残念といたしますか、10月5日ですか、環太平洋パートナーシップ協定が12カ国の交渉の末、大筋合意されたということでもあります。これは流れとして、いずれは世界がといたしますか、ある程度自由貿易の中で、我々日本も生きていかなければいけないという中でもあります。関税だけではなくて、サービスや投資や知的財産、国有企業改革、幅広い分野で自由で公平なルールをつくるという国の方針に従っての合意であるように思います。

そんな中で、国会決議で重要5品目は絶対維持するんだというにもかかわらず、重要5品目は30パーセント、農林水産全体では81パーセントが関税撤廃を容認するものでありました。まだまだハードルはあるようでもありますけれども、2年間以上合意が発効するまでにかかるということでもありますけれども、私たちのこの大多喜町でもかなり将来的には影響がある、こんなように考えております。

そこで、この大多喜町の農業に、まずはどのような影響が出るのか、あるいは試算をされているのか、非常に試算をしろということであっても非常に難しい部分はあると思いますけれども、今現状で考えられる影響はどういうものか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） T P P大筋合意により、町農業にどのような影響があるか、出るかというご質問ですが、農水省に問い合わせたところ、参加国の手続状況によりますが、効力が発生するまでに最大で2年ぐらいかかるということでした。

農業については高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加、米価の下落などさまざまな問題を抱えている中で、大筋合意というニュースは特に専業農家にとっては衝撃と言えます。効力が発生した場合、農林水産品で81パーセントが即時撤廃もしくは段階的に撤廃となり、農

産物の価格下落を招き、離農が進むことが考えられます。

また、離農が進んだ場合、農業、農村の持つ役割である水源貯留、水質保全、大気浄化、災害防止などの自然環境にも影響を及ぼしてくると思います。試算につきましては、特に今のところしておりません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 農水省でもこれを分析して、どういう影響が出るかということで試算をしているようですが、きょうの質問でありますけれども、やっぱりどういうあれによってどういう影響が出るのかが結局わからないと、何を手を打っていいかという部分がわからない部分はあると思います。

ですから、資料として農水省にもあるはずでありますので、大多喜町の農業の実態と申しますか、そういうものがきちんと把握されていないと、今後どうやって生き残っていくかということがわからないと思いますので、その辺はもう少し、きちんとした試算は難しいでしょうけれども、やっていただきたいと思います。

それでは、2015年に農業センサスがありました。大多喜町のある程度の実態は把握できていると思いますけれども、その辺は把握はできておりますか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 農林業センサスの結果については、まだ上っておりませんが、把握はできておりません。

以上です。

○7番（小高芳一君） もう国のほうでは、きちんと千葉県データ出ています。ですから農家がどのくらいいて、そして売り上げがどういうふうになっているのか、部門別の軒数が何軒あるのか、そうすると今回でも、先ほど言いましたけれども、ほとんどの品物が将来的には関税撤廃になるということであれば、大体大多喜町の農家の経営形態もわかりますし、売り上げの実態もわかるし、そういうことを把握されていないと、これからちょっと質問する部分が、なかなか難しいというか、理解できないのではないかと申しますけれども。

もう出ていますよ。大多喜町の農家は581軒でありました。ちょっと簡単に申し上げますと、50万以下しか売り上げがない農家が293軒。100万から500万が120軒、500万から1,000万が12件、1,000万以上が19軒ということで、大体水稲やっている人がほとんど兼務していますの

で、497軒、畜産が24軒。大体大筋こんなものだなということは、もう統計上出ていますので、ぜひ見て参考にさせていただきたいというふうに思います。

それでは、今回もう、T P Pの合意によって一番影響を受けるのが農業の分野だということで、国でも相当これから力を入れてその対応をしていくということで、国ではT P P関連政策大綱、こんなものをつくっていますし、その中に農林水産分野における基本方針、どうやってこれから農家を支援していくか、このような基本方針がもう既に示されております。この辺はご存じでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 政策大綱については11月25日に発表になって、情報は入手しております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 国の方針がどういうものが出てくるかということは、やっぱりそれは一番頭に入れておかなければいけないと思うんですよね。2015年のことしの補正予算で、新聞にも載っていましたがけれども、3,000億、大量に予算が計上されている。3,000億のうちの1,000億は基盤整備というか土地改良関係、そしてほかの部分に、畜産のクラスター事業とか、あるいは野菜、果樹の産地のパワーアップ事業、こんなようなところに使っていきよということで、2015年ですから、ことしの補正として出てくる。

何が言いたいかということ、町でも総合計画をつくったり、あるいは地方創生で農業関係に力を入れようということで計画をつくって、承認はされていませんけれども、町の方向としてこういうことをやっていこうということがあるわけで、そうすると、国の方針で補正がもうすぐ出てくるわけですから、やっぱり使えるものはどんどん使って、町が目指す農業をやっぱりある程度もうこういう機会に、その事業を使って目標を達成していく、こんなようなことを今からも準備しないと間に合わないでしょうって。

今までも、国から本当に事業が唐突にぱっと出てくる。対応ができないと、もうそれはできないわけですから逃しちゃう。町ではもう計画もある程度つくっているわけですから、やっぱりそういう中にどういうものがあるか、これをきちんと把握しておかないと、農業振興に丸っきり生かせないんじゃないか、こんなような思いでありますので、ぜひ事業の内容、もう本当に国のほうである程度細かいものが出て、多分行政関係に来ているんじゃないですか。私はよくわかりませんが、こういう事業があるということで来ておりますか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 3,000億の補正がつくという情報はありますけれども、それがどういう内容だということまでは来ておりません。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） そうですか、わかりました。

多分、今年度中ということですから、いろんな部分が出てくる。それをどうやって拾っていくかということが大切なんだと思います。

町でいろんな計画つくっていますよね。いろいろと基本方針、農業生産基盤の維持とか管理、あるいは農業後継者、中核担い手の確保、育成及び生産組織の育成、あるいは生産性の向上、地域の農産物の開発や育成、流通体系の充実、消費の拡大、有害獣の対策強化、こんなようなことをやっていこうというときに、こういう目標を立てています。そうすると、こういう目標をどうやってクリアしていくのか。それを今から職員の方は、どういう事業でどういうふうによったらクリアできるかということをしつかりと立てていっていただかないと、振興も支援も全くできない話だと思うんですけども、この辺はこれからも、多分来年の7月には参議院選挙あります。またそのときに打ってくると思います。ですから、準備は常にしておくというのは、どういう事業を取り入れてどういうふうに行っていくのか、そして農家の実態もわからないとどういう事業を入れていいのかもさっぱりわからない。このような準備をぜひしていただきたいと思うんですけども、課長いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） このT P Pの関係は、さっき3,000億の補正予算もありますけれども、来年の秋にこの支援策が発表されるということなので、それまでに農業者と、我々も当然勉強しなくちゃいけないんですけども、農業者と会って、それまでにどういうことが考えられるか、どういう支援があるのか頭に入れて、発表になったら、じゃ、どうするかということまで、そういう計画というか考えはあります。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） ありがとうございます。

来年の秋と言いますが、もう予算的にいろんなものが出てくる中で、どんどん遅くなれば、今回は、前のウルグアイラウンドのときは6兆の予算がばっとつきました。いろんな今批判を浴びていますよね、ばらまきだと。大多喜だって交流センター、その辺を、おかげでつくりましたので、あらゆる事業が当時やられました。6兆、何とかこなせとって、

もう空港つくったり何とかして本当にばらまいたんだけど、今回は多分、全中相当いじめられましたので、合意されても余り圧力というか、騒がなくなってしまった。ですから、そんなにお金に来るとい話ではないだろうと。

だから、できるだけあるものはチャンスとして捉えていかないと、そんなに、来年になったらやりますよと言うほど簡単な話ではないだろうなというふうに思いますので、突然出てくることいっぱいありますよね、今までも。だから、そういう部分はチャンスとしてぜひ捉えていただきたい。

町として、これから影響が出ると思うんですけども、町として独自の対策というのはあるんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 町として、今後独自の対策は考えられるかというご質問ですが、11月25日にT P Pの対策大綱が発表されました。今後補正予算や具体的な長期にわたる支援策が発表されると思いますので、それらを注視し、活用したいと考えますので、町独自の支援策は考えておりません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） なかなか町でということは難しい分はよくわかります。だからこそ、国や県のそういうものをうまく活用して行ってほしいというふうに思っています。

先ほど言いました町の計画の中に、成果指標ということで認定農業者をふやしたい、有害鳥獣被害の目標を下げたいということで、認定農業者は現状が23人います。将来的には28人にしたい。そして、鳥獣の被害も1,100万が694万に減らしたい、こんなような目標をもう既に、これは多分可決されるでしょうから、32年を目指してやっていくということなんですけれども、課長、認定農業者とはどういうものかご存じですか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 今、詳しくはちょっと言えません。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） これ例えば地方創生で今やっていますけれども、認定農業者って、もう大分前からの制度ですけれども、目標は、一応認定してもらうには計画をつくりますよね、改善計画を。労働時間は1,800時間、当初は800万の農業所得を目指す、こういう計画だった

んだけれども、大多喜やいすみでは無理だろうということで、2,000時間のたしか五、六百万のそういうものを目指すということが認定農業者の改善計画の柱だったんです。今多分もっと下がっているだろうと思いますけれども、そういうことを目指す、その人たちを中心にといいますか、その人たちを強化していくことによって全体を底上げしていこうというような考え方なんです。

地方創生もそうですけれども、農家が所得を得られれば、やっぱり後継者はつく。後継者がつけば嫁さんも来る。みんなやっぱり農業で食えないから外へ出ていっちゃうんですよ。今は支援策でいろんなことを定住化をやっていますけれども、基本的には町がしっかりと支援をして、そうやって所得を得られるような産業にどんどん仕上げていく。こういうことが非常に大切、これが基本だと思う。それなくして創生なし、いろいろとほかから連れてくるのではなくて、自分たちから。特に大多喜は、地方創生の話にちょっとなっちゃって恐縮でありますけれども、要はサービス産業とは人がいなければ成り立たないけれども、製造業、農業というのは人がいなくてもどんどん興していける。サービス業は、ほとんど大多喜町でもウエートは高いですけれども、人口が減ればなかなか、人がいなければサービス業は成り立たないわけですから、農業自体はそんなことない。人がいなくたって製造してどんどん出していけるという部分があるので、この辺は企画財政課長にもぜひお願いしたいけれども、ぜひやっぱり農業分野の強化を町のほうも支援していただきたい。

これを達成するための事業がどこかにないのかとか、あるいはこの前も言いましたけれども、農家の実態を余りご存じない。今、行政のほうで農家といろいろ話をするようなことをしていますので、非常にいいことだと思うんですけれども、実際に大多喜町の現状がわからないで農業振興もできないし、産業の支援もできないじゃないですか。だから、もっとそういう部分では、別に専門の職員といわなくても、再雇用でも何でもいいから、やっぱりそういう部分で農林課もやっぱりひとつ財政のほうに、あるいは総務課長に強力に働きかけて、大多喜町の農業どうするんだということで、やっぱりその辺は自分たちの中のビジョンを持ちながら、やっぱりお金を握っているそばに、ぜひということでやっていかないと。

今、北総のほうとこっちのほう、すごい格差ですよ、農業関係。向こうのほうに行くと、もう30代、40代が何人もばあっと使ってがらがらやっている人がいっぱいいます。うちのほうはもう本当に、何軒もそれで自立できる農家はいないし、今度はT P Pでもさらに、やっぱり将来的に不安だなということで離農するというのは目に見えているので、うまくこういう制度を使いながら、農家の実態を把握しながらぜひやっていただきたいというふうに思い

ますけれども、よかったら企画財政課長、ちょっと見解があればひとつお願いをしたい。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議員さんのおっしゃるとおりで、やはり地方創生というのは地域のものを活用して仕事をつくるというのが第一歩だというふうには考えております。

したがいまして、今回の地方創生とかやっている間でも、なるべく農業振興というようなことで、その農業の、今なぜ農業から離れていくかというものを考えながら、その農地の有効活用だとか、そういうものをなるべく推進していこうという方針を出しておりますので、これらの特に国の補正予算、議員さんのおっしゃられるこの補正予算というのは非常に町にとっては有利なものでございます。特に財源のないときに補正予算出されるということは、国がある程度の財源保証をしてくれて補正予算が成り立つというようなことになりますので、こういったものを産業振興課とも十分協議しながら、有効に活用していければというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） ありがとうございます。

最後ですけれども、準備。要するに農家が何を考えて、どこに支援をして、いろんな予算を、今までも事業がいろいろあってもやっぱりそこ見えないですよ。

簡単な例を言いますと、いろんな事業があっっているいろんな補助金がありますよとみんなに周知してくださいと、広報でぱっと、この前も言いましたけれども、出す。産業振興課に相談に来る。どこか探してみますよ。やっぱりありませんでした。農家はやっぱり、非常にもちろん事業いっぱいありますので、どれを対応していいかわからない。そうすると、県の普及センター、農業事務所に行って、向こうはもう普及員もいますので、現実的にどこかないと聞いてもなかなかやっぱり難しい話だけれども、同じ県内に仲間がいると、うちのこんな使っているよと。そしてそれを持ってきて、こういうのあるじゃないと。それで調べてもらって、初めてそういう事業が見つかるということのほうが逆に言えば多いですよ。相談来てくださいと言って、相談行ってもありませんよと。

ですから、やっぱり内容をしっかりと今回についても勉強していただいて、そういう準備、計画、こういう目標はどうやったら達成できるのか、これをぜひ早目につくって、農家にも、最後に、このような情報をどうやって提供して支援していくのかということで、ちょっと今私も言ってしまうかもしれませんが、もし答弁があればひとつお願いをしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 小高議員の今の、いろいろご意見をいただきましたけれども、本当にもっともなところのお話であります。

特に、今町もおっしゃるとおり、農業のやはり遊休農地、荒廃農地というのが実は大多喜町は千葉県でも非常に多いところがございます。そういうことで、私どもも、この農業の立て直しというのはやっぱり一つ大きな柱になってくると思います。

それで、実は今お話にもありましたように、まず農業の、これから若手の皆さんが農業をやる上で、実態はどういうところに支援が欲しいのかということをもっと把握しないとなかなか難しいなと思っています。実は今2カ月に一遍程度、これからいろいろ、1回農家の皆さんと若い方、また農業を専業でやっている方いろいろな懇談をしながら、それぞれ分野別にこれからまた細かく入っていきたいと思います。

それで、まず農業の皆さんが何を求めているか、どういうところに支援してほしいかという本筋のところをまず見きわめた上の中で、我々もこれからの農業政策の中で、今お話にもありましたように国の補助金も、そういったことも含めまして、町としてどういう施策をできるか、そういったことをしっかりと見据えてやっていきたいと思いますので。今、本当に始まったばかりでございますけれども、これからその辺は、これからの国の動向も見据えてやってまいりたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

基本は農家が、あるいは後継者が一生懸命やる話ですよ。行政が幾ら応援したって本人たちがやる気がなければそれで終わりです。でもやっぱり、相談をしたいとか、あるいはこういう支援があるとかという情報はどんどん出して、やっぱりどこが足りないのか、逆にそのくらいまでアドバイスできたり、提供できたり、そういう体制はやっぱりきちんとつくっておいていただきたいというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

以上で1番目の質問は終わらせていただきます。

次に、外国人の保育士採用についてということで質問をさせていただきます。

本町では保育園で英語教育、先進的に実施しておりますし、また小・中学校でもやっぱり独自に英語教育に力を入れていただいております。総合計画の中でも、中3までの英語検定3級を目指しているということで計画にのっております。

前にもお話ししましたが、やっぱり子供は非常に無限の可能性があるので、10歳ごろまでに脳の細胞はどんどん活性化していくということで、できるだけ小さいうちに

いろいろな可能性のある幼児教育をしっかりとしていく、こういうことが大切だというふうに言われています。

今、やられていますけれども、さらに英語を話せるような保育士といえますか、外国の人に来ていただいて、前から何回も言いますけれども、卒園できるまでに英語を話せるように、こんなようなことを目指したらどうか。やっぱりこれは教育というか、授業で教えるんじゃないくて、生活環境の中で覚えることが一番大事だというふうに私は思っているんですけども、そういう部分でいえば、外国語を話せる保育士を数人とか、あるいはもっと多くの保育士として入れていただいて、外国で保育する、こんなようなことをやったらどうか。

いろいろなハードルも高いだろうし、規制もあるんだろうと思いますけれども、やっぱり全国に先駆けて、大多喜のこういうすばらしいものをさらにリードできるようにやっていけたら。小・中・高・大学とありますので、そういう中の特色のある英語教育、こういうものを目指していくことは、地域にとってもすばらしいことに、人材を育成するという部分でも本当にすばらしいことになるだろうし、そのことによって全国から注目を浴びるだろうし、大多喜にぜひという部分も本当に可能だろうというふうに思っています。

こういう部分で、このようなちょっと難しい部分もあるんでしょうけれども、考え方はどうでしょうか。町の見解をお伺いをしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 外国人保育士の採用についてというご質問でございます。

現状のちょっとお話をさせていただきますが、保育園では平成23年からえいごあそび教室、また27年10月、親子英語教室を三育学院大学の英語教師を派遣していただきまして実施しておる状況でございます。

内容でございますけれども、えいごあそびにつきましては3歳児以上の9クラスで週1回でございますけれども、実施しています。夏休み期間はこれを除いております。親子英語教室につきましては3歳児以上、同じでございますけれども、希望をとったところ68世帯の児童数78名、この児童の方々と親子ということで5クラスになっております。週1回、4カ月間実施を予定しております。

えいごあそびの内容でございますけれども、議員さんには一度見ていただいておりますけれども、音楽、ボール、ゲーム、ボードなどを使いまして、遊びながら英語を覚えていただく。簡単な会話ができるぐらいまでに何とかなればというふうに。また、親子英語教室でございますけれども、これは歌、ゲーム、ダンスなど親子で触れ合いを大切にしながら楽しく

英語を覚えていただくという形で、今、時間が決まっておりますけれども、その中で実施しておるところでございます。

ご質問のとおり、外国人の保育士さんを導入すれば、確かに英語に接する時間というのは非常に長くなるということは承知しておりますけれども、また園児に与える影響もかなり大きいと思います。現在行っている三育学院さんとの関連もございまして、外国人講師を派遣していただいて実施している部分をえいごあそび、この部分の継続ですね。さらに親子英語、こちらにつきましては財政との関連もございまして、可能であれば回数をふやしていただきまして、授業的な形になりますけれども、充実を図りたいというふうに考えております。

外国人保育士さん、確かに園児と常に親しみながら保育をしていただければ、非常によろしいかと思っておりますけれども、今後は保育園のほうの運営状況、授業等もございまして、そこら辺の見きわめをさせていただいて、それで採用が可能であればという形で、ちょっと判断につきましては、今、現時点では申し上げられませんが、このような形で実施ができればと思います。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 小・中・高・大と一貫した特色ある英語教育を目指したらということでございますけれども、現行の学習指導要領では、小・中・高校を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力を養成することを英語教育の狙いとしております。

小・中・高校を通じ、一貫して外国語のコミュニケーション能力を養うためには、小・中・高校において達成すべき教育目標を、卒業時及び各学年終了時に英語を使って何ができるかを技能別に記述した「CAN-DOリスト」等の形で、聞くこと、話すこと、読むこと及び書くことの4技能ごとに一貫した指標を示すことが必要だと考えております。このように、小・中学校で「CAN-DOリスト」を作成し、指標を示すことにより、英語教育について一貫した教育ができるのではないかと考えております。

教育課といたしましては、これまで実施してきた本町独自の英語教育の成果と課題を踏まえ、各学校が適切に学習目標を設定し、これらの資質・能力についての達成状況を明確化できるよう、これからも指導、助言、援助に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 子育て支援課長、今、英語教室やっています。感想をお聞きしたいんですけれども。あるいは幼児教育についてどう考えているのか。今の、えいごとあそぼうの感想がありましたら、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 感想ということでございますけれども、議員さんと一緒に見学、さらに親子英語につきましては私のほうでも夕方等一緒に、私は英語は話せませんけれども、そんな中で子供たちがどのように英語に接しているのかというところをちょっと見させていただいたんですが、子供においては、やはり5歳以下ですから、たまたまちよっと見たのが5歳児の子供だったんですけれども、やはり子供によってレベルがある。これは仕方ないと思います。大人でもやはりレベルがあるのは、覚え方にレベルがあるというのは仕方ないと思うんですけれども、その中で講師の先生にもお聞きいたしましたけれども、やはりそれなりに子供たちにおいては英語は理解できているというお話をいただきました。

ふだんの生活の中でも先生に対して、先生が来園していただきますと、おはようという形でハロー、また先生の問いかけに対して、おなかすいてるとかっていう話の中でも、やはり会話のできる子は、これはもういるということをお聞きしましたので、先ほどの話の中にもありましたが、確かに英語という教育を今後進展するということであれば、やはり常に耳から入れるということはこれは必要だというふうには考えました。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） ありがとうございます。

本当に保育園で英語もやっているし、これから放課後サッカーもやるというお話ありました。来年には音楽ですか、ということで非常に幼児教育というか、保育園じゃなくて幼稚園という部分、これもこども園にしたらどうかと前にも質問しましたけれども、一生懸命そうやってくれています。

今も幼稚園というか、こども園にしたらという部分も含めての英語教育なんですけれども、幼稚園と保育所が全国で同じようにつくられているというのは78パーセントあるそうです。5,000人から1万人の町でも62パーセントが幼稚園と保育所があるんだということで、かなりの数、幼稚園というか、そこにも幼児教育に力を入れているということでもあります。

そういう意味も含めて、やっぱり幼児のときに、きちんとどんどん教育をしていくということは、中教審の中でも非常に言われている話ですし、幼児教育の無償化の話も出てきている。こういう実態もあるわけで、ぜひ大多喜町からもそういう教育にもう少し熱を入れて、本当に保育園を卒園するとき、多分話せるだろうと。今、子育て支援課長おっしゃいましたけれども、私も見ていて、英語を勉強しているんじゃないんですよ。英語で勉強、英語で話しかけているんですね。先生は余り日本語しゃべれないですから。幼児の保育園生、みんな理解しているんですよ。話を、俺は全然わからないんだけど、園児はわかっているというか、反応はもうわかっているような話。そこで単語を教えているんですけども、単語を教えるということがちょっと私は意味が理解できないんだけど、単語を教えるということは、そこにまた日本語が入ってきちゃう話で、何かやっぱり素直にさっと入ってこないんだろうな。英語で全部、生活の中でやれば、あっという間に覚えてしまうだろう。

こういう独特の教育をすることによって、相当将来においても、この町がすごい全国から注目を浴びるんじゃないかなというふうに思っていますので、いろんな障害あるでしょうけれども、ぜひその辺はクリアしていただきたいなというふうに思っています。

一つには、大多喜高校ありますよね。10年後にはうちの町、頑張って8,500というけれども、今50人で地元の大高も存続難しいんじゃないでしょうか。50人しかいないで、優秀な人はまだどこかへ、高校の先生がちょっと寄稿していましたがけれども、大多喜町の中をよその高校を走る大型バスが走っていくよと。人材は地域で育てるものだというようなこと書いてありましたけれども、やっぱり50人で全部がいるわけじゃない。そうすると大高すらやっぱり維持できない。ここを維持するには、地元から優秀な人間をどんどん送り込まなくちゃいけない。

さっき言った小・中・高・大というのはそういう部分で、もう全国の大学では英語でしゃべっているそうだが、どんどん人が集まっているし、高校でも始めている。東京都でも小・中・高の一貫校をこれからやるんだということで、英語に力を入れていきたい、こういう部分もあるし、大高のレベルアップを図ることこそが存続の唯一の道だろうと私思っていますので、全部英語がしゃべれる人材を高校に送ること、多分、勝浦、御宿、いすみ、向こうは1校ありますので、もう近い将来、やっぱり向こうのほうがふえてくるでしょう。そうすると、本当にどうやって維持をするのかというのは、支援策もあした根本議員のほうからあるようでありますので、そちらも必要でしょうけれども、中身もやっぱりレベルを上げていく方法をこの町も考えていかないと、廃校になる危険性があるんじゃないでしょうか。

突然で恐縮ですけれども、教育長、やっぱり英語で、こうやって一貫してやっていくということについての見解を伺いたいですけれども、先ほど課長からありましたいろんな教育要綱ですか、決まっていると、そういう話じゃなくて、逆に言えば保育園で話せるようになれば、小・中で余り英語をやらなくてもいいじゃない。ほかの教育をどんどん国語だとか、歴史だとかそういうものを、英語を勉強すると時間かかるんです。小さいうちに覚えてしまえば何てことない、もっと余裕ができるし、英語で授業することも可能になってくるんだろうというふうに。大高も英語で授業するような科をつくれば、外からみんな集まってくるんじゃないかというふうに思っているんですけれども、少し見解ありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 小高議員さんの町の子供たちに、いろいろな面での力をつけてという、地元の高校へ送り出すという話はよくわかりました。その根本的に、やはり英語教育をもっともっと盛んにしたらいかかというご質問だと思うんですが、今大多喜町は、先ほど子育て支援課長からも申しあげましたように、ほかの市、町ではやっていない保育園、それから小学校全て、それから中学校に、三育学院から講師をお願いして指導していただいているところです。

ただ、今、国の動向ですと、国では英語の教育を、英語教育とは言わないで、小学校の場合は外国語活動という部門に入るんですけれども、これは、これだけやってくださいというのは5年生、6年生、それから中学生なんです。ただ大多喜町の場合は1年生から4年生までもプラスしてやっていると。これ町長の肝いりでもありまして、保育園からということをやっています。

そうしますと、英語を非常に堪能にしていけば、ほかの学力もつくのではないかと、今、議員さんおっしゃったんですが、例えば我々公立の小・中学校の義務教育の中でやっていますので、小学校1年生ですと、例えば国語は1週間のうち何時間やりなさい、体育は何時間というふうにもう決められているんですね。それが学習指導要領ということで、それぞれの学年で何の教科を何時間やってくださいと決められています。

ということは、今、大多喜町の小学校では、小学校1年生が外国語でやる時間というのはないわけなんですよ。じゃ、何を削ってそれをやるか、例えば道徳をやらないで英語の時間にしますよという、これは大変な全国規模の問題になってくると思います。決められた教科の、今、小学校1年生は25時間、1週間の中で勉強時間数があるんですけれども、その

中で何を削って英語を入れるかという、今、大多喜町では特別活動という時間を削って、2週間に1回英語をやっているわけなんです。

だから、英語教育をもっともっと、外国の先生を学校にも入れて、保育園にも入れて、どんどんシャワーのように英語が入ってくれば、子供たちはかなり力はつくと思うんですが、では時間何を取るか。大多喜町だけ小学校は、普通1年生は5時間なんだけれども、もう1時間プラスして6時間、7時間、1日の中でぶら下がりの教科をつけてそこで英語をやると、これは多分子供が集中力が切れちゃって、とても続かないと思います。

なので、今、保育園からずっと3年間大多喜町は続けてやっていますけれども、非常に効果は出ているんです。どういう効果が出ているかという、例えば小学生が修学旅行に行ったり、社会科見学で外に行ったりして、外国の人と接しても、言葉を簡単にかけられたり、少し英語で話したり、そういうことは前はやっぱりなかったんですよね。小学生が全く英語に触れていませんでしたので。そういう面では効果が出ていると思います。外国の人を恐れなくなったとか、気楽にふだんから接していますので、そういう面でもプラスになっているし、あるいはこの秋には夷隅管内で中学生の英語スピーチコンテストというのがあったんですけれども、これも1年生、2年生だったんですが、西中の1年生、大多喜中2年生が優勝しているんです。夷隅管内で。夷隅代表として県に行っているんですけれども、これもやはり小学校からずっと今やってきた効果が徐々に出てきているなという感じはしています。

ただ、一貫して今よりも授業数を多くしてというのは、小学校の場合はなかなか、今、申し上げましたように、公立学校の中で授業数が決められているので、その中でいかに効率的ないい英語の外国語学習をしていくかというのが大変問題になってくると思います。

ただ、中学校は今半分入っています。4時間、1年生も2年生も3年生も1週間に4時間英語の授業があります。今2時間英語の先生に入ってもらっていますので、これをできれば来年度は4時間。

○7番（小高芳一君） わかりました。ちょっと時間がありませんので、すみません。

○教育長（石井信代君） すみません、というような形で。

○7番（小高芳一君） 私が言ったのはちょっと意味が違って、英語で国語や算数の授業をなさいと。別に授業を削るわけじゃないんです。そういう意味で、要するに話せるようになれば、そういう授業も可能でしょう、そうすると英語の授業は要らないでしょう、もっと時間がいっぱいできるでしょうという意味で申し上げただけで、授業をふやしてという話ではなくて、今ある授業を英語でやっちゃいなさいよと。算数を英語で教えなさい、歴史を英

語で教えなさい、そういうことをつくればよろしいんじゃないですか。それは何でかという
と、小さいうちからある程度理解できればできるでしょうという話で申し上げただけであり
ます。

その辺も、とてもそんなことやれるわけじゃないのと思っていますでしょうから、少
しでも頭入れておいて、やっぱり方向はそういうことが、将来的には起きてくる私は話だと
思います。何でかという、先ほどTPPの話しました。12カ国ということでもありますけれ
ども、韓国も入りたい、いろんな国がそこに参加したい、そうすると人や物、流通部分、全
部投資が一つの流通の中で来る。そうすると、外国の資本が入ってくれば英語はどんどん話
せないとなかなか厳しくなる。自分たちは、これはいいですけれども、子供たちが多分20年
後になったら、英語は半分ぐらい話していくような社会ができてくるのではないかなと、そ
の対応のためにもやったら、教育のためというか、点数を上げるためにやるのでは全くなく
て、そういう財産を子供たちにつけさせてあげることが大事じゃないのという部分で、それ
は将来のそういう、世界が一つに、流通が、物が一緒になって、人もどんどん交流になると、
必ずそういうものは必要とされる話でありますので、そういう中でリードしていく人間をつ
くっていく、これが大事だという思いで細かいことは私にもわかりません。

でも、20年とか30年先のこの社会はどうなっているんだろうと考えた場合は、今からもう
簡単に、そのような、邪魔になるものじゃないですからね。2カ国語話していたって全然自
信も持てるし、社会にやっぱり自信持って生きていけるんだなというふうに思います。

もう一つ、これから高齢化になって、大多喜町もそうですけれども、1人が1人を支える
時代、やっぱり人材をどんどん育成しないとこれは難しいですよ。持続できないですよ。や
っぱりそこには能力のある人というか、人材を本当に育てていかないと社会が持続しない。
そのくらいのことは十分考えていかないと、社会保障が成り立たないでしょうと。今みたい
にお金を集めるということじゃなくて、人をしっかりとつくっていかなければ、1人で1人
を支える社会は持続しませんよ。

だから一つには、英語というのは勉強して覚えるものではないと思っていますから、生活
の中で同じように、自然に頭の中へ入っていつてしまえば、これはこんなに楽なことはない
し、その分ほかの授業どんどんやったほうがいいんじゃないのという思いできょうの一般質
問をしました。

保育士の部分も、もう全部足りないということで、国のほうでも規制を緩和する、保育士
の配置基準を緩和して、もう保育士の免許がなくてもある程度見られる、あるいは先生をや

った人は大丈夫ですよというような方向でありますので、ぜひその辺は大多喜の独特の教育を目指す、やっぱりほかと同じようなことをやっていけば、全然おくれていっちゃうんですよ。議会で視察に行った海士町だって、県立高校を変えるのに10年かかったといいます。今、小・中の話しましたけれども、学習指導要領があるということでありましたけれども、町の独特の教育をしっかりと全国に先駆けてやるぐらいのビジョンを持って、ぜひお願いしたい。

町長は今度は教育の最高責任者ということで、教育方針もある程度町の方角として出せるというふうにも理解しているんですけども、町長の見解を聞いて質問を終わりたいと思いますので、最後をお願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今の英語のお話ですけれども、今、大体2カ国語程度ではないんですね。もう今3カ国とか、4カ国ぐらいしゃべるのはもうざらになっているんですね。ですから、当然のことながら、これからは今のTPPの問題もそうですけれども、グローバルな中で最低やはり公用語である英語、2カ国語ぐらひはしゃべれないと、これからはなかなかいろんな場面で難しいかなと私も思っています。

ですから、今、小高議員の質問の内容については私も同感なんです。ただ、私もこの保育園の質問が出たときに、やはり保育園の園長ともお話もいたしました。また教育課のほうともいろいろお話をしてまいりまして、保育園につきましては、確かにそういう外国の先生を雇うことは難しい話ではないなというのは感触をつかみました。ただ、いろいろ園の中でいろんな行事がありまして、それをどうやってその中に入れ込んでいくかという、一日の時間の中でどうやってそれを進めるかという、そういった問題もあります。それでまた、特に大多喜の保育園は園外保育というのがほかの保育園に比べて非常に多いということもあります。ですから、これはこれでまたいいことなんですね。外で遊ばせるということ。

ただ、そういったことも含めまして、今の学校のほうの問題も含めましてそうなんです、まさにどうしたらやれるか、どうしたらこれが実現できるかという方向の中で、町としては検討をして、今いきたいと思っています。ですから、これがあるからできないという話ではなくて、じゃ、どうやったらそれを乗り越えられるかという視点でこれから進めてまいりたいと思いますので、その辺でご理解いただければと思います。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） どうもありがとうございました。

いろいろ申し上げましたけれども、少しでも参考にしていただければというふうに思いま

す。

以上で私のほうの一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 以上で小高芳一君の一般質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとります。11時30分から再開します。それまで休憩。

（午前11時17分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時29分）

◇ 山田久子君

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君、一般質問をお願いします。

○10番（山田久子君） 10番山田久子でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日の質問は、厳しい財政運営を迫られる中ではございますが、未来への投資とお考えいただけますと、よろしく願いいたします。

初めに、大綱1、少子化対策・子育て支援対策についてより、不妊治療費の助成について質問をさせていただきます。

人口減少・少子化対策は、本町としても重要課題の一つであります。皆様もご存じのように、大多喜町人口ビジョンを見ますと、出生数は近年50人程度にとどまっており、合計特殊出生率は平成25年度の数字で1.20、全国1.43、千葉県1.33を下回っております。

また、本町の母親の年齢別出生数の推移は、平成21年以降、30歳から40歳代の出生数に上昇傾向が見られ、晩産化が進むにつれて出生数が低下する傾向が見られているようです。晩産化により子供を持ちたいと思いつつも、なかなか妊娠しないカップルもいるのではないかと思います。このことから、不妊治療を受けている方も少なからずおられるのではないかと推察するところです。

その治療を受ける不妊症というのは、何らかの治療しないとそれ以降自然に妊娠する可能性がほとんどない状態を言うそうです。不妊症と診断できる期間は年齢により異なっているようですが、日本産婦人科学会2013年版産婦人科用語集では、その期間については1年から3年までの諸説あり、2年というのが一般的であるとしています。しかし、世界保健機構では、2009年から不妊症を1年間の不妊期間を持つものと定義しており、昨今、結婚年齢が高

くなった日本でも、1年以上妊娠をしない場合に不妊症と診断し、年齢が高い場合にはより早期に検査と治療を開始したほうがよいという考えが一般化してきているようです。

日本産婦人科学会の調べによりますと、特定不妊治療といわれる体外受精、顕微受精を含みますが、による出生数は平成21年で2万6,680名で、全出生数の2.5パーセント、40人に1人の割合を占めているそうです。これらの治療方法は保険適用外であるため、医療費も高額になり、経済的な問題から不妊治療の継続が難しくなり、続けられなくなる人もあるようです。

ある調査では、体外受精で妊娠した人の平均治療費は134万円、顕微受精で妊娠した人の平均治療費は166万円、不妊治療で妊娠するまでの平均期間は2年1カ月とのデータがありました。千葉県ではこのような特定不妊治療に助成をしておりますが、それでも医療費の負担は大きなものとなります。不妊治療を受けられるご夫婦は、経済的、精神的に大変な負担を負っているものと考えます。

そこで、不妊治療を受けられるご夫婦への経済的支援として、また少子化対策の一つの方法として、町として上乗せ助成をしてはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問に対し、健康福祉課のほうからお答えさせていただきます。

特定不妊治療助成の町の上乗せ助成ということですが、山田議員おっしゃるとおり、不妊治療の中で1回の治療費に約20万から70万かかる治療もありまして、高額のため経済的な理由で子供を持つことを諦める方が少なくないという状況でございます。

千葉県では不妊治療のうち、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる体外受精と顕微授精に要する費用の一部、1回当たりですが15万円を限度として助成しております。経済的負担の軽減を図るとともに、不妊に関する相談を充実させることにより、不妊に関する総合的支援体制の推進を目的として、県では特定不妊治療費助成事業を実施しております。

町としまして、利用者がまとまった治療費が必要となり、経済的な問題も生ずることから、経済的な負担を軽減し、1人でも多くの方が利用しやすいように、人口減少対策の有効な一つの施策とも考えますので、このようなことから特定不妊治療助成事業に上乗せ助成について実施していきたい方向で考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。前向きなご答弁をいただけて大変感謝する

ところでございます。

今、課長のほうからお話がありましたように、体外受精、顕微受精の治療費は自由診療の扱いになりますので、やはり1回10万から60万円以上という本当に高額になっているようです。このところ対しまして、県として特定不妊治療費の助成がありますけれども、それでもかなりのお金がかかるということでございます。

今、町のほうとして助成を考えていただけるということでございましたが、町ではどの程度の金額を助成をしていただけるというようなお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 助成が幾らぐらいかということなんですが、これは今後財政担当課との協議になりますけれども、一応私どものほうでは、上乗せは10万ほどという形で今考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

実施はいつごろ、財政のほうと交渉していただく予定でいらっしゃいますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 実施の時期でございますけれども、来年度、28年度当初からということで私のほうは進めてまいりたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

近隣でも、行政区でやはり10万円程度の上乗せ助成をしているところが多く見受けられておりますので、本町、この点がまだまだちょっと取り組みができていなかった部分かと思っておりますので、ぜひ来年の4月からの実施を目指しましてご検討をお願いしたいと思うところでございます。

つきましてなんですが、この特定不妊治療費については、男性の不妊治療の保険外診療に対して、やはり同じように上乗せをしている自治体がございます。茂原市さんでは、金額では年度で1万円程度なんですけれども、女性に限らず男性の方がそういった形の場合もあると思っております。本町も、男性も対象にさせていただくことはできないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 男性の不妊治療も対象ということでございますけれども、今、

先ほど言った、特定不妊治療の関係ではなく、一般の不妊治療のほうでできましたら、男性のほうも助成をしたいと、夫婦という形で助成をしたいというふうには考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今、課長のほうから一般でということでしたがけれども、私も次の質問の中で、不妊治療には一般不妊治療としてタイミング療法、ホルモン療法、人工授精など、特定不妊治療に至る前の治療があります。これらの治療においても、私としては医師が不妊治療であると認めたときには、町で独自の助成をしていただくことはできないかというふうに考えていたわけですが、今の課長のほうで、男性の方はこちらでということであったんですが、これほどのような感じで男性はお考えいただいているんでしょうか。また、女性に対しては一般の不妊治療、こちらのほうで助成というものも検討していただくことができるということなんですか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 一般不妊治療の関係なんですが、今山田議員さんおっしゃりましたとおりタイミング法とか、あと排卵誘発法、あと人工授精、その辺がございまして。この不妊治療というのは、今言った治療方法、それから先ほど言いました体外受精とか顕微授精、これを順番にステップアップして行われるのがほとんどだと聞いております。

そういうことで、一般不妊治療の場合、確かに体外受精とか顕微授精より医療費的には医療保険の適用となる治療があります。比較的安価で治療が受けられますので、1回の治療費は安くても回数が多くなればやはり高額になりますので、その辺につきましても町としましては利用者の経済的負担の軽減と、あと利用しやすくするために一般不妊治療についても助成のほうを考えております。

あと、男性の治療なんですけれども、一応この不妊治療というのは女性だけが受けるものではなくて、双方一緒に受けて不妊治療を行いますので、それで男性に原因がある場合は、やはり男性の治療費についても一般不妊治療のほうで助成をしたいと考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

今の一般不妊治療のほうで、男性と女性と助成を考えていただいているということで本当にありがたいと思うんですけれども、今、課長がおっしゃられましたように、タイミング療法においては1回5,000円から1万円程度、こちらは健康保険が適用になるようでございます。また、ホルモン療法、今課長がおっしゃってございました排卵誘発療法、注射や飲み薬ですね。

こちらのほうもやはり保険が適用になるようでございます。

ただ、人工授精につきましては1回1万円から2万円程度ということで、こちらは保険適用外という形になっているかと思えます。こちらの、今は私3つのほうの療法を申し上げたんですけれども、医師が不妊治療であると言って診断書をいただけた場合には、それぞれ全て助成の対象としていただけるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） ただいまのご質問ですけれども、私どもでは一応そういう形で、体外受精の場合、やはり保険対象外です。ただ、それについても一応助成の対象という形で進めていきたいとは思っております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、こちらの一般不妊治療に対して、どの程度の助成をいつごろからというふうにお考えでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） 助成の金額なんですが、一応年間治療費合計で大体5万という形で、今これから考えております。実施時期につきましては、やはり特定不妊治療と同じに、来年の4月をめどに今検討しているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

合計で5万ということで、ちょっと私としてはうれしい数字をいただいたかなと。もうちょっと低く答えていただいってしまうのかなと思っていましたので、非常にありがたいと思います。

私が先ほど述べました数字、金額というのは、これは現実に妊娠をされた方の実績だそうでございます。中にはこれよりももっともっと多くのお金をかけていただきながら、実際の妊娠には至らなくて諦めてしまったという方も多いというふうに伺っておりますので、本当に、この妊娠に入る、一般不妊治療、その初期のところこういった助成をしていただけるということは、本当にそれからのいろいろな取り組みもしやすくなってくのではないかと考えますので、ぜひ今ご答弁いただきましたように、来年の4月から町のほうでの単独の助成をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

子供が1人生まれますと、家族だけでなく地域も元気になります。それだけでなく、さまざまな消費もふえると思います。孫がいると、おじいちゃん、おばあちゃんは買わなくてい

いものにもお金を出します。不妊治療の助成は近隣行政区でも独自の取り組みを実施しておられる様子が見られますけれども、そういったものも参考にさせていただきながら、より一層ご夫婦へのご支援をお願いしたいと思います。

次に、子育て支援対策として、病児・病後児保育に対する質問に移ります。

子育て中の働くお母さんのお声として、病児・病後児保育のご要望がございます。本年いすみ市において、体調不良で保育園や学校へ行かれないお子様を預かってくれる病児保育室パウルームの事業がいすみ市、御宿町の助成により始まったことはご存じのことと思います。

そこで、本町では病児・病後児保育に対し、どのようなお考えを持っておられるのか、町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 病児・病後児保育の町の考え方というご質問でございます。

ちょっと今までの流れといいますか、平成26年度におきまして、夷隅郡広域市町村圏事務組合の事業といたしまして、郡内の市町とともに協議しておった状況がございます。その協議の中で、広域の組合としての事業化については、これは困難だという判断が昨年ございました。それぞれの市町においてこの事業についてはやってくださいと、そういうことになりました。山田議員さんがおっしゃったように、いすみ市とあと御宿町の助成ですね、これによりまして、ことしの10月開所されております。

勝浦市、これに参加しませんでした勝浦市でございますけれども、これにつきましては、保育園、幼稚園が老朽化しているという状況の中で、統合を考えておるようでございます。平成30年度を予定しまして、その計画をしておるようでございますけれども、聞いたところによりますと、その施設の中に、あわせて病児・病後児保育業務を一緒に計画していきたいという情報がございました。

町の考え方ということでございますけれども、ご存じのとおり、小児科、大多喜町には専門医さんいらっしゃいません。この中で、現在、受診される子育て世帯の方には、ご負担かけておる状況でございますけれども、近隣の市町との協力を得ていただきまして、夜間並びに休日の子育て医療体制をもう少し構築してまいりたいと考えております。

また、病児・病後児保育の実施につきましては、やはり小児科医さんの確保と連携がどうしても必要になってまいりますので、このことを考えますと、やはり郡市内の状況も今後も十分に注視しながら、町内にいらっしゃいます医師のご協力並びに関係部局とともに連携を図れるか見きわめて、対応はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません。今、勝浦市のほうでは保育園、幼稚園の統合を考えていらっしゃるということで聞いたんですけれども、これはどこへ設置をされるのかという予定のようなものは決まっているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 当初の話ですと、もともとの勝浦市保育園、あの高台でしょうか、そこにあるところを予定しておったようでございますけれども、その後の財政事情と、あと高校の廃校の関係もありまして、まだ白紙ということ聞いております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今の小児科の先生との連携という部分もあるというふうにお話があったんですけれども、そういう観点からいきますと本町はどこの病院、例えば病院のお力をかりるとすると、どこの病院が考えられる状況になるのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 現在、小児科専門医ございません。ただ、小児科の中ということで、たしか3病院、3医院さんでしょうか、あるかと思いますが、現在のところでは、ちょっとはっきりとは申し上げられませんけれども、ある医師のほうと話ができればという形で。ちょっとまだそこまで話が進んでおりませんので、はっきりと申し上げられません。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ある医師ということは、ある程度動いてくださっているというふうには解釈をさせていただいているわけなんですけれども、実は働くお母様が、一番病児・病後児保育を使うときに利便性が高いのは、やはり病院があって、そこで先生に診察をしていただいて、その施設で預かっていただけるというのがやはり一番便利がいいようなんですね。

その関係で、近隣では前は白子町にある酒井医院さんが大変人気があって、茂原ですとか、この辺の近隣の方でもどうしてもお子さんを預けなければいけないというときには、酒井医院さんを利用されているというケースが多かったようなんです。ほかですとやはり診療を受けて、またその施設まで連れていかなければいけないという、そういった連携の中で、今回いすみ市さんで行いましたこのパウルームも、病院で先生が診断をしてくださって、そのままその施設で預かっていただけるという、これがやはり一番お母さんとしても、またぐあ

いの悪いお子さんにとっても、あっちへ行ったりこっちへ行ったりということがなくて済むので、本当に一番ありがたいことなのかなと思っております。

ただ、私も今回のこのパウルームさんにおきましては、大多喜町からはちょっと距離がありますので、もろ手を挙げてここへお願いをしてほしいという、ちょっとそういう状況では個人的にはないかと思っております。ただ、やはり仕事をしながら働くお母さん、子供さんがぐあいが悪ければ自分で見たいのは当たり前なんですね。でも、それをどうしても子供を預けてでも働きに行かなければいけないということもあります。そういった場合に、パウルームさんでは当日にあきがあれば、いすみ市また御宿町のお子様以外の方も利用させていただけるという、こういったようなことのようにございます。

ただ、その場合の利用料が1日5,000円、半日4時間2,500円かかるそうなんです。いすみ市さん、御宿町さんのご家族よりも負担が倍近くになるという、こういった状況があるようございます。そういった中で、本町でも今模索をしていただいているということなんですけれども、本町での病児・病後児保育のめどがつくまでの間、こういった近隣の病児・病後児保育の施設を使わせていただいた場合に、町としてお母さん、保護者に若干の助成をしていただくことはできないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 助成というお話でございますが、他町に行って実施している利用者への負担の助成ですね。今のところ助成については考えておりません。

しかしながら、郡内の市町の状況を見させていただきまして、これについてはまた対応できるようであれば、財政との協議もございませうけれども、対応を見させていただきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私もいすみ医療センターさんにちょっと行きましたときに、ちょうど若いお母様が子供さんを連れて病院に来ていまして、「どうしようかしら仕事、困っちゃったわ」というお声がございました。そのときは大多喜町のお母さんだと思っていなかったもので、ああ、このお母さんは子育てでやっぱり大変ね、お仕事しながら大変ねと思っておりましたところが、大多喜のある保育園に行ったらそのお母さんがいらっしやいまして、あら、うちの町の方だったのねという形でございました。

やはり大多喜町でもこの病児・病後児保育、必要な状況にあるのではないかなと、私はこのように思います。ただ、やはり距離が近いということが、より利便性がよく使わせていた

だくことになるのではないかなと思っておりますので、先ほどのある医師の方に打診をされているということをございましたけれども、できるだけ町内、もしくは町内の近場で早い実施をお願いすることができればと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） できるだけご要望に沿いたしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） よろしく願いいたします。

私も大多喜町にお嫁にまいりまして、子育てをさせていただきましたけれども、本当に車で移動しなければいけないという、そういう状況の範囲が広く、本当に大多喜町は、また町場とは違う子育ての大変さというものを実感させていただきました。

また、自分自身もずっと働きながら子育てをさせていただきました。やはり働くお母さんが自分で休んで見ればいいとおっしゃいますけれども、働いている以上は仕事にも責任がありましてなかなかできないという、そういった状況もございます。それを町に押しつけるわけではないんですけれども、この少子化の中で1人でも多くのお子さんを産んで育てていただくというためにも、そういった部分でぜひお力を貸していただくことができればと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

次に、県民の森、芝生広場に幼児用の遊具、砂場等を設置することについてお伺いいたします。

町内のお母さんから、小さい子供を遊ばせるところが欲しい。芝生広場の隅でよいので、幼児が遊べるような遊具、砂場をつくってほしい。せっかく近くによい施設があるのに、県民の森に行かずにほかに遊びに連れて行っていると。また、町外の方からも、上の子供は芝生広場で遊べるが、小さい子供の遊べる遊具があるととってもよいのですが、とのお声をいただいております。

子育て支援の一環として、また県民の森のさらなる有効利用の観点からも、幼児用の遊具、砂場の設置をしてはどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 県民の森の芝生広場に幼児用の遊具、砂場の設置というご質問でございますが、ご承知のとおり県民の森の土地の所有者は大多喜町であります。千葉県が設置及び管理者となっており、大多喜町が指定管理を受けております。遊具、砂場の設置については、町内にそういう施設はありませんので、今後、県とも協議をして、前向きに

進めたいと考えます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

今後、県とはどのような形でどういう計画というか、予定で協議を進めていっていただくことができますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 県と定期的に県民の森の関係については協議がありますので、その中で土地は町の土地なので、こういう設置してよろしいかどうか伺いたいと思っています。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） それは伺うということだけなんでしょうか、それとも強力で推し進めていただけるというふうな解釈をさせていただいてもよろしいのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） できれば、こういう施設がないということで、強力で進めていきたいと思えます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

本当に子育て支援対策としましても、県民の森は本当に多くの皆さんに利用していただいております。町内、町外にかかわらずご利用いただいておりますので、ぜひ県のお力をいただきますように、課長ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

以上で大綱1を終わらせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 一般質問の途中ですけれども、ここで休憩に入ります。

その間に昼食をとっていただき、1時から再開したいと思います。お願いします。

(午前11時59分)

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時59分)

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 次に、大綱2、防災意識を高める取り組みについて質問をさせていただきます。

広大な面積を有する本町では、自然特性、社会特性、想定される災害特性に応じて、多様な防災対策の形態をとることが必要ではないかと考えます。特に高齢化率の高い本町では、きめ細かい高齢者対策、障害者対策に平時から取り組み、防災・減災を進めていくことが求められてきているように感じております。

ご高齢者の方々から、「昼間、家族やご近所に人が不在のときに、何か有事が起こった際の対応に不安がある」とのお声をいただいております。それには各自主防災組織等で独自の対応策を検討・作成していただくことも一つの方法ではないかと考えます。

町では、自主防災組織の設立推進を進めていく計画でございますが、改めて自主防災組織とは何か、役割と運営形態についてお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは自主防災組織に対するご質問にお答えさせていただきますけれども、自主防災組織とは、ふだんから顔見知りの地域や近隣の人たちが集まって、互いに協力しながら防災活動に取り組む地域単位の組織のことで、災害対策基本法でも定められております。

その役割でございますけれども、例えば地震などの大規模災害が発生した場合には、倒壊した建物に閉じ込められた人の救出、あるいは住民の安否確認や避難誘導、初期消火や負傷者の応急手当などが考えられ、また、これらをスムーズに行うためには、平時には災害に対する避難訓練の実施、あるいはその地域における災害弱者、危険箇所などを把握することが必要ではないかなというふうに考えております。

また、自主防災組織の運営でございますけれども、これは消防団などとは異なりまして、住民の自主性に基づいて運営するものでございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、ありがとうございます。

それでは次に、町では自主防災組織設立を進めていくということでございますけれども、こちらの育成について、現在の自主防災組織の設置の状況と今後の設立支援の取り組みはどのように考えていらっしゃるのか、続けてお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） まず、自主防災組織の設置状況でございますけれども、現在9団体、9集落ですけれども設置されておまして、平成21年度に8団体、平成24年度に1団体ということで、集落単位で設立をされております。

今後の設立支援の取り組みということでございますけれども、これまで防災訓練の打ち合わせの会議、あるいはその地区の区長会議、あるいは区長・会長会議などで設立に向けた説明を行っております、実際に設立する段階では自主防災組織の規約が必要になりますので、規約作成に伴う支援ですとか、設立時には災害救助用工具の支給などを行っております。

今後、これらの支援を続けるとともに、今度は区に出向いて実際区長・会長会議、あるいはその防災訓練の会議等で話をしますと、内容としては非常にいいとは言っているんですけれども、なかなかそこから先にちょっと踏み出せないというのがございますので、これから直接そういう話があれば積極的に区のほうに出向いて、説明をさせていただいて設立をしたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、今のお話の中で設立の単位ということで地域、もしくは集落という表現を使ってご説明をいただきましたけれども、この地域とか集落というのは、町という区という単位なのか、その設立単位というのは、どういうふうな形で捉えさせていたいただいたらよろしいのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 現在設立されております9団体は、いずれもいわゆる区です。ですから、集落単位ということは区の単位で設立してもらうのが一般的で、またそれが一番適当ではないかなというふうには考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） その場合なんですけれども、区で設立をしていただいております自主防災組織の役員さんというのはどのような形になっているのでしょうか。区長さんが兼任をされているのか、新たに別な形の役員体制というか、組織体制をつくっているのか、この辺はどのような形になっているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 設立するときに規約と役員名簿の提出をしていただくんですけれども、役員の代表者の方はいずれも区長さんがなっておられます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 区長さんということなんですけれども、区単位の設立を進めていく上で、1年程度で交代が行われる区長さんが中心となりますと、継続性の面で難しいところもあるのではないかと思いますけれども、その点はいかがなんでしょう。設立後の訓練とか、そういった分も含めまして、こういった形が今の現状なんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 現在9団体ですが、内訳としましては老川地区が形の上で全ての集落、8つ、下大多喜、田代で1つということで9つなんですけれども、その活動ですけれども、老川地区は平成21年度につくったわけですが、その中で例えば消防署に依頼して救急救命講習を行っている地区もございます。ですからそれが、自主防災組織と区というのはほとんどイコールですので、区が主催、あるいはそこに消防団が絡むというような形ですけれども、そういうように行っている団体もありますし、あるいは防災訓練を行いますので、そのときに地区ごとに来ていただけたところもございますし、また実際に、設立はしたけれども、余りふだんはそういう活動は、自分たち自主的にやっているというところもないというのも事実でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 今の課長さんのほうからご答弁をいただいたわけなんですけれども、私もそういったところが現状なのかなというような感じもいたしますが、逆に言うと無理のない状態なのかなという気もいたしております。

そういった面で、先ほども申し上げましたけれども、1年間ほどで交代が行われる区長さんが中心となりますと、やはり継続性の面で難しいところもあるのではないかと思います。そこで、地域防災リーダーとして各自主防災組織に数名の防災士を育成し、この防災士を中心に行政との連携の中で区や地域、消防等のご支援、ご協力をいただきながら、設立を進めてみてはどうかと考えます。

この防災士とは何かと言いますと、地域のさまざまな場で減災と地域の防災力向上のための活動が期待され、そのために十分な意識、知識、技能を有する人で、NPO法人日本防災士機構が防災士と認証した人のことを言います。防災士の主な役割は、1、災害時、公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減。2、災害発生後の被災者支援の活動。3、平常時の防災意識の啓発、自助・共助活動の訓練などです。平成27年4月末現在で、全国で9万

2,880人の防災士の方が活躍しているそうです。

その防災士には地域住民の皆様のご協力をいただき、なっただきたいと考えるわけなんですけれども、特に地域の実情を知り、かつ行政の状況も知り得ている地元の職員の皆様にもお力添えをいただくことができれば、何よりも心強いものではないのかと考えます。ただ、この防災士の資格を習得するには、研修講座受講料、試験費用など1人6万円程度の費用負担が発生します。個人になっただけにはちょっと大きな金額ではないかと考えます。

そこで、町民、地域住民を守るために学び、資格を取っただけという観点、そしてまたそれを生かしていただくという観点から、町として半額程度の費用を助成し、この防災士を導入し、育て、自主防災組織を設立していったらどうかと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ご質問の趣旨ですが、職員への補助ということではよろしいのでしょうか。それとも一般の町民の方ということでしょうか。

○10番（山田久子君） 基本は一般なんですけれども、職員の皆さんも担っていただけたらということであれば、それは町民ということで職員の方も対象にしていればというふうに考えます。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それではお答えしますけれども、防災士の役割につきまして、いろいろご質問の中にございましたけれども、町の防災計画の中でも、地域の防災のリーダーの育成というのももちろん入っております、防災の考え方は、自助、共助、公助ということが前提とさせていただきたいということで地域防災計画にもそのように定めてございます。

その中で、防災士の役割等いろいろ調べてみますと、またその考え方、理念、そういうものを調べてみますと、防災活動の中核としてリーダーシップを発揮することが期待されているというようなことも書かれております。このようなことから、防災力の向上を図っていくために、防災士を育成していく、こういうことは非常に議員さんのおっしゃるとおり効果があるのではないかなと思います。

さらに、今の自主防災組織のリーダーといいますか、代表の方が区長さんだということを考えれば、そういう防災士の資格を持った方ですと、これは引き続いて何年かやってもらえるかなという期待もされるということで非常に有効ではないかなというふうに考えておりま

す。

ただ、実際に平成15年に制度が始まったようで、約10万人の方、防災士が活躍されているということですが、資格としましては、やはり公的な資格では残念ながらございませんので、その民間のNPO法人が認定した資格ということもありますし、そういう実際の活動とか、地域ではどのような役割を担っていくかということで、ちょっと設立してそんなに古いといいますか、実績のあるものではないというふうに思いますので、そういうものを調査した上で対応したいというふうに考えております。

職員の状況ですけれども、郡内をちょっと聞いてみたんですが、勝浦では職員が3人取っているということで、これは2人は自主的に取った方で、1人は防衛省からやめられた方が来ていますので、そういう方で3人取っているようです。いすみ市が1人持っているということで、大多喜町と御宿は残念ながら職員の中にいないということですので、これから一般の方の助成は、すぐにはするというようなことは考えておりません。また、職員も個人の資格になりますので、またこれ、職員のほうにも、そういうふうに投げかけてみたいとは考えておりますけれども、これすぐ補助するとか、そういうことはちょっと今のところは考えておりません。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） この防災士の資格につきましては、今課長がおっしゃられましたように、確かにいまだ民間の制度、国としてはいずれ国家の制度にというようなお話もあるとは聞いていますが、事実民間の制度のままとなっているという、こういう状況でございます。

しかしながら、実際防災士の資格を現役の消防の方、警察官等、そういった公的な方もたくさん取っていただきまして、日常の業務、多々そういった運営の中で使っていただいているというのも、これもまた紛れもない事実でございます。

この防災士の講習の中では、実際にそういった座学にはなるとは思うんですけれども、こういった形で地域の防災を、危険箇所を把握し、どういう対応をしたらいいとか、そういった細かいシミュレーションのような勉強会もしていただけるようなことも伺っております。やはり素人だけで集まって、どうしよう、こうしようと言うよりも、やはりそういった勉強を重ねてきていただきまして、実際にノウハウのある方が中心になっていただきますと、地域の防災計画も立てやすいのではないかと、このように思うわけでございます。

近隣では既に、南房総市では半額程度の助成を実施をしております。山武市でも助成がござっております。長生村でも防災士の育成が行われ、勝浦市でも防災士の育成の取り組みが

決まったというようなことも伺っております。確かに本町は海こそございませんけれども、やはり増水による川の氾濫、それから土砂崩れ等ございます。地域によってもいろいろ事情が違いますので、細かい防災対策、減災対策を考える上で、防災士の育成をしてはどうかと思うんですけれども、再度課長、お聞きしますが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 防災士の資格の助成ということですが、今、議員さんもおっしゃいましたが、ちょっと私も調べてみましたが、千葉県内では、多分海に面していないところは我孫子市が補助をしているんじゃないかと思えますけれども、あとは勝浦市は今年度からということで、あと山武市、長生村、南房総市というところが助成しているようで、いずれも我孫子市を除くと海に面して津波のおそれがあるところかなというふうには、調べてみましてそういう感想を持ちました。

防災士の資格そのものについては、先ほどの答弁の中で申し上げましたけれども、全く否定するつもりもございませんし、地域の防災力向上、また防災のリーダーとして、そういう研修を受けてきた方が担っていただければ非常に心強いというふうにも思うわけでございますけれども、いろいろそれを助成するとなりますと、幾つかクリアしなければいけない問題があるかなと思えますが、まず先ほど申し上げましたが、その個人に帰属する民間の資格ということで、その資格そのものも、防災士を別に否定はしません。しませんけれども、ただ、2日間の講習、そのうち救急救命講習とかあるようですので、そのほかは座学的なもの、そして試験は約8割が合格するというような内容のようでございますので、内容としても全国一律のものが、多分そういう講習の内容になるのではないかなと、地域の特性とかを反映するというのは時間的に2日間、そのうち1日が救急救命講習ですと実際無理なのかなという気もいたしますので、そういうものを含めますともう少し検討する必要があるんじゃないかと。

あと、助成ということになりますと、やはりこれは全て出せるものではない、公益上必要がある場合に自治体は助成をすることができますので、そういうものから勘案しますと、どうかと。健康福祉課長のように前向きな答弁ができればいいんですけれども、限りある財源ですので、そういうものをある程度優先順位といいますか、防災を決して優先順位が低いということではないんですけれども、そういう面をいろいろ考えてみると、まだちょっと早いのではないかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 本当に、健康福祉課長のように快い答弁をいただければ本当にありがたいんですが、わかりました。

ただ、私はこの助成にこだわるわけではございませんけれども、やはりこれは公益性は高いのではないかと思うんですね。やはり人の命がかかわります。やっぱりそういった、以前にも防災関係でご質問させていただきましたけれども、本当に崖崩れ、何があっても本当にそこまで行けるのかどうか、また職員にしても役場まで本当に集ってこれるんですかというお話をさせていただいたことがあります。本当に大多喜町、例えばあつてはいけないことですけれども、本当に大きな地震があり、津波が起きましたときには、千葉県の周りじゅう海でございます。多分大多喜町はそういった部分での被害は少ないと思いますけれども、逆に大多喜町は独自で生き残って対策をしていかなければいけない。本当に周りの津波の被害にあったところに県や国の力が入ってくるという、こういった状況になるのではないかと私は勝手に想像しております。そのときのためにも、しっかりと町は自分たちの手で町の皆さんの安全を守る防災を確保していくということを目ごろから行っていく必要があるのではないのかなと、こう思っておりますので、決して公益性が少ないというふうに私は認識をいたしておりません。

ただ、今回の助成の件につきましては課長の今の見解いただきましたので、結構なんですけれども、先ほど町としても地域の防災リーダーを育成していくというお考えがあるということでお話ございました。町はどのように地域の防災リーダーを育成していく予定でいるのか、お考えでいるのかお伺いさせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 前段の質問になりますけれども、まず、自主防災組織を設立していくのが一番よろしいのではないかと思います。その中からそのリーダーとなる人も生まれてくるのかなと思います。

それで、平成32年度までに、現在9つですけれども、それを20にふやすということで、年間平均しますと大体2団体ぐらい自主防災組織を設立していきたいというふうに考えております。現在設立したいというような意向のある区も幾つかございますので、そういうところを積極的に進めて、まず自主防災組織を設立し、またその中から地域の中核となるリーダーの方も生まれてくるのではないかなと思いますし、またできましたら、その防災士協会の理事長という方が夷隅郡市にいらっしゃるようですので、そういう方からいろいろ講演してもらおうとか、そういうことも一つの方法ではないかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ありがとうございます。

自主防災組織が立ち上がって、自然にそこからリーダーが生まれてくるだろう、まずこの考え方もあると思います。しかし、その自主防災組織を立ち上げられないところというのは、やはりそういったものを立ち上げるためのリーダーというか、そういったノウハウですとか、知識ですとか、そういうものがないから立ち上げられないということも、取りまとめになってくれる人とか中心になってくれる人がいないので立ち上げづらいという、こういったことも考えられる、逆の発想かもしれないんですけども、そういった部分もあると思うんですね。ですから、本当にそれぞれの区で、自主防災組織が本当に自分たちの区で立ち上げられるところはいいんですけども、そうでないところは、そのままずっと立ち上がらないままいってしまうという、そういったことも考えられるのではないかなと思います。

そういった意味では、今、防災の協会、理事、あるということでもございましたけれども、そういった方のお力がかかりられるということであれば、そういった方々のお力をかりながら、日常的にそういう知識とかリーダー育成になるような、そういった機会を設けていただくことができないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） リーダーがなかなかいない、自主防災組織のリーダーということですが、ただ、改まって自主防災組織というと非常にかた苦しいような気がしますけれども、例えば今回総元地区で防災訓練を行いました。総元地区、自主防災組織はないわけですけども、ただ、それぞれの区は全員来ていただく、全員といいますか、それぞれの区で来れない区というのはなく、来ていただきました。そういうことからすると、自主防災組織というと非常にかた苦しいのがあるんですけども、ただ実際には皆さんそういう活動をしてくれる、そこまで、まあ、地域コミュニティーというのは、大多喜町の場合はまだまだ健在ではないかなというふうに思いますので、ただ、その書類的なものとか、そういうものはちょっとおっくうかな、あるいはその役員になり手がいないというようなことかと思しますので、もう一押しというところだと思いますので、これからできるだけ設立できるように進めていきたいということと、あと、できましたら、そういう防災士の方を招いての講演、講習、そういうこともやっていただけたらと思いますので、そういうことは考えていきたいと思します。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） ぜひお願いいたします。

それこそ、今、総元地域のほう、私も今回ちょっと参加させていただきましたが、以前それこそ総元の区長さんから、区長かわっちゃうので、何かあったときに、災害のときにどうやって自分の区民の皆さんに対応したらいいのかわからないという、そういうお声をいただいたことがあるんです。自分が区で区長だから、責任があってやらなくちゃいけないと思うんだけど、実際区長は年度でかわっちゃうので、例えば今回たまたま総元で防災訓練をやっていただいたんですけども、来年はまたほかのところでやる。そうすると、今度かわった区長さんは、俺は何やっていいのかわからない、どうしたらいいのかわからないという、そういった本当に生の、逆に区の皆さんのそれを預かっている立場であるからこそ非常に不安を感じていらっしゃるという、こういったようなところもあるようでございます。

区の皆様、地域の皆様が本当に何かあったときには、本当に力を合わせてやっていこうというのが、大多喜町の中には本当に強い気風があるわけでございますけれども、とはいいいながらもそういった中で、いざ有事となったときに、経験をしていない方ですとどのように動いていいのかわからない。そういったときに防災のリーダーさんがいて、そこへ区長さんとかがタイアップしながらやっていただくことができると、区長も心強いのではないかと思いますし、うまく事が運んでいくのかなと、そんな感じもいたしております。

この話は非常に長く、また深くなる話だと思うんですけども、やはり災害は忘れたころにやってくるというのが本当に通説でございます。まさかこんな地震が起こると思わなかったというのが阪神淡路大震災でございます。東北の地震に関しても、常日ごろから学校での教育等やっておりましたけれども、想定していたところとは違うところでのあの大きな地震が起こっております。

しかしながら、学校で本当に子供たちが毎日のようにというんじゃないですけども、教育を受けていたがために、子供たちが大人の手を引っ張り、大人のお尻をたたいて逃げたがために、本当に被災から免れたのがあの釜石の奇跡でございます。やはり日常の、何でこんなことをやっているんだらうって、その訓練が身につけてきたときに初めて身を守っていくことができるのかなと、このように思うわけでございますので、今後ともぜひ自主防災組織、こちらのほうの取り組み、またリーダーの育成についてご尽力をいただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 今、阪神淡路大震災の話が出ましたけれども、千葉県のつくっ

たパンフレットによりますと、阪神淡路大震災で生き埋めになった人、また壊れた建物に閉じ込められた人、その人はどう助かったかということだと、救助隊に助けられた方というのは2パーセントしかいないということです。ほかの98パーセントは地域の人、家族または通行人、そういう方に助けられたということで、本当に大きな地震が発生しますと、そこまで行きたくとも、消防も警察も自衛隊も、まして役場の職員もそこまで行けないというのが最初は事実だと思いますので、できるだけ地域の防災力の向上、そういうものを図っていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 以上で山田久子君の一般質問を終了します。

◇ 渡 邊 泰 宣 君

○議長（志関武良夫君） 次に、8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 8番渡邊でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問したいと思います。

大多喜町公共交通について質問したいと思います。

大多喜町の人口も既に1万人を割ってしまいました。10年後の予測も減少の傾向に変わりなく、8,000人くらいというようなことで見通しを立てておるようでございますが、健康で明るく住みよい町となるためにもどうしたらよいか、自分なりにふだんから思っていることの一つとしてこの問題を取り上げさせていただきました。

今現在、町を走る公共交通機関はいすみ鉄道を中心として、町内を走るバス路線、隣接する市町村への路線を含めて約16路線と伺っております。また一方、勝浦方面から大多喜町を経由して東京駅への高速バスが現状の路線バスの状況となっていると思いますが、また12月17日からは運行が開始になります、大多喜始発羽田経由品川行き的高速路線バスが新たに加わり、いろいろな面で、またよい面と、運行しているに当たって改善を必要とするというような状況も発生するのではないかと考えております。

高速バスを除いた路線は、採算面は思わしくない状態であることは私も十分に理解しておりますが、利用者にとってなくてはならない重要な交通機関と考えております。特に小・中・高校生の通学には必要不可欠な交通手段と考えております。

また、町内唯一の県立大多喜高校等においては、特にこの交通手段がなくなると大きく影響が出ると思いますし、また学校の存続にも影響が出てくると思います。同校からは町外からの通学生が多いと思います。本当に重要性を感じております。

そのほか、タクシーにつきましても免許を持っていない人、高齢者世帯の通院、買い物等に多くの方が利用されていると思いますが、その中でも福祉タクシーとか、町からの補助制度を使った利用方法が大半だと思います。この福祉タクシー等については利用制限がありますし、また地区によっては距離が長くなると料金もそれに加算されるようなところがあり、また地域的な問題もここにあると思います。

そこでまず、高速バスの運行についてですが、ある会合の中でこんな質問が出ました。「現行の勝浦方面からの東京行き的高速バスの乗客の利用状況が余り思わしくないという中で、新規に高速バスを走らせるというのは、現在走っている高速バスに対しても影響がでるのではないかと。それから今度走るバスに対しても、「果たしてどれくらいの乗客が乗るのか」というようなことで意見がありました。

しかし、町長のいろいろご説明を伺いますと、品川周辺の開発については相当なものがあるというようなことで、実際私も子供が品川区の武蔵小山というところに住んでおります。そんな関係で、この地域の、最近高層ビルができるということで日照権問題もありますが、その辺の説明会があるということで出向いてきましたが、この高層ビルは、武蔵小山駅前の、町からもイベントに参加しておると思いますが、ムサコ祭りですか、その周辺の駅です。その前に約40階建ての高層ビルが当面1棟できると。その高層ビルは40階建てで、住居兼店舗ですか、そういうもののようなのです。大体住居が500戸ぐらいと聞きました。下のほうが店舗というようなことで説明がありました。

その中で、品川中心に東京から大多喜町への観光客を含め、ゴルフ場へのお客の利用を見込んでいるというような内容で説明がありましたけれども、大多喜から東京までの通勤、通学等の利用見込み、若い世代の町外流出を防ぐ施策に一躍できるようなことでありましたが、よい方向への見込みと聞いておりますが、そこで伺いたいと思います。

12月17日から運行が決まった大多喜発羽田経由品川行き的高速バスについて、一番利用客を見込んでおる、ゴルフ場のお客さんを見込んでおるわけですが、ゴルフ場とはどのような話になっているのか伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 渡邊議員の一般質問にお答えさせていただきます。

12月17日から運行することが決定しました大多喜品川間の高速バスにつきましては、ゴルフ場とどのような話し合いになっているのかというご質問でございますが、近隣のゴルフ場との話し合いは平成23年8月から始まり、現在に至っております。

このため、今回の運行に当たりましては近隣の要所のゴルフ場に運行の開始予定日や運行時間の説明、ゴルフ利用客への助成制度等の説明をしながら、ゴルフ利用客の利用のお願いに回ったところでございます。いずれのゴルフ場でも、この高速バスの運行については歓迎されており、利用の増大は望まれるのではないかなというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ゴルフ場の利用客は相当見込めるといふようなことでありますが、私も実際ゴルフ場に勤めている方にちょっと伺ったところ、東京方面であれば利用するのは利用しやすいかと思いますが、ゴルフ場の数の関係とか料金の問題で神奈川方面が圧倒的に多いような話も伺いました。

その辺で、実際その利用客が見込めるのかどうか、その辺がちょっとどうかなと思ひまして、ちょっと伺いたいと思ひますが。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ゴルフ場の利用客ということで、この近辺で大体41万人ぐらいの方が来ていただけるという数字もございますけれども、やはりゴルフ場のお客さんだけでなく、ほかの観光客とかそういった面にも目を向けていかないとなかなか難しさがあるうというふうに考えております。

ですから、ゴルフ場も当然なんですけれども、そのほかに町に来てくれる方、そういう方も対象に積極的にそういう観光客の誘致とか、そういうものも図っていききたいということで東京方面ということにさせていただいたところでございます。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 今の答弁の中で、観光客もということでございますが、ご存じのように大多喜始発大多喜どまりということなので、観光客についても今ご承知のように、溪谷方面がことしは大分おくらせていますけれども、もみじが最盛期ちょっと過ぎましたかね、そんなことで、そこからの交通手段が、ちょっと今のバスの時間帯にそぐわないような気もするんですが、その辺についてどういうふうに観光客を迎えるか伺いたいと思ひます。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 高速バスが養老溪谷まで運行して、多くの乗客でにぎわうよ

うになれば、これは町にとってもすばらしいことだなというふうに思います。

中野や養老溪谷までの運行については、利用者が通年的に見込まれるかどうかという問題と、あとは運転手の勤務形態等にもこれは影響があるのではないかなというふうに考えております。したがって直ちに実施することは非常に難しいのかなというふうに考えておりますけれども、高速バスを利用して、東京から大多喜町に着いてからの二次交通というものについては、やはりこれは考えていかなければならないと、必要なものだというふうに認識しております。

当面は、今月からスタートする高速バスの黒字化を目指し、黒字化が達成できた後は、さらなる利便性の向上を図りたいというふうに考えておりますので、選択肢の一つ、可能性の一つだというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 今の答弁の中の前でしたか、ゴルフのお客に対しては何か、前の説明にもあったような気もするんですが、ゴルフのプレーに対しての優遇とか、そういうものを考えているというようなことでありますが、その辺は町のほうで優遇するのか、あるいはゴルフ場とのいろんないきさつの中でやるのか、それを伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これにつきましては、ゴルフ場のお客さんだけに限ったものではないんですけれども、高速バスの利用増大対策事業といたしまして、団体利用補助金として10名以上の団体利用客につきましては片道400円以内の補助を実施したいというふうに考えております。

○8番（渡邊泰宣君） わかりました。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 大多喜から溪谷方面とかということが一番ありますけれども、シーズンのお客が偏るというようなことで、通年的には難しいようなお話でございましたけれども、今やはり、一番の、お客さんの見える時期というのは本当に限られておりますよね。

例えば、私は地元のこと言って申しわけないんですが、タケノコの時期には平沢周辺も大分、通行に影響が出るほど来ておりますし、その辺のこともありますし、また地区でやっている大塚山への駅からハイキングですか、これはJRの主催のようなことを聞いておりましたけれども、その辺のことを参考にして、もう少し何か観光面というのですかね、私も常にそんなことを考えて何をしたらいいかなということで、桜の苗をいただいたりとか、この次

はまた桜とか、今時期のもみじとか、そういうものも自分たちで何とかしたいという気持ちもありますが、町としてもその辺のところで、なるべく通年で何か観光できるようなことも必要ではないかというふうに思います。

また、最近ではないですが、春先の、以前、老川方面でやっていたけれども、アヤメとか、そういうものもあるので、そうすると通年に近いようなことができるのではないかと思います。産業関係も含めて伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 観光の面につきまして、通年というのが一番ベストだと思います。一番暇になるというか、そういう時期は正月から3月にかけて、こういう時期が一番暇になるんですけども、こういう時期に梅とかそういうものを広めるとか、本当に通年で来ていただけるような施策を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それでは続きまして、2番目の、高校生、大学生を対象にした公共交通に関するアンケートの調査を行ったということを知りましたが、一番大事だと思うんですが、若い人が町内にとどまるということに関しては、一番この辺の人たちがとどまってくれることが第一条件ではないかというふうに思いますが、町内から東京に通学を希望している方がいるかどうかということも含めまして、アンケート内容がわかりましたら伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 今回、大多喜高校の生徒を対象に実施いたしました地域公共交通に関するアンケート調査では、仮に大多喜町発着の品川駅間の高速バスが運行された場合、卒業後通勤や通学で利用したいと思いませんかという設問を入れてございます。

このアンケート調査につきましては、まだ委託先の業者からこちらに報告がされておらない状況でございますので、報告されましたら地域公共交通活性化協議会から皆様に公表させていただきます。予定しております。

なお、平成23年のときに大多喜高校の1、2年生を対象とした調査結果でございますが、これには就職、進学を考えている地域で東京都内と回答された方は92名いらっしゃいます。回答者が290名いらっしゃいましたので、32パーセントの方が希望しているというような状況でございます。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 今九十何名かという、東京に就職希望ということなんですが、その方たちが東京に住んでということもあろうかと思えますし、町内からさっき言った高速バスを利用して通勤をするというようなこともあると思います。その辺の割合というのがわかりましたらお願いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） すみません、回答のほうでちょっと抜けていたかもしれせん。

直通バス、仮にできた場合に利用するかどうかということも、そのときにアンケート調査で実施しております、利用すると答えた方が34名いらっしゃいました。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 34名の方が、本当にその、毎年、まあ、その年のアンケートで出てきた結果だと思えますが、そう変わらないような気もするんですが、その方たちが三十数名が残っていただけるということであれば、これは大多喜高校だけですよね。大多喜から大原とか茂原方面の学校にも行っている生徒も何人かいると思います。その辺を含めると、少なくとも三十何名というような方が通勤するという予測は立てられますよね。そうした場合には、通勤もあるし、通学も中に含まれていると思いますが、通勤、通学に対しての補助というのは、その辺もあるようなことも伺いましたが、その辺についてちょっと伺いたと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 通勤、通学に関する補助ですけれども、通勤につきましては本来会社のほうでの通勤手当とか、そういった手当が支給されるということで考えておりませんけれども、学生、通学される方については補助を実施しようというふうに考えております。補助の額等については、大体回数券の半分程度割り引いてもよろしいのかなというふうには考えておりますけれども。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 半分ということは、片道分は補助ができるというようなことでよろしいと思えますが、そういう実態が、まだ生徒とか、そういったところまではちょっとわかっていないと思えますが、その辺で残りの三十何名以外の人でもそういうことがわかれば、ま

たもう少しふえることを期待したいと思います。

それでは、あと3番目のデマンド交通についてですが、近隣の市町村では。ちょっと申しわけありません、その前にちょっと伺いたいことがありました。すみません。

12月の17日には高速バスの運行のセレモニーがあるということで伺いました。それで、時間帯をちょっと今確認しましたところ、大多喜発のバスが8時半と13時30分というようなことで、ちょうどセレモニーやるときにはその始発バスがないですね。そのセレモニーはあれですか、バスの発車とかそういうものを含まないで、ただの式典というようなことでやるのですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） セレモニーの関係ですけれども、セレモニーのほうは、やはりセレモニー用のバスを用意していただいて、それで実施したいというふうに考えています。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） そうすると、乗客というのはサクラみたいなことになる、乗客なしで出るということ。

（「格好だけ」の声あり）

○8番（渡邊泰宣君） 格好だけ、あっ、そう。わかりました。

できれば実際にお客さんが乗って、みんなで式典に参加した人が拍手して送るというようなことでやったほうが盛り上がるような気もしたんですが、それは時間の関係もあると思いますので、やむを得ないと思いますが、ありがとうございました。

続きまして、デマンド交通なんですが、近隣の市町村では既に実施されていることを聞きました。隣のいすみ市にしても、勝浦市にしても、勝浦市の場合には試験運行という形でやっているようでございますが、この交通方法については、これは最初からどこに聞いても採算のとれる公共交通の場ではないというようなことを聞いております。

前にも話したように、利用者の目的地までの距離が遠い人ほど利用者の負担が大きくなり、これは利用する場合には福祉タクシーとか、遠いところは特にそういうところが出てくるんですが、一定の料金じゃなくて割合負担ですよ。2割とか3割とか、そういうことであるので、近くの人はいずれに低料金でできると思いますが、遠くなればなるほど料金がかさんでくるような制度ですね。

地域の人たちの手段が、今の公共交通の内容では不自由であると。バスもいすみ鉄道にしても、大多喜から上総中野方面については、やっぱりどうしても間が、時間帯があいちゃう

ので、その辺で大分不自由を感じているという状況であります。また、中には家族、知人等に頼めば何とかなる人もおりますが、そうでない人たちのためには、ぜひとも必要な交通手段になると思います。

この交通手段はさまざまな利点、また問題が発生すると思いますが、昨年、一昨年の中学生議会でも質問として取り上げられておりました。ふだん移動手段として、我々は常に車を持っているので、そういう人たちの気持ちも余り感じていない面もあります。中学生議会で話されたということは、やはり相当身にしみて不便さを感じているというようなことから取り上げた問題であると思います。

また、こういう例もあるんですね。最近の交通事故の例を見ますと、高速道路逆走とか、あるいは高速道路以外でも一方通行を逆に入ってしまったというような事故をよく耳にしております。そんな中で、最近茂原市でもちょっと大きな事故ありましたよね。骨董市の中で、人混みの中に突っ込んでしまったというようなことで、アクセルとブレーキを踏み間違えた。それで複数の人を事故に巻き込んだ、こういうニュースがありました。

そのようなことの中で心配されるのが、高齢者が免許証の返納に戸惑っているというようなことを聞きます。スムーズに返納するためには、やはりこういう交通手段が必要ではないかと思いますが、その辺について町の見解をちょっと伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） デマンド交通全般ということでお答えさせていただければと思いますけれども、大多喜町の面積というのは、皆さんご存じのとおり129.87平方キロメートルという、県内町村では最大の面積を有しております。そして町内の多くの地域では自動車が生活必需品化しており、自動車で移動する方のほうが多いのではないかなというふうに思います。

また、大多喜町では高齢化も進んでいますので、今議員さんがおっしゃられた運転免許証を所持していない方、あるいは運転免許証を返納される方、それらの方が買い物や通院が困難になることも想定されます。

ご質問のデマンド交通につきましては、電話予約など、利用者のニーズに応じ、柔軟な運行を行う公共交通の一形態でございます。デマンド交通は、現在実施しておりますタクシーによる外出支援サービスとは異なり、乗り合いのため一部不便になるものの、有用な交通手段だとは認識しております。

しかし、事業者が乗合免許を有することや、既存の民間事業者が運営する路線との調整、

運行できる範囲、さらに皆さんが利用していただけるのかどうかということを十分に把握する必要があるというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 利用者の状況とか、そういうものも確かに出てくるとは思いますが、そういうものを利用したいというところというのは、やはり地方というか、大多喜町でいえば山間地とか、そういうところに偏ると思います。そういう人たちのことを考えると、やはり多少無理なところであっても何とか運行できないかなというのが自分の気持ちであります。

また、先ほど言いましたように、免許証を返納するのをためらっているというような方も、やはり見ていると、確かにそういう人を見ると、運転しているのがすごい怖いんですね、周りで見ていると。いつ事故を起こすかわからないというような運転の仕方をしていることをよく見ます。その辺を含めまして、やはりここは、いろんな障害もありますけれども、ぜひとも取り上げてもらいたいような事業であります。

その辺で、仮にデマンド交通以外でも、こういう方法も必要かなと思うんですが、免許証を返納した場合に、その人のために何か優遇できないのかなと。確かにさっき言ったタクシー利用というような面もあると思いますが、遠いところであればまた、その辺に加えて遠距離の人はさらに負担がかかると思います。その辺のところの補助というか、その辺のところを考えていただけないかなということで伺いますが。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 地域公共交通というものの考え方ですけれども、やはり一つは持続可能なものを策定しなければならないというのが一つあると思います。地域公共交通というのは、多分、今お話あったように、デマンドバスのようにやれば、結局は負担がふえるというような一面もございます。

それと、今現在その関係につきましては地域公共交通の活性化協議会ですね。町にとって望ましい公共交通網の姿、その交通網形成計画というものをつくってすることになっていきますので、この中では民間事業者の意見も聞かなければならないということになっておりますので、そういった中で協議を進めるような形になるのかなというふうに思っております。

それと免許証の返納の関係につきましては、やはり公共交通全般でももちろん考えるべきだとは思いますが、一つは福祉というサービスというものも考えていいのかなというふうには考えております。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 今、福祉という言葉が出ましたけれども、福祉課のほうで、何かこういうことの免許を返納した場合に、福祉タクシー以外で、それにプラス何かということ考えられないのかどうか伺いたい。

○議長（志関武良夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） そうですね、今のところそういうことはまだ考えていませんが、そういうことでお願いします。

○8番（渡邊泰宣君） 突然でしたから、申しわけない。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それから、先ほど話しました懇話会ですか、そんな中でちょっと話が出たものの中で、自動車教習所の送迎バスを活用して、そういう方面にフォローしてはもらえないのか、あるいはゴルフ場の送迎バスを、あいている時間帯に利用してもらったらどうかかなというようなことも出ましたけれども、その辺についてどうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これにつきましては、やはり乗り合いで有償でやるというわけにはいかない問題になりますので、それぞれの自動車練習所、あるいはゴルフ場というお話で、社会貢献のためにやっていただけるというのであれば、それは大歓迎だというふうに考えています。

○8番（渡邊泰宣君） わかりました。

それでは公共交通については以上で終わらせていただきます。

続きまして、可燃ごみについて。

○議長（志関武良夫君） 渡邊君に申し上げます。

ここで10分間の休憩をとらせてもらいます。

○8番（渡邊泰宣君） はい、わかりました。

○議長（志関武良夫君） 2時10分の再開とします。それまで休憩。

(午後 2時02分)

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時12分)

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それでは可燃ごみについて質問したいと思います。

現状、町で行われておりますごみの収集の中で、可燃ごみについて質問させていただきます。毎週月・水・金曜日の日に収集されておりますが、可燃ごみについて、私もこれ、15年前になると思いますが、区長のときに視察旅行で群馬県だったと思いますが、生ごみの処理施設を見学しました。

その施設は生ごみのリサイクル施設で、搬入された生ごみを焼却しないで堆肥にして、その堆肥は農家で作物の肥料として利用するというような施設でした。収集する袋も一緒にそのままでもいような袋を使っていたと思えます。そんなような施設でした。

平成26年度の決算書によりますと、大多喜町からいすみ、これは、いすみクリーンセンターに生ごみは持ち込んでいると思えます。負担金が約6,500万円かかったようですが、平成27年度も約そのくらいの金額の予算をとってありますが、この数字が全て堆肥化できる生ごみとはいえないと思っておりますが、償却するための燃料費は相当の数を占めているのではないのでしょうか。

生ごみの堆肥化については、ごみを燃やしてしまうことにより地球の環境によくないことが第一に挙げられます。参考の例として、これは神奈川県が生ごみ再利用を行っている施設なのですが、生ごみが構成されている元素中に炭素が含まれているので、燃焼することにより酸素、 O_2 と結合され、化学変化によって CO_2 が生成されてしまうそうです。この CO_2 は二酸化炭素と言われ、地球温暖化の一番の悪影響とされる物質になってしまい、今世紀末にはこのままでは平均気温が、これテレビでちょっとやっていたことなのですが、5度C前後高くなるというようなことを耳にしました。5度C前後高くなるということは、北極、南極の氷が解けて、海水が増加し、ところによると小さな島は水没してしまうというようなことを言っておりました。

また、近年特によく発生しているゲリラ豪雨とか、そういうような災害がより多く発生するそうです。きょうもご存じのように、大分今の時期からすると暑いですがね。そういうようなことが影響しているのではないかということで、このまま進むと、やはりこれ以上の環境が悪くなるというようなことですね。

反面、焼却せずに生ごみを堆肥化させることにより、焼却するための燃料は当然少なくなると思いますが、その燃料を燃やすことによりガスが発生しておりますが、燃焼させたものが有機物から無機物へと変化し、灰となります。その灰も産業廃棄物となると思えます。や

たらに処分できません。このようなことから、できる限り努力をして堆肥化することにより、農産物に利用すれば、この上ない有機肥料になるわけです。

次の質問に移らせていただきますが、町からいすみクリーンセンターへ搬入する可燃ごみにおいて、堆肥化できる生ごみの割合はどのくらいであるか、これはちょっと調査していないから、はっきりとした数量は出ないと思いますが、大体どのくらいかなということでもいいですから、ちょっと伺いたいと思いますが。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 可燃ごみにおける堆肥化できる生ごみの割合ということですが、ご承知のとおり、可燃ごみにつきましては町の指定のごみ収集袋にて収集し、そのまま焼却処理をしております。また、持ち込みのごみにつきましても、そのほとんどが、いすみクリーンセンターへの直接搬入となっております。このため、ごみの内容についての確認というのは現状はできないような状況となっております。

なお参考としまして、県内の自治体の統計等によりますと、この可燃ごみ中において、厨房とか台所から出る生ごみについては3割から4割程度であるというような統計上の数値が出ております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） そうしますと、3割から4割ということでしたが、実際重量的に言うのと、1日当たりとか月当たりでもいいですが、その辺はわかっただらお願いします。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 町で平成26年度ですけれども、全体の処理量が2,474トンという数字です。これの約3割から4割ということで、866トンが生ごみの相当量となるのではないかというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 聞くところによると、焼却するには生ごみもある程度必要だというようなことも伺いましたけれども、その中で堆肥化できるものが、800トンの生ごみ、堆肥化できるものがありますけれども、その割合というのはどの程度、その焼却に向けたらいいのか、あるいは堆肥化にするためにはどの程度あったらいいのか、その辺の割合はわかりますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 確かに今言われたように、全てその生ごみ以外の乾燥したごみだけによりますと、焼却炉の傷みもかなり激しいというようなことも聞いておりますので、これから乾燥する時期については、焼却炉のほうには散水をして温度を下げるというような作業もしておるようです。

ただ、じゃ、実際どれくらいの水分が必要なのかということ、ちょっといすみのクリーンセンターのほうにも問い合わせしてみた経緯もあるんですが、ちょっとそこら辺のはっきりした数字は出ておりません。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） それでは、産業振興課に伺いたいと思いますが、今現在、生ごみはまだ堆肥化されていないのでわかりませんが、畜産関係で堆肥を利用されている農家が、多数あると思いますが、その辺の年間どのくらい使われているかどうか、わかりましたら。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 年間どのくらい堆肥を利用しているかということなんですが、紙敷の堆肥センター、ここで3軒の方が共同でやっているんですけども、ここで年間600トンくらい、あと1軒の農家が、牛なんですけれども、牛糞なんですけれども、年間12トン売っているということです。あと、鳥に関しては1軒の農家で8トン、あと豚に関しては、これ業者に売っているんですけども、年間200トンぐらいを業者に渡しているということで、全部のデータはちょっとわからないんですけども、そのような状況です。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） そうすると、これは町内で使っているかどうかはわかりませんよね。

そうしますと、やはり今、自分も少し野菜もつくっておりますが、できれば有機栽培というか、そういうものの観点から、できるだけ堆肥を使用することによって、消費者も安心して農産物を買えるというような傾向にあります。その辺で、できるだけ堆肥化できればというような思いでおりますが、今出ました生ごみ、あるいは水分がないと焼却炉が傷むというようなことでありますが、たしか茂原の、長生郡市のやっている焼却施設ですか、その辺は冷却するための水を温水にしてプールとか、そういうものにやっているんじゃないかと思えます。そういうもののほうに今後活用できないかなと。それは3番でもう1回質問したいと思いますが、その辺のこともあるいは今後考える必要があるのではないかと思います。

それでは続いて、生ごみの焼却をやめて堆肥化について、今、産業振興課長に伺いましたけれども、私も以前竹チップの機械の購入について一般質問でやっておりましたが、今、利

用度が余りよくないというようなことで、先ほど言いました横浜の堆肥施設は、たしか木材のチップか何かをまぜて、木材とかあるいは米ぬかとかそういうものを、いろんなものをまぜて質のいい堆肥をつくっているというようなことであります。

今出ました、町内で畜産農家が使っている堆肥というのは、そういうものをまぜての堆肥なのか、その辺について伺いたいと思いますが。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 紙敷の堆肥センターでつくっている堆肥については、材木のチップ、あれをまぜているようです。

○議長（志関武良夫君） どうぞ。

○8番（渡邊泰宣君） 材木のチップということですが、竹のチップもあるいは活用するような方向でいけば、またその辺の利用もできるのではないかというような気もしますが、何か余り機械が、利用頻度がないということなので、その辺の推進も含めてこの堆肥の、可燃ごみを堆肥にするためにはそういうものをまぜてやればまた、木材のチップにしても、竹のチップにしても、消臭効果とか、殺菌効果とか、いろんな面でいい効果があるみたいなんです、その辺について産業振興課のほうに伺います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） この竹チップについては、いろいろ方法があると思うんですけども、どういうふうに野菜にいいかというのがちょっと今わからないので、農業事務所、そこの夷隅支庁の農業事務所と相談して、そういう実験的なものをやってみたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） ぜひとも、今、機械が遊んでいてはいけないので、この堆肥、町から焼却している生ごみとの関連性を、ぜひ農業事務所のほうにも試験ですか、そういうものについて活用できる方法はないかどうか希望したいと思います。

3番目の広域ごみ処理施設計画については、きょうの議会の始まる前にお話がありましたけれども、5年間は休止ということですが、大多喜からいすみのクリーンセンターへ今生ごみを持ち込んでおりますけれども、報道によりますと、いすみの場合には、まだ施設がそんなに古くないというようなことで伺っておりますが、近隣の勝浦市とか御宿町は相当に老朽化しているというようなことも伺っております。その辺で、5年以降ということであると、またいろいろ施設の状況が変わってくると思いますが、その辺で心配と思いますのでちょっと伺いますが。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 広域ごみ処理施設の建設につきましては、野村議員さんのほうから報告あったように、事業のほうは休止というような形になっております。

それで、今後の状況については、現在稼働しております、夷隅郡内で3カ所稼働しておりますが、いすみ市のクリーンセンターのほうと御宿町、それから勝浦市ですね。老朽化も確かにしております、一番新しいのはいすみクリーンセンターで22年経過しているということです。それから御宿、勝浦が30年を経過しているというような話を聞いております。

そういった中で、施設を有効に活用した中で、今現在の枠組みの中で進めていきたいというような考え方をしていくんですが、大多喜町につきましては、現時点では引き続いていすみ市のクリーンセンターのほうで処理のほうを委託というような形で対応していく考えであります。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） この辺はどうかと思うんですが、休止になったということで、今まである程度国の補助とか、そういうものが出ていると思うんですよね。そうした場合に、休止になると、また返還とか、そういう問題が出てくるのではないかと思います、その辺で町のほうの負担とか、そういうものが発生するかどうか、伺いたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） この建設事業につきましては、国の承認が出たのが平成23年なんですけれども、それ以前から、平成21年から各構成市町で負担金を支払って事業のほう進めてきました。これまでに事業費として9,180万の事業費が出ております。

その中で主な事業費としましては、環境影響調査業務として約4,500万ぐらい出ております。それから、施設建設に係る総合支援業務というようなことで約1,100万円、それから測量業務で950万、それから地質調査業務で910万ですね。あとその他業務として1,890万程度の金額が出ております。このうち国庫補助の対象となっておりました額が2,837万4,000円がございます。これは既に収納した分になっておりますので、この国庫補助金については、今後返還の予定というようなことを聞いております。

これまでに各市町で負担金等も納めておりますが、今後その返還金を返納するに当たっての各市町の負担というのではないというふうに聞いております。逆にこれまで納めた中で、構成市町村への負担金の返金というんですかね、そういうのはあるというふうに聞いておりま

す。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） その返還があるのか、町に負担が出るのかどうかということでちょっと心配だったので伺いました。

それと、この休止ということなのですが、オリンピックの関係で資材の高騰とか、そういうようなことで休止ということになってきたようですが、さっき言った、これからまたその5年後を過ぎたら、また計画に入ると思いますが、そうした場合に、今話しました生ごみのほうの利用というか、堆肥化について、やはり私も燃やすことによってCO₂が出て環境によくないということが一番気になりますし、その分も含めて、できればそういう生ごみを堆肥化するというようなこと、それともう一つは冷却のために利用したものを、何か温水か何かの施設に利用できないか、その辺のものも検討してもらえたらいいかなというふうに思います。

そういうものを含めまして、私のほうの質問を終わらせていただきます。

○議長（志関武良夫君） 以上で渡邊泰宣君の一般質問を終わります。

◇ 野 中 眞 弓 君

○議長（志関武良夫君） 次に、11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 11番野中でございます。

まず最初に、私は子育て支援の充実ということで質問したいと思います。

人口の減少は日本列島的な問題です。本町にとっても大変な課題だと思います。若い世代の定住化をお題目に、本町では特にハードウェアの整備により力点を置いているように見えますが、若者の移住、定住に成功しているようなところを見ますと、特にソフトの面で子育て支援というところにも力点を置いている自治体が多いように思われます。

私も単純に子育て支援というのではなくて、やはりこの町でみんなが安心して育てていける、こんなに人が、バタバタ家が閉められちゃってどうなるんだろうというのが今大多喜町のあちこちで起きていると思うんですが、そういうことのない町になるといいなと心底思っております。

ところで、その子育て支援の問題ですが、この4月から新しい保育制度が始まりました。待機児童対策だ、あるいは民間への移行だのとか、いろいろ人口密集地では多くの課題が未

解決のまま新制度が進められていますけれども、本町では基本的には従来に近い形で、町が責任を持っていくという形で進められていますけれども、実際、保育所に預けていらっしゃる若い世代の中に、保育料金が上がってという声が聞こえます。料金賦課の仕組みが変わったとも聞いております。この新しい制度における保育料改定の仕組みを説明してください。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 本年4月から子ども・子育て支援法の施行に伴いました保育料の改定内容ということでございますが、変更点につきまして、まず前年度までが、平成26年度まででございますけれども、所得税の額で保育料を算定しておりました。これが今年度から住民税の所得割の額、これで算出することとなっております。

また、住民税の所得割の額に応じました階層区分と保育料の上限が国から示されております。新制度における保育料の算定基礎となる両親の住民税の所得割の額につきまして、原則年少扶養控除のみなし適用につきましては、これは廃止となっておりますけれども、年少扶養人数2名分を基準とした中立的な階層所得の保育料の算定となっております。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） わかりません。ちょっと私も調べたところで言ってみますので、それが間違っているかどうか確認させてください。

4月に算定基準が変わった。3月までは所得税にかけられたものが住民税の所得割にかけられるようになった。それから子供児童手当でしたっけ、その支給にかかわって年少扶養控除というのが廃止になったけれども、保育料の算定に当たっては、それはみなしで控除をしていると。3月までは所得税、国税の場合は控除が1人当たり38万で、子供の数の分だけ控除されていた。それから4月以降はみなし控除もされているんだけど、子供の数にかかわらず33万掛ける2名分、つまり子供が1人だったら今までより控除の額は上がるから、所得が少なくなったのと同じ効果を持っている。

だけれども、2人の場合以上は、2人だって3月までは38万掛ける2だったから76万なんだけれども、地方税になると控除が33万だから66万で、この点においても控除の額が引き下がるので、所得は上がったふうになる。ところが3人以上の場合は、3人いても控除が2人分なので大幅に下がる、というふうに伺っているんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 議員さんのおっしゃるとおりで、第2子が標準という形で、

国のほうは階層区分を設定しております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ありがとうございます。

そうしますと、子育て支援、例えば少子化対策というと、若い人たち、子供をもうけることができる年代の人たちにはできるだけたくさん子供を産んでほしい、1人よりも2人、2人よりも3人というのが少子化対策だと思いますけれども、3人以上については、保育料の算定については、かえって迷惑だと思えそうな対応ではないかと。このことについて町長はどう思われますか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは国のほうがそういう算定基準を出しているんですが、多分野中議員さんにすれば、その分ぐらい町で出してよと、こういう話なんだと思いますけれども、これはですね、なかなか、じゃ、それを町で対応できるかということそう簡単ではないと思いますが、我々もそういう問題点につきましては、国のほうにもそういったことを訴えていきますので、町で全て対応、それができるかという問題ではないかなと思っています。

（「町長はすぐにそうおっしゃいますけれども」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 地方自治体の役目は、やっぱり国の悪政の防波堤になって町民を幸せにすることだと思います。

課長さんに伺いますが、この第3子のみなし控除、町が補うとすればどのくらいのお金が必要ですか。今の時点で。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 3人以上の児童ということですが、まず8月の時点でございますけれども、全園児のうち保育料を負担していただいている方が176名ということで、これが増額になる園児でございますけれども55名いらっしゃいます。31パーセント。平均で6,254円の増額でございます。また、減額となる園児につきましては33名、およそ17パーセントで平均8,040円の減額という形になっております。増額となった園児55名の世帯の状況でございますけれども、これにつきましては前年中の所得がふえたことによる所得割が増になった世帯の園児44名で、3名以上の世帯の園児11名でございます。

この軽減等のお話ということですが、現時点では、保育料につきましては国から示された基準額に基づきまして設定をさせていただいております。国の基準額表につ

きましては先ほど議員さんからもございましたように、年少扶養2名が標準となっておりますが、中立的な所得階層の算定のため、現在の町財政状況でございます、この中での軽減の早期の引き下げについては、ちょっと考えられないという状況でございます。また、近隣の市町の動向を見きわめながら対応を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） すみません、第3子以上11名いるということでした。その人たちのみなしを町が補うとしたら、幾ら必要なかということが1点、それが質問だったんですけども、計算してありましたら教えてください。

それともう一つ、ついでに。176人中55名が値上げになる、31パーセントだという値上げの量、それから値下げ、1件平均8,000円もの値下げ、これはありがたいことですが、これが17パーセント、こういう何か随分激しい上げ下げだと思うんですが、こういうことは今までも毎年起きていたことですか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 最初のご質問の部分でございますけれども、年額でお話をさせていただきますが、年額で11名の方につきましては53万2,800円。

（「もう一回言って」の声あり）

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 53万2,800円でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） あと、こういう値上げが1年間で55名31パーセント、値下げが17パーセントという上げ下げ、こんなに激しい上げ下げって今までもあるんですか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 過去にはなかったという話を聞いております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今、若者が置かれている状況、子育て世代が置かれている経済的な、あるいは労働面での状況というのは、皆さんご存じだと思うんです。非正規雇用が4割を超えた、それから年収200万未満のワーキングプアが1,139万と言ったかな、59万と言ったかしら、年々ふえ続けていく。大多喜にも絶対この波は押し寄せているはずですよ。

そういう中で、実は大多喜町では合計特殊出生率が今下げてまわっているんですね。担当課に調べていただきました。24年が1.07パーセント、それが25年になると1.20パーセント。26

年、昨年度は1.23パーセントというふうに、人数はわかりませんが率としてはふえているんです。それは町が、例えば国の保育料の減免に対して第2子に対して上乘せをしている、そういうこともあると思うんです。

だけれども、このところで1件当たり一月1万円だのというお金が上積みされるとしたら、水を差すものだと思うんです。額を聞いてみれば、大きい額ではないと思うんですね。それこそ先ほど定期、バスを通すと。定期に対して片道400円出すと。400円片道出して、20日乗ったら、というふうに計算し切れていませんけれども、2人か3人分ので子育て中の親が安心感を持つ。町が子育てのことをしゃかりきにやってくれるんだという、町への信頼感が増す。

課長さんは周辺の状況を見てとおっしゃいました。若者の移住を図る定住対策は、若者の取りっこだ、はっきり言って。どこが先にお手つきするか。ほかの周辺の状況を見たのでは遅いんです。先ほど山田議員が不妊治療ということで助成金をとというのをおやりになりました。その中でちらっと周辺の状況を見ますとやっているというような答弁がありました。子供の医療費の無料化、中学3年生まででも本町はこの周辺では一番遅い。子供の医療費の無料化を小さい段階で始めたときには、大多喜町はこの県下でも5番目くらいに早かった。本当に福祉だったら大多喜だよねという声が、ほかの町村の議員からも聞かれていたんです。

ところが、ここに来て何もかも後手、後手、後手。人のしっぽ、よそのしっぽをついている。ですから今回これは、バスへの援助は1億ぽんと出します。1億を53万円で割ったら何年分の補助ができるというんでしょうか。今ここにいる人をよくしてこそ、おらがの町はこんなふうがいいのやっているよということで、口コミで広がるということもあるじゃないですか。小高議員が言いました。いろんないい制度ないかね、助成ないかねと言ってわからない。で、結局仲間内からこういうのがあるよと聞いて対応している。

町長、思い切ってやりましょうよ。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 支援するという、本当にそういう支援をできればやりたいとは思いますが。しかしながら、所得の変動によってやっぱりそれは増減がありますし、また減った方もありますし、またふえた方ということで増減があるわけですね。やっぱりこの所得はふえて、当然それはふえるということであれば、これはまたいいことだと思いますけれども、それに限らず、その辺はもう少し我々も収入等のところもしっかりと見据えながら、やっぱりやってまいりたいと思います。

さっき言いましたように、どこかがやったとかという話じゃなくて、私どもの町はやはり財政力というのは0.42でございまして、夷隅郡では一番低い財政力なんです。いすみ、勝浦市は46、御宿も私どもの町よりも財政力は高い町なので、私どもが一番財政力の低い町でございまして、率先してはなかなかできませんけれども、しかしおくれないように努力してまいりたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 町税とか自主財源とか、それが低いからできないというのは理由になりません。交付税というのは必要なだけを、足りない分はきちんと国が保障するという制度ですから、自主財源率が低いからといってお金がないというわけではありません。

それこそ今、ふるさと納税で大変なお金が入っています。その中のごく一部、ごく一部を使うだけで町民が安心する。若い世代が安心するということは、とっても大事なことだと思います。町民の幸せに貢献していただきたいと思います。

それから、その次にいきます。本町でも国でも第2子以降に対して減免制度があります。ただその条件は、子供が上のほうの子から全部保育園に同時に入所しているということが条件で、上の子が保育園を卒業してしまうと第2子は2分の1、本町ではゼロですけれども、受けられません。第3子の無料化というのもなくなってしまいます。ただ第3子は第2子になるので無料なのかな。ですから、子供とは上にいけばいくほどお金がかかります。学校がただなのは教科書だけで、塾に行くとかお稽古ごとがあるとか、そういうもので教育費はどんどん高くなっています。

保育料の無料化、子育て支援を本物にするのに、同時在園という、同じ時期に通っているという条件を外してもらえませんか。そうすると、大多喜町はずっと子育てしやすくなると思います。流れとして、やっぱり義務教育、保育園の無料化というのは全国的な流れが始まっています。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 先ほどの同時在園の取り払いというお話でございすけれども、まずこれにつきましては大多喜町の保育園の保育料徴収基準及び保育料の減免措置に関する規則にうたわれておりますが、現在の月々の保育料、10月時点でございすけれども181名の園児さん、168世帯から約370万円の負担をいただいております。現在の保育園に通っている園児で、第2子以上が在園している世帯を仮に試算いたしましたところ、111名中93名の園児の世帯が対象となります。保育料につきましては、計算しましたところ約170万

円の収入減となります。

また、この条件を取り払うことによりまして、家庭で現在保育をさせていただいております2子以上の乳幼児につきましても、入園をさせたいというお考えの世帯が出てくるのが想定されております。この場合でございますけれども、まだ定員まで満たしていないクラスがございますので、定員まで入園をしたと仮定しますと、まず保育士の数が両方の園で合計5名不足することになります。これを臨時職員によりまして雇用をして対応した場合でございますけれども、約1,200万円の歳出増となります。

このことから、歳入歳出合わせまして約1,370万の町の負担が発生するということとなりますので、現時点での財政状況では同時在園の条件を取り払うことは困難であると考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） いずれ検討はしていただけるんですね。現在は無理でも。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） これだけの歳出ということになってきますと、いずれの検討ができるかどうか、現時点では明確にはちょっとお答えできません。

○11番（野中眞弓君） わかりました。では次にいきます。

今度の値上げについては、制度の仕組み上のものがかなり大きくあると私は思っております。それで、保育料の決定というのは行政処分ですから、不服申し立てというのができると思うんですが、する、しないは別として、やっぱり大変なことだとは思いますが、一応、こういう不公平認められないというような、不服申し立ての周知というのはしてあるんですか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 不服申し立て制度につきまして、書式等につきまして再度確認させていただきましたところ、一部の通知書におかれましては記載がございませんでした。非常に申しわけなかったということでございますので、これにつきましては通知書、または様式の見直しを行いまして、すぐにでも対応し、保護者の皆様に通知を申し上げたいというふうに思います。

また、ちょっとあれですけれども、現在のところは申し立てはございませんです。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 不服申し立てで訴訟を、大げさだからと言って、親たちが、やはり

何とかしてくれということ行政に働きかけて、このみなし控除の件を善処している自治体もそれなりにあるそうです。うちの町もそういう先進の仲間入りができたらなど、本当に痛切に思います。

その次にいきます。育休退園のことについて伺います。

第2子以降の出産のために育休を母親がとると、保育園に通っていた子供も退園ですよ。実は私もそうでした。その判決がさいたま地裁で9月に出ました。本町における育休退園の実態とそれから今後の見通しについて、あれば説明してください。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 育休退園ということでございますが、本町においては母親が出産いたしまして育児休暇を取得した際は、定員の関係もございませけれども、在園している園児を町が退園させる方針は今のところございません。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） これからもやる予定はありませんね。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） これにつきましては定員もございませけれども、施設の収容可能な範囲であれば、これは受け入れるつもりで現在のところ考えております。

○11番（野中眞弓君） わかりました。じゃ、次にいきます。

新しい制度が始まる前、この制度については大変な論議が関係者の間で起こりました。できるだけ保育を、行政が責任をとらないで民間にやらせようというのが新しい制度の真の目的だと思います。周辺の自治体でも、この新制度をきっかけに保育事業を民間委託をしたところもありますが、私は大多喜町が、行政がきちんと責任を持っていくという方針を、今のところ継承したということについては大変評価するものですが、今後どんなふうにしていくのかという見通しは持っているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 民間委託ということでございます。現状のところでございますけれども、本町では全保育児211名、現時点でお預かりしております。

小高議員さんからもいろいろご質問ございましたが、特色のある保育として英語教室、またスポーツ教室、食育の一環といたしまして園では田植え、稲刈り、養鶏所での卵とり、農場での大根抜き、また地域のお年寄りとの交流会、あらゆるところでさまざまな活動を通じまして「生きる力と生きる尊さを育て自己を十分に発揮する」これを保育方針といたしました

て「健康な子ども、自主的な子ども、意欲的な子ども、感性豊かな子ども、明るくおもしろいのある子ども」これを保育目標といたしまして、保育士、職員一丸となって保育を行っている状況でございます。

また、給食につきましても自園で調理を行いまして、アレルギーのある園児にも安全で安心な食事を提供している状況でございます。

このような中、民間に委託というお話でございますけれども、保育の低下、また保育中の事故等も考え合わせますと、やはりこのままの、保育事業についての委託は考えていないということでお答えをさせていただければと思います。

○11番（野中眞弓君） そのとおりだと思います。田舎の子らしく、立派な田舎っぺをつくり上げていただきたいと。そのことが、将来の大多喜の住民をつくっていくことだと私は信じております。

では、その次にいきたいと思います。子ども医療費の無料化についてですが、この4月からおくれればせながら、本町でも中学3年生までの医療費の完全無料化が実施されました。このことについては評価をします。引き続き、早い時期に18歳までの無料化を拡大する考えはあるかどうか、お伺いいたします。

その前に、千葉県内における現時点での18歳までの無料化を実施しているところはどのくらいあるのかお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 18歳までの県内の実施状況ということでございます。平成27年8月現在で、ちょっと古いんですけども、把握させていただきました状況でございます。県内54市町村のうち、高校生まで医療費助成としている市町村につきましては7市町でございます。この7市町とも現物支給でございます受給券の発行は行っておりません。いわゆる一時立てかえ払い。

（「償還」の声あり）

○子育て支援課長（吉野敏洋君） そうですね、償還払いですね、一時立てかえ払いを行っていただきまして、後日役所にて請求していただくものでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） ついでです。本町が18歳まで拡大した場合、どのくらいかかると見込んでいらっしゃいますか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 無料化拡大の場合の費用ということでございます。まず、その年々で変動があるということで、大変申しわけございませんが、はっきりした額わかりませんけれども、仮に試算ということで、昨年度、26年度の高校生だけに限っておりますけれども、国民健康保険で試算をちょっとしてみたものでございます。そうしますと、年間約490万円の町負担がふえることと推測されます。

先ほど申し上げましたけれども、流行性の病気や入院等がふえてくれば、これは増減が発生するという事は予想されます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 中学3年生までの医療費無料化を実施して、まだ実質8カ月ですけれども、そのところから推測して、私などは中学生よりも高校生のほうがもっとお医者さんにかからないのではないか、小学生より中学生のほうがかからないんじゃないかと思っ
ているんですけれども、予想値と実際中学生にかかったお金との差って大きいものですか。わかりますか。

○議長（志関武良夫君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉野敏洋君） 中学生につきましては、ちょっとその詳しい資料は手元
に
ございませんけれども、議員さんの言われるように私もそう思いますが、高校生になれば体
も丈夫になってきます。ですので、やはり医療費については多分少なくなるだろうと、そう
いうふうには思います。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうすると、年500万でもう十分やっていますよね。

町長、早期実現のお考えは。この保育料のみなしとこれをセットでばーんと打ち出して。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私もばーんと言いたいですけれども、なかなか。

（「それで」の声あり）

○町長（飯島勝美君） 申しわけないですけれども、おくれればせながら中学3年まで、今医療
費の無料化ということでやらせていただきましたけれども、これをこの後すぐ、また高校生
までという、早期というところは今現在のところは考えておりませんが、ただ、先ほどの保
育の問題等含めて、やっぱりまだまだ総合的に考えていかなければならないことございま
すので、この問題につきましてもちょっと早期ということは、ちょっとまだ今考えておらな

いところでございます。

(「先手必勝だ」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 今、不規則発言がありましたけれども、本当にこの人口の定住化については、先手必勝だと思います。早い時期の決断を心から希望します。

その次にいきたいと思います。入学準備金援助について。

ほとんど同じような内容で、去年の12月議会でも。

○議長(志関武良夫君) 野中君に申し上げます。

一般質問中ですが、ここで10分間の休憩をとります。

25分の再開とします。それまで休憩。

(午後 3時12分)

○議長(志関武良夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時22分)

○議長(志関武良夫君) 一般質問を続けます。

11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 一般質問を続けさせていただきます。

入学準備金の援助についてです。去年の12月議会でも私はこの問題について行いました。そのときは就学援助制度の入学準備金の前倒し、これは同じです。もう一つは貸し付け型の準備金を町で新しい事業としてできないかということでした。

私はやはりこの問題は小さくないと思います。最近のニュースなんですけれども、昨年、銚子市の県営住宅で母親が無理心中を図って、中学1年生のお嬢さんが死亡するという事件がありました。この11月に母親に懲役7年の判決が下りました。何で母親がお金を工面できないようになったかというのを、ちらっとニュースで言うておりました。子供の中学入学の準備をするのにお金がなくて、闇金から借りて、それで家賃の滞納である事件に至ったということをNHKのニュースでちょこっと言うておりました。

本当に、今子供の貧困、特に母子家庭の貧困ということはいろいろな場面で言われています。今、ランドセルだけで標準的なものを買うとすれば5万円くらいはする。運動着や文房具、中学生になれば通学用の自転車だって、制服も大きな出費になります。社会の流れで、

お金がないから、もうちは非常に粗末なものでという、子供の世界というのは残酷なもので、やはりそういうところからいじめのようなもの、仲間外れのようなことも起きるのが現実です。きれいごとではなくて。だから、親としてみればやっぱり人並みのものを揃えてあげたい。これは親心だと思うんです。

まず、町がお金を、財源を用意しなくても、就学援助費の前倒しを行えば、多少の力添えにはなるのではないかと思います。去年からの宿題だと思ってください。お伺いしますが、入学生への、ことしの4月に入った入学生の説明はいつ実施したのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 就学援助の内容につきましては、2月に全保護者の方に通知を差し上げてございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 通知を差し上げただけですか。これこれこういう制度がありますというような説明はなさらなかったのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 説明会等につきましては、特に行っておりません。

○11番（野中眞弓君） 提案させていただきます。入学説明会で申し込み用紙を渡すけれども、その際、これこれこういう制度がありますよ、入学準備金という制度もありますということをごきちんと言明していただきたい。

これからお願いなんです、準備金ですから、入学前に前倒しでこの準備金に当たる額だけでも交付する。この準備金が正式に出るのは7月ぐらいだと聞いています。正式に出た段階で、町がそれを回収すれば、町には1円の負担もなしで、多少、本当にスズメの涙だろうと思いますけれども、困っているときには1円だって欲しいものです。そういう形でやっていただけないでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 昨年は前倒しというか、貸し付けというようなご質問で、ことしは前倒しという、事前に支給されないかということだと思うんですけれども。

（「そうです」の声あり）

○教育課長（野口 彰君） 小・中学生の準要保護制度につきましては、申請により所得等を審査して認定されるものでございます。繰り返しで申しわけないんですけれども、所得等の審査をするものでございますので、所得を確認する書類の関係で認定援助の支給が5月以降

になってしまいます。仮に3月に前倒し支給をしても、5月以降に準要保護として認定されるとは限りませんので、準要保護の入学準備金の前倒し支給につきましては考えていないというところでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 所得については、3月の時点で役場が必要とする書類はそろはずです。源泉徴収とか確定申告の用紙とか。それは例えば2月の末か3月でも、5月でも同じだと思うんです。年度末の忙しい時期になるけれども、やっぱり役場が住民の、特に困難を抱えている住民の方に沿うか沿わないかだと思うんです。

入学準備金が必要なのは新1年生です。その人たちのものだけ早く審査をすればいいじゃないですか。もし書類がそろわなかったら、書類そろわないから早くそろえてねとアドバイスしてあげて、それでもそろわなかったら後々になって、それはもう仕方がないけれども、少なくとも書類の整った人には早く出せるじゃないですか。

私はやる気の問題だと思います。役場が住民から支持されるかされないかというのは、こういうところにもあらわれるだろうと私は思っています。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 所得はいろんな所得ございまして、それでどうしても所得を把握するのが税務課の確定に頼っているところでございますので、どうしても5月というようなことになってしまうわけでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 税務課長にお伺いします。所得を確定するのは何を基準にして確定するんですか。それは4月以降というか、5月にならなければ出てこないものですか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 所得の確定につきましては、毎年2月の半ば、15日前後から3月15日、その間1カ月間確定申告、あるいは町民税の申告、受け付けております。また給与の所得者につきましては、1月、年明けに事業所のほうから源泉徴収票が届くというふうな形でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 4月以前に所得の確定はできますよね。税務課がというのじゃなくて、もしも書類を整えなさいと言われたら、個人的に。例えば確定申告は控えがあるじゃないですか。控えを提出すればいい話だと思います。源泉徴収だってコピーをとるとかで、で

きると思うんです。どうなんでしょうか。5月にならなければ、税務課ではなくて、こういういろんな所得を申請しなきゃいけないというときに、5月にならなければ整わないものではないでしょう。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 税務課としては、まず税金にかける賦課が6月ですので、所得の確定は5月ごろというふうな形になろうかと思います。

ただ、提出先でどのような書類を求めるか、それによって異なってくるのではないかと、いうふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） そうだとすると、今まで準要保護の手続のときにはどこのところを見て認定したんですか。専ら税務課からの書類だけですか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 所得を確認するものは確定申告書の写しなり、源泉徴収、世帯全員所得の確認になりますので、どうしてもわからない部分がありますので、教育課といたしましては税務課の所得証明を今現在頼りにしているところであります。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 所得証明がなくなつて、所得の申告に必要な個々のを集めればできるんじゃないでしょうか。それでもって、もしも不正が見つかったら、そのときに取り消せばいい話で、できるだけ多くの子供の貧困に瀕している家庭が救われることを希望します。所得確定ができないからというそれは、やらないための理由にしか過ぎないと思っています。

それからもう一つ。ところで就学援助の準備金は、実態からかけ離れていると思うんです。小学校で2万470円、中学校で2万3,550円しか出ません。本当にかばん一つ買えない、制服一つ買えないという額です。町として給付制の入学準備金、つくる考えはありませんか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） ただいまの給付型の入学準備金ということでございますけれども、奨学金という。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 奨学金からでもどこでもいいんです。給付で、要するに返さなくてもいいよというのが給付だと思いますので。

○教育課長（野口 彰君） 奨学金に関してであれば、奨学金の新規申し込み者は、平成27年

度は現時点で1件、問い合わせが3件ほど来ております。この奨学金の基金の原資というのが寄附金等でごさいます、貸し付けと返還により奨学金の基金を維持しておりますので、この給付型にした場合、将来的に基金の原資がなくなってしまうので、基金が維持できなくなることが考えられるため、給付型の入学準備金を実施するという考えはないところでございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 奨学金からは原資がなくなってしまうので、じゃ、普通の給付とか交付金制度とかという形で作られたらいかがでしょうか。

御宿町ではことしの4月から給付制の入学準備金交付制度をつくってございまして、中学卒業して上の段階の学校に入るとき、3種類ぐらいですか、高校とか、専修学校とかそういうところに入るときには1件につき10万円交付すると。何か話だと7名ぐらいの応募があったとか聞いております。

できるところまでやればいいと思うんです。この入学準備金と給付制の入学準備金と合わせれば何とか息がつくなというような制度をつくっていただきたい。これは幾ら言っても堂々めぐりになりますから、強く要望します。

最後ですが、ごみ処理問題についてお伺いいたします。

先ほど渡邊さんも同じことをおやりになりましたし、午前中には広域議員からの報告を受けました。広域で進めていくということが確認されていたというふうにとりますが、最低でもオリンピックが終わるまで5年間は、計画氷漬けだと思んですが、その間にやっぱり地域全体でごみの減量をする必要があるのではないかと思います。それは可燃ごみだけではありません。広域連合の事務局が音頭取りをして、2市2町の担当者や現場が経験交流をするとか、そういう計画って大多喜が率先して提案できないものでしょうか。

というのは、11月に3つの焼却場を見学させていただきました。そのときに、いすみはここすぐれているよね、大多喜って焼却場はないけれども分別のやり方すぐれているよね、勝浦、御宿、これ経験して、いいところを学び合っただけで地域としてよくなるんじゃないかという印象を持ちました。職員同士が情報交換をする場を大多喜が、とにかく提案するという気、ありませんか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この広域のごみ処理につきましては、先ほど何度か、とりあえず休止ということになっております。それで2020年から先にやりましょうという話にはなるんです

が、ただ、いきなりそれのできるわけではございませんので、それで実は、今お話にありましたように3カ所ございます。勝浦、御宿、それからいすみとあります。それぞれ年数は違うんですけれども、そういったものを改修をした中で、それが利用できるかどうかという検討も含めて、それからあるいはまた、これから2020年まで何もしないというわけじゃなくて、その間に今のごみの減量化を含めて、当初は73トンであったものをもっともっと少なくできないだろうかという、そういう検討にも入ろうということで、2020年まで何もしないじゃなくて、そういった減量化も含めて広域のほうで進めていこうということでございます。

そういうことの中で、とりあえず今回は、やはり当初予定していた数字の倍になりましたので、そういったことで、とりあえずこれは、特に大きい市が財政負担が難しいし、将来これ破綻しちゃうだろうという話の中で休止になったんですが、これを含めましてもっともっと当初予算よりももう少し小さくするためには、やはり焼却炉はもっと小さくしなきゃいかんだろうということの中でいきますと、やはり減量化というのはどうしても必須でございますので、そういったことも含めてこれから協議に入るわけでございます。

○議長（志関武良夫君） 野中君に申し上げます。

残り5分であります。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） それともう一つ思うんですけれども、いすみは20年で修理費もそんなに多くない。勝浦と御宿は30年で修理費がこれから多くなるだろうと。同じ広域の枠でやっっているながら、いすみで焼却しているところはその修理費が安く済んで、勝浦、御宿では修理費が高くなるというのはちょっと不公平だなと。

だから、全てのその3炉の扱いどうするかということも、もし修繕費は、例えば今3つだけれども2つにして、その2つを生かすための修繕費というのは全体で割り勘で持とうよとか、そういうことも考えていいのではないかと、広域で考えるという。それぞれの持っている自治体に任せるんじゃないかと、そういうことも広域が広域の枠の中でやっていただきたいというのはいかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 実はその部分も、ある自治体によってはそういう考え方をお願いしたいという考え方もあります。また一方で、ほかの自治体では、それはそれぞれの市町の財産であるから、それはなかなか難しいという考え方もありまして、これはこれからの調整ということになります。

それでもう一つは、現状は御宿の今の焼却施設というのは。

(「短くお願いします。持ち時間が少ない」の声あり)

○町長(飯島勝美君) そういうことで、それは意見がなかなか分かれているところでございますので、これからまた非常にその辺は調整を要するところでございます。

○議長(志関武良夫君) 11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) 減量については町長みずから進めていくということでしたので、減量するに当たって、ただ減量ではなくて、目的値をもって減量していくというのはどうでしょうか。今、大多喜町のリサイクル率はどのくらいでしょうか。

○議長(志関武良夫君) 環境水道課長。

○環境水道課長(米本和弘君) リサイクル率のほうですか。資源化された部分ということですね。

(「はい」の声あり)

○環境水道課長(米本和弘君) 現状のリサイクル率、リサイクル率の出し方もいろいろあるんですけれども、県のほうで出しております、清掃事業の現況と実績というようなところを出している資料によりますと、現状、26年度が15.7パーセントというような数字になっております。平成25年度が14.7パーセント、24年度が12.4パーセント、ここのところ上ってきてはいるんですけれども、県内からするとまだまだ低いような位置にあります。

○議長(志関武良夫君) 11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) ありがとうございます。

燃さないごみ対策をやっている志布志市は大体80パーセントのリサイクル率だと。そういうふうに行っているところが現にあるわけですから、うちのほうももっともって改善できる余地はあるわけで、どうしてこんなに低いのか私も信じられないのですが、取り組んでいただきたいと思いますが、目的値を持つということについてはいかがでしょうか。

○議長(志関武良夫君) 環境水道課長。

○環境水道課長(米本和弘君) この目的ですね、目標値というような形は、基本計画の中でも、ごみの処理量についてもそうですし、リサイクルについてもそうなんですけれども、5年後の目標数値を定めた中で、一応それに向けた減量化なり資源化なりを図っていく予定でおります。

○議長(志関武良夫君) 11番野中眞弓君。

○11番(野中眞弓君) そのごみの減量化については、役場がやるわけではなくて住民がや

るわけですから、その周知のところ、用意周到にして住民が納得できる形、気持ちよくごみの分別なりできる、そういうシステムをつくり上げていただきたいということを要望して終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 野中君の入学援助金についての補足が教育長のほうからあるということですので、教育長どうぞ。

○教育長（石井信代君） すみません。手を挙げるのがちょっと遅かったものですから。

先ほど一人一人についてということで、私のほうも銚子市の事件については大変なショックを受けまして、中学生のお子さんを母親が殺害してしまったということで、それで校長をすぐ呼びまして、在学している子供たちの一人一人についてまずしっかりと見てくださいと、担任を通して。それから就学前の子供につきまちは、今保育園の先生方と教育委員会、それから専門の先生、特に経済的な部分とお子さんの発育について心配されているお母さん、大変保育園で多いんです。このまま小学校1年生に入って大丈夫だろうか。そういうことで、小学校に入る前のお子さん、保育園の先生、教育委員会、それから専門の先生がかなり綿密に会議を持って、一人一人の来年度入ってくるお子さんについてどういう問題点があるか、ここをお母さん直してみてくださいというような、かなり綿密に会議を開いているんです。

ですから、本当に経済的に非常に困っているようなことがあれば、すぐそれは我々わかりますので、そういう点ではすぐ上ってきて、もし本当に困っているお子さんがいたら、すぐ制度がどうこうというのはまだできないんですけれども、一人一人の子供についてはかなり、今592名ですけれども、在校生が。それについては今要保護家庭が2です。準要保護家庭が14です。592名の中で。そういうことについては全て把握して、本当に困っている状況が、担任が見ていればどこかで見えますので、その辺はかなりしっかりと見て、もし問題があれば委員会のほうへ上げるようにという、そういう指導はかなりしっかりしているつもりです。

制度についてはまた、さっき税務課長さんからありました、その確定のあれが、私も5月にならないとはっきりしないという思いでいましたので、もし早くにわかれば早くそういうのできるかもしれないと。検討したいと思います。

（「ありがとうございます」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 以上で野中眞弓君の一般質問を終わります。

◇ 麻 生 勇 君

○議長（志関武良夫君） 次に、4番麻生勇君の一般質問を行います。

4 番麻生勇君。

○4 番（麻生 勇君） 一般質問の前に、まずお礼を申し上げたいと思います。

私の都合によりまして、本来は一般質問の順番は届け出順に質問するように決まっておりますが、事務局、また吉野議員のご協力と議会のご協力によりまして、順番の入れかえに対応していただきましてありがとうございました。

それでは一般質問させていただきます。

最初に、地方創生について伺います。

国の取り組みで、地方のやる気度で予算配分が決まってくるとのことですが、予算配分だけではなく、その地方ごとに特色を出して運営していけるとのことに思いますが、どうでしょうか。

そこで、人、もの、仕事ですが、仕事の発掘で町の雇用が生み出されると思っております。このことは以前にも一般質問をいたしました。町のリードがもう少しあってもいいように思っています。

例えば、1、地元特産品の研究。今現在はタケノコ、春だけ単発的にやっているように私は見ております。地元特産品の研究、通年で製造や販売できるもの、具体的にテーマを提案して、やる気のある人の掘り起こしをしてもらう。このことによりまして、設備や加工場等に対しても、町のリードで予算が必要なら国・県への働きかけを積極的に行ってもらえるようにできないかを伺います。よろしくをお願いします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 特産品の研究、製造、販売のために、やる気のある人を掘り起こし、必要であればそのための施設、設備の予算を国・県に働きかけるという質問でございますが、農林水産業分野においては各地区の重立った農業経営者、経営体の方とは常に接しておりますので、必要としている支援や援助については対応可能な事業などがある場合は紹介しております。

現在、一部経営体で特産品を加工した商品の開発に取り組んでいる団体があります。中小企業庁で推進している事業に「ふるさと名物応援宣言」という事業があります。この制度は、町の特産品1品に限りふるさと名物応援宣言をすると、その特産品の加工、製造、研究、開発などに対する支援が受けやすくなる制度ですが、1町で1品に限られることから、今後町の名産を何にするかを協議していただく場を設けていきたいと考えております。

また、県商工労働部及び県産業振興センターにも相談をしておりますが、いずれも積極的

に協力していただけるとのことですので、指導・協力をいただきながら事業を進めたいと考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） そういう話があるようなんですが、例えばの話なんですけれども、どのようなことを考えておりますか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） この制度は、ことしの8月ごろできた制度で、これから商工会とか、そういう団体を集めて話し合って、その1町1品を決めていくと。1町1品決まったら、その特産品とか、そういうものを開発する人がいれば国のほうから援助が出るという制度です。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 特産品なんですけれども、課長、今町の特産品って何ですかね。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 町の特産品といえばタケノコとかシイタケ、米も入ると思いますが、そういうものだと思います。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） タケノコ、シイタケ、米等があるわけなんですけど、その中でメインになるものとは何でしょうか。私はこの大多喜町の環境を見ると、やっぱり農産品、今言われたものがメインになると思うんですけども、やっぱりこれから売り出していかないと遅いかどうかわかりませんが、いずれにしても何か手を挙げて発信しないと、ものにならないと。根の生えたものにならないと思っているんですよ。

だから、産業振興課としては、例えば米がいいよとか、シイタケがいいよとか挙げて、集中してやれないものかなと思っているんですけど、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 先ほど言った品目、タケノコ、米、シイタケ等がありますけれども、具体的に私のほうからどれだということは言えませんが、その品目については、これから集まっていただいて、そういう団体に集まっていただいて協議して決めていくということでございます。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番(麻生 勇君) 私が言っているのは、みんなが言うんじゃないくて、町としてもやっぱりリードしていくという気持ちを持ってほしいなということで、私は言っているわけですよ。じゃ、それでぜひお願いします。

次に、産業振興で先ほど小高議員の質問にもありましたけれども、TPPの交渉が決まりました、品目が決まりました、町の主要産業である農産物が、今後どのようにしていくのか見きわめる必要があるのではないかと思います。

大多喜町の中山間地の農業が非常に気になりなっています。国の施策が大型農業に完全にシフトしておりますが、大多喜町の農林業は、本当に取り残されていくことが本当に心配です。そこで、今後の中山間地の農業のあり方はどのようにすべきかと考えているかを伺います。

○議長(志関武良夫君) 産業振興課長。

○産業振興課長(野村一夫君) 中山間地域の農業のあり方をどのようにすべきかというご質問ですが、本町の中山間地域というと、主に西畑、老川地区ということになるかと思います。この地域は農業農村整備事業により、平成11年度から21年度にかけて圃場整備や生活環境基盤の整備を実施し、今まで荒れていた田畑が事業を実施したことにより耕作されるようになりました。

そして、この地域には町特産品のタケノコがあり、また養老溪谷などの景勝地もありますので、生産から加工、販売までを行う6次産業化や農業と観光の連携なども中山間地域の農業として考えられると思います。

以上です。

○議長(志関武良夫君) 4番麻生勇君。

○4番(麻生 勇君) 自分で感じている中山間地と先ほども小高議員の話がありました下総のほうの農業とは大変な格差があるわけですよ。仕事のやり方等比較しても。そういうことで、今現在、中山間ですから大型農業機械が入らないわけですよ。その入らないものを、どうしたら中山間地が置いていかれないで済むかというのでも聞かせていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(志関武良夫君) 産業振興課長。

○産業振興課長(野村一夫君) 大多喜町の農業は少ない面積の方が、今まで努力してきたということで、中山間地域においても圃場整備やっても1反歩だとか2反歩だ、その程度でありますけれども、そういう中でやっぱり今やまびことかで実施

しています、例えば梅干しを作って売っていますけれども、それも立派な6次産業だと思います。そういう面で、これから少ない面積でも自分でつくって加工して売るといふ、そういうことで収益を上げてもらうことも必要ではないかと思ひます。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 中山間の整備が11年から21年、約11年で、この整備ができる前と今現在比較すると、大変便利になりました。耕地の隣に車が入るようになって、すごく便利になったんですけども、まだまだなんですね。要は、頭悪いのか知恵がないのかわかりませんが、先に進めるだけのまだ環境が整っていないのかわかりませんが、そういうところで非常に心配なんですよ。

やっぱり中山間地はこんなものがあるよ、また田んぼを畑にしたらこんなふうになるよという話もぜひPRして、我々百姓のお父さんに指導していただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

それから、今、梅干しとかいろいろな話がありましたけれども、いろいろな方策を示すためにも、人材の確保及び養成を早急に進めるべきと思ひますが、見解を伺ひます。これは先ほど小高議員からお話がありましたけれども、やっぱり人材が不足しているように私は思ひますよ。それは産業振興課もそうだし、農業やる人たちも両方そうなんです、具体的にこんなふうにしたらどうか提案してもらえと、そうなのかなとそっちに進めるような気がするので、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 農業関係職員の人材の確保と農林業の後継者不足対策についてというご質問でございますが、産業振興課の農業関係職員については、育児休業職員も含めまして今年度1人増員となりました。農作物の改良、普及の関係については県農業事務所の大田喜担当者が直接農業者の相談を受け、指導を行っています。産業振興課の職員は、国や県の補助事業事務、連絡調整、農家や農家組合との連絡調整事務を行っています。職員一人一人の事務量が均等にはなりません、協力しながら農業の振興に努め、1人増員となっていますので、今後も今の体制で事務事業を進めたいと考えています。

また、農林業の後継者不足については、担い手確保対策として人・農地プランの中で、青年就農給付金事業を実施していますが、現在5人の方が受給していますが、こういう事業を活用して希望者がいれば積極的に進めたいと思ひます。また将来的には、農業生産法人の誘致などにより、そういうところで働き、農業を覚えてもらうことも選択肢の一つじゃないか

と思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） やっぱり田んぼばかりいじっていると、情報不足になるんですね。そういう意味で、今産業振興課はプラス1だという話なんですけど、情報をもっと、こんなことを言うと大変申しわけないんですが、不十分というわけではないんですが、できるだけ新しい情報を提案してもらえようをお願いしたいなと思います。

そういう意味で、プラス1が本当にプラス1なのか。結局ふえたんだけど、表に行く仕事がふえちゃって、それが機能していないというようなことはないのかなど。自分はそんな気がしているんですが、それは返事ありません。回答ありません。そういうことで、ぜひ人材の有効活用とさらに育成をお願いして、我々農業者、中山間にいる人たちの面倒を見られるような体制をつくっていただきたいなと思います。

続きまして、町の人口なんですけど目に見えて減少している中で、就業できる場所の確保が人口の減少に欠かせないものであると思いますが、その見解を伺います。

一番最初に就業する、仕事をする場所の確保の話をしましたけれども、こういうことはどうなのかなという何か提案がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 就業する場所の確保というご質問ですが、5月に大多喜町企業連絡協議会と懇話会をやりました。そのときの話では、求人しても町内の人より町外者のほうが多いというようなことを言っていました。就業できる場所はないわけではないと思います。また高校卒、大学卒業問わず、町内出身者が町内企業に就職することは、人口の減少に歯どめがかかると思いますので、なるべく地元に残って仕事についてもらえるような施策を考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 町外の人が町内に来るといふ応募ですね。応募があるということは、まだ仕事場があるということなんですかね。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 求人しても、町内の人よりも町外の人の方が半分以上、町外の人が働いているということでもありますので、職場はあるんじゃないかと思います。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 一昔前は、前にも言いましたけれども、昼間人口と夜間人口を比較したときに、昼間人口が倍ぐらい多い時代があったんですね。それは就業する場所がたくさんあって、仕事したい人が選べたわけですよ。今、選ぶにも就業するところがないのでよそに出ていっちゃうと。そういうことがあるわけで、できればですね、こう言うと、やる気のあがる人がやれという話になるかもわかりませんが、できるだけ町でリードしてもらって、こういう仕事をやろうよと、やりませんかというPRをぜひやってほしいんですけども、どうでしょうか。町長。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、麻生議員のお話にありましたように就業場所ということなんですけれども、大多喜町の全盛時には、確かに昼間人口は大変多かったと思います。それは、その当時はやっぱり製造業の出荷高というのが大体年400億ぐらいあったんですね。今現在、大多喜町の製造業の出荷高は大体150億ぐらいなんです。ということは、それだけ就業場所が減っているということ。もちろん企業も減ったということなんです。ですから、そういうことが一つは大きな要因、あるかと思います。

また、もう一つは、近隣でいいますと茂原市、ここも実は企業がどんどんなくなっていて、本当はここに住んで、向こうに就業場所があればそこに通えるものがあるんですが、それもなくなっているということで、周りに非常に大きく影響しているということが事実でございます。

そういう中で、本町としては、やっぱり町として少しずつでもそういう就業場所をふやしてはまいりますけれども、先ほど課長の答弁にもありましたように、企業連絡協議会の考え方を聞きますと、募集はするんですけども、なかなか町内の方が応募してこないと。どうしても広く募集しますと町外の方が来るということで、全体の比率としては、多分恐らく今、大多喜町で就業の場所としては700人から800人ぐらいあるんだと思います。そのうちの3割が大多喜の人で、それ以外が大体町外という現状であるということでございます。

それで、特に企業さんが求めているのは、いわゆるマネジメントできる層、この層が非常に地方にいないということで、それで実は企業さんも困っているんですね。ですから、そういったことも含めまして、今、企業連絡会とも調整をしながら、できるだけ地域の皆さんに就職してもらえようということ、これから町も、地方創生の中で就職説明会等も、この大多喜町で開くようなことで、できるだけ町の人がそこに勤められるような形ということ

を進めていきたいと思えます。

また、もう一つは先ほどの高速バスの話もありますが、やはり1時間ということになりますと、この辺の人は1時間という大変遠いなという感覚はありますけれども、都会の人にとって1時間というのは全く通勤圏という考え方がありましてね。ですから、そういったことも含めて、幅広く就業の場所というのは求めていかなければいけないと思えますが、それは今おっしゃいますように、町もやはりそういったところは積極的に、いろんな形で就業場所を皆さんに紹介できるような形をしてみたいと思っています。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） ありがとうございます。

そういうことで、今、茂原の話も出ましたけれども、茂原は人口10万にしたいということで進めたわけなんですけど、今7万ぐらいですね。大多喜が1万500ですか、10年後8,500ですか。減らした目標は、前も言いましたけれども、それで終わっちゃうので、できればもう少し目標を上げてやれば良いなと思えます。ぜひその辺もご協力いただきたいと思います。

次に、婚活事業について伺います。

婚活運動については、町を挙げて行っておりますけれども、この運動に参加した人たちの年次ごとのトレンドはどのようになっているのか伺います。その結果、報告義務はないものの、ある程度追跡調査なるものでフォローアップしたらどうかと思えますが、伺います。ちょっといいですか、すみません。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 町の婚活につきましては、平成23年に第1回の婚活を実施しまして、ことし4月の婚活で第9回目を迎えたところでございます。この間53組のカップルが成立しましたが、参加者の募集が一つの課題でございます。このため昨年度から、女性の視点を交え、レンゲまつりに合わせたり、太巻きずしをつくったりしました。また行政以外の団体に実施していただいたこともございます。町としては、参加者の目線で行ってみたい、参加してみたい婚活を計画できるようにしたいと考えております。

それと、追跡調査なるもののフォローアップということでございますけれども、カップルになられた方のフォローアップについては現在行っておりません。今までの婚活において、婚約中の方を含み3組の結婚について逆に連絡を受けております。町の婚活で結ばれた方に、例えば記念品や祝電などを贈るようなことだとか、結婚まで至った方に、逆に町にご連絡を

いただくのが一番自然なのかなというふうにも考えております。

また、残念ながら当日カップルになれなかった方につきましては、次回のご案内させていただいてよろしいかどうか、当日のアンケートに記載させていただいているというような現状でございます。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） これは、結婚された人が3組できたということで、記念品を贈ったのかどうかわかりませんが、できれば町長、その人たちを呼んでお祝いメッセージやってもらえると非常にいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 実は、それぞれこの婚活で結婚された方には、私は祝電を送っています。この12月の何日かな、ここの方、結婚式なんですけど、そこの方にも私のほうから祝電を送っているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） そうか、そうなんだ。そうだよ。フォローアップしないんだもんね。近所にいないからできないわけですよ。本当は、私たちこうなりましたよと、役場に来てもらえるようなシステムつくってもらえると、非常に町の商業にもなるんじゃないかなと思いますので、今たまたま思いつきましたので質問させていただきました。

また、町には結婚願望のある人たちがたくさんおります。おりますというか、そういうように思います。私の近所には多分10人以上いるわけなんですけど、男女とも合わせてですね。以前にも一般質問いたしましたけれども、いすみ鉄道とジョイントして、観光大使である渡辺正行氏の総合司会で、今、鉄道利用してやる婚活を鉄婚というらしいですけども、鉄婚を計画してみませんか。たまには目先を変えてやられたらと思います。このことでいすみ鉄道も大多喜町も観光面でも双方のメリットがあるように思いますが、伺います。お願いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ことしのお城まつりにも参加していただきました渡辺正行氏は、いすみ鉄道の観光大使にも任命されております。

この婚活につきましては、前任者からもぜひ実現したいということでお答えをさせていただいております。渡辺正行氏とは婚活の日程等調整しておりますが、今のところ都合がつかない状況でございます。これからも協議、調整を続けていきたいというふうに考えてい

ます。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生勇君。

○4番（麻生 勇君） 大多喜町には多分渡辺正行さんと同級生が何人かいるという話聞いています。私の親戚にもいるんですが、ぜひそのネットワークを使ってやってもらったらと思うんですが、積極的にひとつよろしくお願いします。返答はいりません。長くなりますから。

次に、町では国際交流協会がありますけれども、今までと中身を変えまして、アジアの人との交流もありだと思えます。特にアジアは仏教国が多いし、例えばもしも結婚成立後もすぐになじんでもらえるものと思えますが、最近では、この間のお城まつりのときにも来庁されましたけれども、台湾との交流が積極的に始まっておりまして、ことしの城まつり、先ほども言いましたけれども、集集鎮の町長が来町しております。ぜひ、機会はいいように思いますが、伺います。どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 国際交流という観点から、企画財政課でお答えさせていただきます。国際交流が結婚に結びつくことがあれば、これは素晴らしいことだと思っております。

しかし、仮に婚活を実施するという場合になりますと、在日の方を対象にするのか、あるいは現地に行くのかで費用的な面で大きく変わってくるものがございます。在日の方と婚活を実施する場合は、どのように、どういう方法で募集するのか、逆にアジアの国に行く場合にはどのような婚活を実施するのか、相手方との調整、さらには日本語の会話能力、参加者の英会話能力などかなり難しい問題もあろうかと考えております。

また、台湾の集集鎮との交流につきましては、文化交流に加え、今後集集鎮と大多喜町の若い人たちが交流し、お互いを理解することは大切だと思いますけれども、婚活を目的とするのではなくて、あくまでも人事交流を目的として、その延長線上に結婚というのはあり得るのではないかなというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生君。

○4番（麻生 勇君） これは本当に思いつきなんですけれども、私の知っている人で、ラオスに学校をつくったり、何校も学校をつくったり、それからこの間は中国の、場所忘れちゃいましたけれども、水の都のところなんですけど、行ってきまして、「麻生、台湾とかタイとかラオスの人たちと交流できる場つくってほしいんだけどな」という話があったんですよ。

たまたまこの話、こんなことを考えているときにそういうのがありましたので。婚活は何人ぐらいでやるんですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） そのときそのときで人数は異なりますけれども、やはり会場の広さとかもございます。ですから、今のところ20人、20人とか、そのぐらいの数になるかと思います。

○議長（志関武良夫君） 4番麻生君。

○4番（麻生 勇君） そうですか。それでその人は、こちらに連れてくると言うんですよ。連れてきたときに、対応できる人いないかなという話があって、それ、対応できるということだから、10人、20人では多分来ないはずなんです。だから、何人か、1人でも2人でも、こういう人でどうかねという話で進めて、町の受け入れ態勢ができていれば、整ってれば、それは大丈夫だと思います。

まだ具体的に進めていないんですけども、この間の話では、国際交流協会があるから、その人たちと相談してみますよという話したんですよ。国際交流協会は、町と、民間だから相入れないものがあるという話なんですけど、でも、町の人口をふやすことがまず目的なので、その壁を取っ払って、ぜひ協力してやってもらえればと私は思います。具体的に、もしもやれるよという話がありましたら私はすぐ動きますので、ぜひよろしくお願いします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。35分からの再開とします。

(午後 4時22分)

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 4時33分)

◎散会の宣告

○議長（志関武良夫君） 一般質問の途中でありましたが、本日の会議におきましてはこれで閉じたいと思います。

あす12月10日午前10時から会議となります。

一般質問はあと3名ということで、あしたにさせていただきたいというふうに思います。

よろしくどうぞお願いします。どうもご苦労さまでした。

執行部の皆さん、どうもご苦労さまでした。

(午後 4時33分)

第1回大多喜町議会定例会12月会議

(第 2 号)

平成27年第1回大多喜町議会定例会12月会議会議録

平成27年12月10日(木)

午前10時00分 開議

出席議員(10名)

1番	根本年生君	3番	吉野一男君
5番	野村賢一君	6番	江澤勝美君
7番	小高芳一君	8番	渡邊泰宣君
9番	吉野僖一君	10番	山田久子君
11番	野中眞弓君	12番	志関武良夫君

欠席議員(1名)

4番 麻生 勇 君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町 長	飯島勝美君	副町長	鈴木朋美君
教育長	石井信代君	総務課長	加曾利英男君
企画財政課長	西郡栄一君	税務住民課長	市原和男君
健康福祉課長	永嶋耕一君	子育て支援課長	吉野敏洋君
建設課長	末吉昭男君	産業振興課長	野村一夫君
環境水道課長	米本和弘君	特別養護老人ホーム所長	君塚道朋君
会計室長	三上清作君	教育課長	野口 彰君
生涯学習課長	関 晴夫君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 渡辺 八寿雄 書 記 大竹 義 弘

議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第68号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 3 議案第69号 町道の認定について
- 日程第 4 議案第70号 大多喜町土地開発基金の設置に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 5 議案第71号 大多喜町定住化基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第72号 大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第73号 大多喜町債権管理条例の制定について
- 日程第 8 議案第74号 大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第75号 大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第76号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第77号 大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第78号 平成27年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第13 議案第79号 平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第80号 平成27年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第81号 平成27年度大多喜町水道事業会計補正予算（第2号）

◎開議の宣告

○議長（志関武良夫君） 改めまして、おはようございます。

昨日の会議に引き続き、まことにご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は10名です。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、本日の議事につきましては、既に配付の議事日程第2号により進めてまいりますのでご承知願いたいと思います。

また、本日4番麻生勇君は所用のため、欠席する旨の通告がありましたので、ご報告申し上げます。また、過去の本会議、平成26年第1回議会定例会9月会議以降の本会議において、議員の質問に対する答弁の中で、検討するとした内容について検討結果の報告がありました。お手元に配付した報告書により、ご承知くださるようお願いいたします。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（志関武良夫君） これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

◇ 吉 野 一 男 君

○議長（志関武良夫君） 通告順に発言を許します。

3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 皆さん、おはようございます。

3番吉野一男でございます。通告に従いまして、議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきます。

その前に、おわびを申し上げます。

去る議会定例会9月会議において、2項目の質問をお願いしたにもかかわらず、時間内に質問できなかったことに対しまして、執行部には大変ご迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。

それでは、第1点目は、旧総元小学校の跡地有効活用計画について。

第2点目は味の研修館厨房機器の交換について。

第3点目は空き家等への調査について。

3点についてお伺いをいたします。

まず、最初に旧総元小学校の跡地有効活用計画についてを伺います。

旧上瀑小学校については、一部を学童保育として校舎を使用しておりますが、旧総元小学校についてははまだ方向性が決まっておられませんので、早急に地域住民との懇話会を開催していただきたく、このことについて以下の項目についてお伺いいたします。

1としまして、いつごろ地域住民との懇話会を開催する計画があるのかをお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 吉野議員の一般質問にお答えさせていただきます。

懇話会につきましては、今年度中に開催させていただく予定でおりますが、具体的にいつ、どのような形で行うかはまだ決定していない状況でございます。町といたしましても旧総元小学校は地域の拠点施設であり、地域のためになる有効活用を望んでおります。現在の土地と建物につきましては、一括して活用できる方に貸与等をする予定でおりますので、その工程等が決まりましたら、懇話会等を開催させていただこうと考えております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） ありがとうございます。

今年度中ということでもありますけれども、ことしというわけにはいかないと思いますので今年度は3月までありますので、できれば早目にそういうことを地域住民の方に知らせて、具体的な内容は別としまして、とりあえずまだ決まっていないのですから、とりあえず地域住民の意見を聞くということが先決であると思いますので、それを前提に、なるべく早く開催していただけるようお願いしたいと思います。

それについても地域住民の意見を聞いた中で、いい方法を模索して一括借り上げという話へ持っていくような形になると思うんですけども、そういう形でぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。そういうことで、この件についてはよろしくお伺いいたします。なるべく早目によろしくお伺いしたいと思います。

それと、旧総元小学校に三育学院大学の附属中学校を誘致してはどうかと考えておりますが、町として積極的に推進する考えがあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 三育学院の誘致につきましては、町として積極的に実施しております。ダム跡地の環境もございますので、どのような形になるのか、いまだわからない状況ではございますが、6月会議でもお答えしましたとおり、貴重なご意見として承っております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 実際に積極的にやるということなんですけれども、余りダム跡地が検討先行しているんですけれども、とりあえず一番近場ですね、旧総元小学校ありますよね。なるべくそういう方向で行っていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それで今現在、町長のほうで一応三育学院のほうに打診をしていると思うんですけれども学校法人、理事会のほうの対応状況等をちょっとお聞きできればと思うんですけれども。

町長お願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 三育学院につきましてはもう、3年近くになりますけれども、いろいろ何か所かご提案をしながらやってきているところでございまして、特にそれぞれ理事の中にもいろいろな意見の方がございます。

そういうことで、ダム跡地のあそこもいいという方もいれば、もうちょっとお金のかからない方法もいいと、それぞれやはり法人ですから役員の中にはさまざまなご意見がありまして、そういうご意見の中で統一したところが最終的に出していただければと思いますが、どちらにいたしましても、町でお金は出しませんので、先方さんがお金を用意することになりますと、どこの場所がいいかというのはやはり、資金という関係の中から先方が最終的に決めるということでございますので、私のほう、町としては先ほどもお答えしましたように、学校には中高、何としてもやはり大多喜に集めたほうがいいだろうということで今進めているところでありますし、また理事長のほうもできればそういう方向で、これから人口減少という中で、また少子化という中で生徒集めにやっぱり首都圏がいいという考え方も当然、向こうも持っていますので、そういったところで最終的に合意ができればいいかなと思っております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 現在、三育学院大学の前身は1978年、昭和53年、専門学校と短期大学が袖ヶ浦市より大多喜町久我原へ移転した経緯がございます。今度、これこそ飯島町長が得意とするトップセールスを行う絶好のチャンスが訪れたと思っております。そういうわけで、

あらゆる知恵を出して、オール大多喜町として全身全霊をかけて、ぜひとも中学校を誘致していただきたいと思います。

結果といたしまして、誘致できれば町長のすばらしい実績にもなるわけであります。これが一番ベストな跡地有効利用活用計画であり、町の一番重要課題である人口増対策、約100名ぐらいの増になると思うんですけれども、にも、なるわけでございますから、ぜひとも誘致していただけるよう、働きかけをぜひともお願いしたいと思います。町長のご見解をお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 私どももあらゆる選択肢はございますけれども、全力で尽くしてまいりますけれども、また議員の皆様方にもご支援よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） どうもありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、味の研修館厨房機器の交換についてをお伺ひいたします。

味の研修館は、健康で美しいふるさとづくりをメインテーマとしたふるさと創生1億円事業の推進に当たり、町民の意向調査を踏まえて薬草を活用した健康の増進と栽培の推進、地場産品の掘り起こしの趣旨に沿って建設されたものです。また、この施設は高齢化社会を迎える農村社会において、高齢者の習得している農産加工技術の場として地域の活性化を図っている大多喜町の重要な拠点でもあります。また、味の研修館利用者は、平成24年度が人数2,956名、件数で1,035件、25年度が3,494人、件数で958件、26年が2,894人、件数で626件で多くの町民が利用している施設ですので、安心・安全に利用できるよう、機器類の整備充実をお願いいたします。

続いて、以下の項目についてお伺ひいたします。

第1点は、毎年3月下旬から5月上旬の時期はタケノコの缶詰や真空パックが多くつくられています。しかし、去年は圧力殺菌釜が2台とも故障でタケノコの缶詰はつくられませんでした。2台とも23年経過しており、修理不能と思われるので、1台だけ新しい圧力殺菌釜を交換していただきたいと多くの利用者から要望がありましたので、今年度補正予算に計上していただけるかどうかお伺ひいたします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 圧力殺菌釜の交換についてですが、平成27年2月及び3月に備品加工室内の機器点検を実施し、現状のまま使用可能な機器から修理が必要な機器まで点

検結果が報告されており、既に修理が完了した機器もあります。

ご指摘の圧力殺菌釜は、多年の使用実績による計測不可能な金属疲労が否定できず、予測不可能な事故など起こす可能性もあります。この件に関しては9月会議において山田議員さんからもご指摘がございましたので、今回の12月会議で補正予算を計上させていただきました。以上です。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） ありがとうございます。

実際に計上していただけたと思うわけですが、課長、大変ありがとうございます。今後もよろしくお願ひしたいと思います。

また、結局今現在、圧力殺菌釜は2台現在あるわけですが、2台とも不能だったので使用できなかったものですから、その1台は更新していただくということであれなんですけれども、もう1台あるわけなんですけれども、もう1台についても、できれば全然使用不能でありますので、来年度予算編成に計上をお願いできればと思うんですけれども、担当課長よろしくお願ひします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 来年度予算に載せたいということでございますけれども、臨時職員の聞き取りや利用状況などを調べまして今後、来シーズンの利用状況を見まして、ほかの機械も二十数年たっているものもありますので、全体の中で機器が古いものもありますので、修繕購入について全体の中で考えていきたいということで、来シーズンは1台で工夫してやってもらうようにお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 実際、1台の運営だと、タケノコは成長が早いので1日たっちゃうと大きくなっちゃうものですから、やっぱりそれに圧力殺菌釜が2台ないと効率が悪いわけですよ、実際に持ってくる人が。

1日でできるものが2日かかっちゃう場合もできてきますので、そういうことじゃなくて、やっぱりすぐにできるような形で、1台だと1人か2人しか、数にもよるんですけれども、多く持ってくる人であれば1人しか使えないし、少なければ2人とかできるんですけれども、タケノコの時期には集中しちゃいますので、そうしますと、きょうやりたいという場合にはできなくなると、またあしたに置くというわけにはいきませんので、できれば2台あればス

ムーズにある程度、今まではずっとそういう形でやってきたわけですがけれども、やっぱりそういう形で、地域住民が利便性よく使えるような形に持っていくのが公共的な立場の役所としては当然だと思うんですよ。

ですから、やっぱり町民が使えるような形で、ぜひとも来年度計上できれば。これは予算編成出してあると思うんですけども、これはあくまでも町長の見解で復活折衝もできると思いますので、ぜひこの点は入れてもらって、金額も多いかもわかりませんが、できるだけこれ入れてもらって、大多喜町の地域住民が全体的に使えるような形で持っていけば一番いいと思いますので、その点町長、お願いしたいんですけども。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） もう1台は来年度の予算ということでございますけれども、どちらにいたしましても、来年度の予算に組み入れたとしてもその1台は使えませんので、今課長の申したとおり、やはり全体的の中で見ながら更新あるいは修繕、そういったことで検討してまいりたいと思います。

今、言いましたように、予算に入れたとしてもタケノコの時期にはことしは、来年は間に合いませんのでそういうことで、しっかりと調査をしてからということをお願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） できるだけ入れてもらえれば、来年度予算でも結局4月から3月ですので、4月1日から新年度になりますので、タケノコの時期は4月の中旬後から繁忙期になりますので、その時期にあれば使えますので、できればそういう形で、来年度予算計上していただいて、4月早々に入れてもらうという形をとっていただければいいと思うんですけども、できればぜひそういうことでよろしくお願いしたいと思います。これはまた、最終的な1月の町長査定があると思いますけれども、その時点でまた、町長検討していただければありがたいと思いますのでよろしくお願いします。

それと、公共施設の役割としては、当初から入っていた機械については整っていることが条件でありますので、その点、産業課にはまたよろしく願いいたします。あるものがないというのが一番困りますので、やっぱりそういう施設的なものは全部そろっていることが一番前提ですので、今まであってもなくなるとちょっと困りますので、あったものを補充するような形でぜひ、協力をお願いしたいと思いますのでお願いいたします。

ちょっとそのところで気がついたんですけども、味の研修館で、実例で申し上げますと、

二、三年前にあった圧力殺菌釜が使用中、圧力により破裂いたしまして、釜の底が抜けたことがあったそうです。幸いにも釜の底が抜けただけで人がいなかったということでした。しかし、釜の脇の部分が圧力によって破裂すれば、大事故になるのは明らかであります。こういうこともあったということで、今後において十分に注意し、点検をしていただきたいと、対応をしていただきたいと思っておりますので、これは一応報告として、事例としてご報告させていただきます。

それと、今現在、点検を27年度点検をしたいということでもありますけれども、私が聞いた範囲内では、以前、ガス回転釜が、初めにライターで種火をつけるんですけれども、種火をつけた瞬間にガスが漏れてきたわけですね。顔に火が飛び散り、まつ毛とか頭の毛が焦げたという前例があります。焦げたということを知っております。そのときは大けがにはならなかったのですが、危険が伴いますので早急にその点は、ガス回転釜については修理等をお願いしたいと思います。点検したということでもありますけれども、ちょうどそういうことを聞いていますので、再度またもう一回聞いて、ぜひこれからまた使うわけですので、ぜひその点を産業課長のほうでよろしくお願いします。課長、ちょっと答弁お願いします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） ガス回転釜の種火の件ですけれども、早急に現地を確認して対応したいと思います。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） それと、真空包装機ですね。以前、油漏れした部分は修理済みだったんですが、またその手前が結局真空包装機があるんですけれども、手前側から油漏れして、ちょうどこの辺なんですけれども、その前は下の部分が油漏れしたわけなんですけれども、今度は手前から油漏れいたしまして、作業するときには体や足元に油がついてしまう。ぽたぽた落ちますので。そういう点がありますので、これも同じく早急に修理をお願いしたいと思いますので改めて課長、ちょっと答弁お願いします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） これにつきましても、あしたにでも現場に行って確認したいと思います。直すのであれば早急に対応したいと思います。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） これについては2点ばかり指摘したんですけれども、修理費あるかどうかわかりませんが、その点なかったらまた3月補正でもいいと思うんですけれども、

とりあえず早急に補正を組んで対応をしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それと、味の研修館の機器は特に老朽化をしているので、小まめに点検をすることが前提であります。修理費が多くなった場合はできるだけ早目に、修理、修理じゃなくて、できるだけ早目に交換をお願いしたいことを希望します。というのは、古い機械は修理したところを直すと、また別の場所が壊れてきますので、修理費がかかってきますので、結局はその機器にもよりますけれども、新規に購入したほうが安くなるということになりますので、ご検討をお願いしたいと思います。

また、先日ニュースで取り上げられました旭化成建材がマンション建設で杭打ちを実施したが支持層、固い地盤まで届いていなかったということで、マンションが傾いたことが大きくニュースになりましたが、実際に何事にも仕事をする場合は基礎が一番大事であります。町民が直接使用する基礎の部分は機器でありますので、機器は安全が第一でなければいけませんので、できるだけ早目の機器の交換をお願いしたいと思います。

また、特に公共施設の機器類は、本当に使用不能にならないと交換しないものが現状であると思います。予算がつかないからといって後回しにすると、大事故になるおそれがあります。事故が起こってからでは間に合いませんので、今後、早急な対応をお願いいたします。

課長申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 大分、二十何年たっていて古いものもありますので、これについては台帳のようなものを整備してくれということによってありますので、それに基づいて進めていきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） その点十分、台帳等をつくって点検するように、やっぱり耐用年数等もありますので、その耐用年数に沿った計画を組んで修理をするということをお願いしたいと思います。結局、壊れないからいいというんじゃないんです。耐用年数が来ればある程度壊れますので、その前に、事前に交換なり修理するなりを徹底していただければと思いますのでよろしく願いいたします。

第2点目につきましては、建築して24年が建物については経過しておりますが、まだ一度も外壁の塗装工事がされていないと伺っております。外壁が傷まないうちに塗装工事をすべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 味の研修館の外壁の件ですけれども、本町における公共施設においての外壁の塗り直しに係る取り決めはありません。現状としまして、施設全般についての不具合や要望などがあつた場合に対応を検討しております。

味の研修館については、ご指摘のとおり建築後24年が経過しており、このまま手を加えず、大規模改修が必要となるまで放っておくのではなく、良好な状態のうちに塗装の塗り直しなどを対処していくことが望ましいと考えます。今後、味の研修館に限らず、ほかの施設も点検、調査を行い、必要な場合は速やかに対処していきたいと考えます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そういうことですが、点検を常にしまして、ある程度痛まないうちに早急に点検をして工事をすることが前提であります。また、結局、傷んだ後にそういうものをやると、下地から交換しなくてははいけませんので、なるべく早目に対応をお願いするような形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

その建物については一応、耐用年数とかそういうものは基準ということはないということですが、そういうことで基準づくりをある程度、建物等につき、基準づくりを、機器と同じように基準づくりをしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

ちょっと課長答弁をお願いします。

○議長（志関武良夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君） 建物につきましては、例えば5年たったとか10年たったとか、そういう節々で現場を見るような形で小まめにやっていきたいと思ひます。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そういうことでぜひ点検をして、速やかな方法で修理等を行っていただければありがたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次に、空き家等への調査についてをお伺ひします。

空家対策の推進に関する特別措置法が全面施行されました。市区町村は、治安や防災上の問題が懸念される空き家の所有者に、撤去や修繕を勧告、命令が可能となり解体や除去など強制執行が可能となる。勧告を受けた物件は、固定資産税の優遇を受けられず、税額は最大6倍となる。空き家の状況は総務省の調査によると、全国で約820万戸、平成25年で401自治体に対応空家条例を制定、平成26年10月にしています。

その関係につきまして以下の項目についてお伺いいたします。

先日、臨時職員を採用し、空き家調査をしておりますが、どのように事務処理をしているのかお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 企画財政課で実施しております空き家調査につきましては、賃貸物件や売買物件として移住希望者に紹介できる空き家を調査しております。したがって空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、保安上危険な状態、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態等にある特定空家等とは対象となる空き家が異なっておりますが、現地の物件を確認しておりますので損耗が著しく住むことが難しいと思われる空き家も把握しております。

ご質問の空き家に関する事務処理につきましては、現地において建物の状態等を確認し、現地調査の内容をまとめた調査票を電子データで作成しております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 調査の結果ですね、調査をしていると思うんですけども、全体的な調査は進んでいるんですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 12月7日現在でございますけれども、調査対象の空き家といたしまして、町で201件を把握しております。そのうち、それにつきましては使用ができるものか、あるいは修繕すれば可能か、もしくは損耗が著しくて使用することができないというふうに3つに分類してございます。

使用ができるというのが83、そして修繕すれば住める状況になるのではないかとというのが84、それと損耗が著しくて住むことができないのではないかとというのが34棟でございます。そのうちの今度2次調査といたしまして、町のほうでは167棟を調査する予定で、現在90棟までを2次調査して貸与する意向があるかどうか、そういったものを伺っております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） 167件ということでありましてけれども、90件ほどやられているということなんですけれども、全体的に把握した時点で、ある程度使用できるものとか、できないものとか廃棄するものとかあると思うんですけども、その場合にあくまでも使用できるものについては、多少空き家等については、空き家バンクみたいな形でそこをお願いするとか、

それを使って利用して、それについては空き家の所有者に対して十分協議してぜひお願いしたいと、空き家バンク等の利用等の説明をしながら、結局職員だけでもちょっとなかなか難しい点があるかと思imasるので、各区長さん方とか入れた中で、一緒に行ってもらって使えるものは有効に使ってもらうような形で、多少なりの所有者にはそれなりに多少お金も入ると思imasすけれども、その点難しい点もあるかと思imasすけれども、やっぱり町職員だけだとなかなか難しい点もあるかと思imasすので、そういう地域住民の方と一緒に行って、お願いするという方法をとっていただければやっぱりスムーズな運営ができるんじゃないかなと思われmasすけれども、その点は担当課のほうでどのように考えているのかお答え願imasたいと思imasす。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 初め、空き家バンクの登録ということで企画財政課としてはあくまでも賃貸物件、売買物件ということでお願いしておimasすので、それを確保するために空き家バンクへの登録というのは必ず依頼をしておimasす。これは、貸す意思のある方あるいは売る意思のある方に限っておimasすけれども、その方については今年度10件こちらで登録させていただきました。

それと、地域の方へお願いするというのはやはり一つの有効な手段だと思imasすので、ただ、地域の方にお願imasして、ただ所有者の方がそこにいらっしやらないという現実も非常に多いと思imasす。ですから所有者の方の連絡先とか、そういうものを確認する上では非常に有効なものだと思imasしておりますので、できる限り地域に入ったときには、例えば区長さんとかそういう方に近隣の方、そういう方にお願imasしながら所有者の確認等も実施していきたくいというふうにおimasす。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そういうことで、空き家対策についてはやっておかないと、そういうものを進めていかないといけないと思imasすので、今空き家になっているところ、実際に鳥獣被害とかいろいろ被害がありますので、だけじゃなくていろいろ荒らされたり盗難とか防災上もありますし、そういうものを含めた中できちんと対応することが重要だと思imasす。防犯とか盗難とかいろいろありますので、それはやっぱりその所有者はいmasせないので、それを対応するには難しいと思imasすけれども、やっぱりそういう点で空き家をつくらないうような形、そういう形で進めるような方針をぜひお願いしたいと思imasす。

これは実際、これから空き家も多くなると思imasすですよ。町の10年計画だとやっぱり

8,500人くらいですか、人口が減りますので、そうすると当然空き家のほうも増えてくると思いますので、その点も十分考えた中で早目の対応をしていくということが一番重要な関係になりますので、ぜひそれが早目の対応を打つことが先手必勝でありますので、ぜひそういうものをお願いしたいと思っております。そういう点ではなかなか難しい点もあるかと思っておりますけれども、やっぱりそういうものを知人とかいろんな方に頼んで、なるべくそこを有効活用できるような形で進めていくような方法で、ぜひお願いしたいと思っております。

続いて、空き家の調査結果について、それをどのように生かしていくか、再度、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 先ほども若干、お答えさせていただいた内容と重複すると思っておりますけれども、企画財政課においては、住むことができると思われる空き家については、所有者、管理者に連絡をとって空き家バンクへの登録を依頼しております。また、損耗が著しく、住むことが難しいと思われる空き家についてもデータ化してございますので、空家等対策の推進に関する特別措置法に努力義務として定められております、空き家等に関する正確な情報を把握するための資料として活用することができるというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） そういうことでぜひ、生かしていただきたいと思っております。その関係については十分これからも調査等もありますけれども、この件についてはまた後日詳しいデータ等ももらいまして、再質問のほうをさせていただきたいと思っております。

続きまして、空き家条例を制定する考えがあるかどうかをお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） それでは、空き家に関しましては活用という面もございましてけれども、防犯、防火、また環境衛生とか周辺への影響、そういうこともございましていろいろ多岐にわたりますので、条例の制定につきまして総務課のほうからお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、空き家条例の制定に関しましてはご質問の趣旨としましては、空家等対策の推進に関する特別措置法、そういうものに基づいた条例制定ということだと思っておりますけれども、この特別措置法が制定されました背景といたしましては、適切な管理が行われていない空き家等が増加して、防災、衛生また景観などの面で地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている、こういうことが挙げられるかと思っております。

この法律では、市町村は空き家対策に関する基本方針、空き家の適正な管理の促進に関す

る事項などを定めた計画を策定することができるというようなことになっております。また、そのまま放置すれば倒壊するなど、著しく危険な状態となるおそれがある空き家や、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている空き家などについては、その所有者に対して空き家の取り壊し、修繕などの必要な措置をとるよう指導することができる。また、その指導により改善が見られない場合は勧告、さらに命令ができるというようなことが定められております。

このような法律で定められております空き家対策を市町村が進めていくためには、やはり法律では定められておりますが、条例の制定も必要と考えられます。こういう法律の制定の背景、また法律で定められた市町村の権限などを踏まえた上で、本町の空き家の状況を見てみますと、今、企画財政課長のほうから答弁ございましたけれども、法律が想定しているような非常に危険な特定空家と言われるものはそう多くはないんじゃないかなというふうに考えられます。現在行っております空き家調査の結果、また今後の空き家の状況などを見ながら、条例を制定するかどうか判断したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 3番吉野一男君。

○3番（吉野一男君） ありがとうございます。

それで、企画課長のほうから先ほど答弁あったとおり、使用不能になった建物も34件余りあるということでもありますので、そういう点、その所有者にそういうものを周知した中でやるのが前提だと思っておりますので、やっぱり所有者にしても多少わからないと思うんですね。空き家にすればいいということで、そのまま放置するのが多いと思っておりますので、ぜひそういうものは役場のほうでもそういう広報等で周知した中で、こういうものがあるということをやっただいて、いないから町民じゃない場合も出るわけですけども、やっぱり町民にそういうことで知らせることが一番重要だと思います。そういう点を一番重要でありますので、ぜひそういうものを含めた中で、広報等考えてやっていただきたいと思っております。

結局条例を早く制定するにはあくまでも周知を徹底してやって、それから何年後に施行するとかという形になりますので、すぐことし制定したから来年4月から施行するというのではなくて、あくまでも何年後に施行するという、余裕を持った施行の仕方を考えていただいて、住民にそういうことで周知徹底するような形で、そういう考え方で町から指導もやっていただければと思います。

また、実際的にそういうものをおこなわないといろいろ問題が出てきますので、先ほど

も言ったように、結局撤去とかそういう強制執行が可能になるという話であります。そういう不具合が出た場合に、強制執行になるわけですがけれども、町ではそこまではないと思うんですが、受けるという形を所有者にも認識をしてもらうことが一番重要だと思います。

そういうものを含めた中で、それと同時に固定資産税が6倍になるとかそういうのも含んだ中で、そういうものを撤去しないと、そうなるという方向を周知することが一番大事だと思いますので、それと環境的にもいいあれになりますので、防犯上、環境とかいろいろな形になりますので、ぜひ、そういうことを国のほうもそういうことで進めていますので、町もこれは余りそういうものは田舎の場合は、余りそういう条例等は設定しないかもわからないんですが、そういう喫緊になってからやるのではなくて、ある程度そういうものを条例を制定して、速やかに施行できるような方法をとるのが一番ベターだと思いますので、その点は条例制定につきましては、総務課のほうだと思いますので、そういう点でぜひよろしくお願ひしたいと思います。

結局、これから実際的に10年後には人口が8,500人ぐらいですか。そういう方向になっておりますので、どんどん当然世帯も減ってくるわけです。そういう点を考えることで当然、これから多くの空き家が出てくると思います。実際に10年後はそういう状況になるかと思ひますので、そういう点を見ると空き家を事前に条例を制定してこういう方向でやるからということで、そういうことを徹底することが一番重要な喫緊の課題だと思いますので、速やかな方法で条例制定等を進めていただければありがたいと思います。

それについては、やっぱり広報等また区長さんを通じてそういう方法を徹底してもらおうという、すぐじゃなくても、ある程度そういうものを打診しておくことが一番重要だと思いますのでぜひ、その点を踏まえて町当局のほうでも考えていただきたいと思ひます。そういうことで、全体的なことなんですけれども、余り人口も少なくなりますので、重要な課題でありますので今後においてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

大変雑駁な質問だったんですが、これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 以上で、3番吉野一男君の一般質問を終了します。

◇ 吉 野 僖 一 君

○議長（志関武良夫君） 次に、9番吉野僖一君の一般質問を行います。

どうぞ。

○9番（吉野僖一君） 9番の吉野でございます。

議長の発言の許可が出ましたので、一般質問させていただきます。通告どおりいきたいと思えます。

初めに、道路の整備計画についてお伺いします。

町内の各道路の整備計画等についてお伺いします。

まず1点目、国道について。

国道297号の羽黒坂の工事進捗状況について、まずお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） それでは、国道297号羽黒坂の工事進捗状況についてお答えさせていただきますけれども、この道路についてはご承知のとおり国道ですので、土木事務所さんのほうで管理しておりますので、その内容についてお答えさせていただきますけれども、羽黒坂につきましては、線形不良により大型車のすれ違いが困難となっている箇所が複数あることから、そのうち2カ所で改良工事を実施中であり、平成28年度中に完成する予定であるということでございます。引き続き、関係者の協力を得ながら事業を実施してまいりたいということでございます。

以上です。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

この件につきましても地元のいすみの県議の小路さんも一般質問でやっております、最終的には6カ所のカーブをやるということで、今現在2カ所の工事をやっていると思うんですが、その県議会のインターネットの中継もちょっと見ましたけれども、県の答弁は一応今の2カ所は28年度中に終了というふうな回答でありました。

問題は残りの4カ所なんですけれども、話を聞きますとやはり上層部のほうですか、市原市のほうの共有地があるということで、なかなかそこら辺の話がスムーズにいけないと話を聞いておりますので、その辺の情報等は国道ですから、土木のほうのあれになるんですけれども、その辺どのように承知しておるのかちょっとお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 用地に関しては、トンネル関係のほうの用地のことを含めてのことだと思うんですけれども、今、カーブが全6カ所というお話ございましたけれども、そのうち2カ所が今回、28年度中までに供用開始しますよということですのでけれども、全6カ所をやるかどうかというのは定かではないというふうに私のほうでは聞いております。

○9番（吉野僖一君） わかりました。じゃ、まだ、トンネルもあれも消えていないということですね。

じゃその件については極力、465の筒森の例がありまして、昔は上までこう行った。今は下にトンネルができて、1分足らずでぱっと行っちゃう。やはり高速バスの、この12月17日から大多喜始発のあれが開通していますけれども、そういうことをもろもろ、やはり国、県のほうへできるだけ、そういう前例がありますので、いいことはやはりどんどんやったほうがいいと思うので、やはりこれはお医者さんと同じで、痛いところは言わないと国、県は動かないのでその辺は町長さん、どうですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 道路につきましては、297号線につきましては、もうこれは4年前からずっと県との折衝の中で、ようやくこの一番危ない2カ所についてはやると。あと、用地交渉はなかなかうまくいかないということでもあります。この改良も、実はトンネルを抜くという計画が最初がありまして、この用地交渉はなかなかうまくいかないという中で、それで我々もそれをいつまでも待っているというわけにもいきませんので、とりあえず改良してほしいということでやっているところでございます。

最終的には、当初計画どおり、そこはトンネルで抜くということになりますので、その辺は見合いになると思います。どちらを先にするかということになりますので、これはまた県と緻密な連絡の中で進めていきたいと思います。

○9番（吉野僖一君） 極力努力をしてお願いしたいと思います。

私も昔、そういう勉強をしましてばかりの一つ覚え、地籍調査と国道に関して、トンネルということは前からインプットされていますので。

（「議長って言ってくださいよ。質問するときに、議長って。全部やっちゃまずいですよ。議長の指名を受けないと」の声あり）

○9番（吉野僖一君） すみませんでした。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 大変失礼いたしました。

一応、297に関しては極力皆さんで努力して、よろしくお願いしたいと思います。

次に、国道465号と県道32号の大多喜君津線、中野地先、市川交差点の交通安全対策として信号機の設置についてお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） ただいまご質問のありました、465号と県道32号大多喜君津線、中野地先の市川交差点の信号機の設置についてということでございますけれども、信号機の設置につきまして、勝浦警察署のほうにちょっとお尋ねしましたところ、県の公安委員会のほうへ要望はしているということでございまして、その中で交通量、そして歩行者が少ないというようなこと、そしてまた事故も少ないので現状では無理ということでございました。しかしながら設置についての要望は、引き続き今後もしていくというお話でございました。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 極力、今観光、養老溪谷すごく売っております、大型車両も観光バスも相当通行があります。また、あとで関係したことで説明しますけれども、今そして、市川と板谷の間の橋の整備も工事進行中でございます。そうしてもやっぱり観光立県ということで相当交通量はふえてきました。実際に中野通りはシーズンになると、車の切れ目がないという感じになってきましたので、やはり事故もあってからではなくて、事故の起こる、もう想定されていますので、まして下り坂でありましてスピードも出ています、場所が。

ほんのちょっとのところも交差点になりますので、非常に危ないところでもありますので、その辺をやはり土木のほうにちゃんと説明して、今、たまたま事故がないからいいんだけど、事故があってから信号をつける、そういう問題ではないと思うので安全対策上、やはりほかに信号がついていて、あそこに信号がついていないというのは七不思議というか、そういう感じがしますので、やはりちゃんと言わないとやっぱり動かない。そういうことでこの件に関してはできるだけ、老川の交差点にあってあそこの交差点にないというのは、そこを通っていかなくちゃいけないわけですから、通行量はそれだけあるんですよ。その辺でよろしくお願ひしたいと思ひます。今の件でもう一回、回答お願ひします。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 設置のほうも引き続き、要望していくというお話をいただいております。町のほうから警察のほうへ、また土木さんのほうに引き続き要望はしてまいりたいというふうに思ひます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 続きまして、3番目の国道465と県道177号線、勝浦植野大多喜線、中野地先、中野交差点の交通安全対策として信号機の設置をお願いしたいんですが、その辺についてお伺ひします。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） この交差点につきましても、先ほどの交差点同様、交通量、歩行者、そして事故等が少ないというようなことで、信号機についてはちょっと無理だろうというお話でございました。しかしながら、この箇所につきましても土木事務所におきまして、県道勝浦植野大多喜線の大道橋までの歩道整備工事を計画しておりまして、歩行者の安全確保のために、交差点部の歩行者だまりや照明については設置するというお話をお話を聞いております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） その件につきましては、建設課長から事前説明会とか、それは10月28日にやりまして、その立ち会いは12月2日に無事に終わりました、何とか地権者のほうの了解は得られた状態でございます。そのご褒美じゃないですけども、そういう市川の交差点、そこの中野、局のところの交差点もやはり通行量は変わりませんので、できるだけ安全対策で、今後とも要望願いたいと思います。

この件について、町長さんの地元出身ということで、よく現場を知っていると思うので、町長さんの見解をお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ちょっと、聞き漏らしましたけれども、これは中野の弓木へ行く通りですか。

（「それと市川と両方ですね」の声あり）

○町長（飯島勝美君） その見解というのはどういう。ある程度用地が決まっておりますよね。確かに弓木線につきましては、勝浦方面は大分整備は進んでおりまして、いわゆるその大多喜ラインがちょっと整備がおくれておりまして、この道路も含めまして、県境も含めまして、これからやはり県のほうに要望しながら、さらに改修をしていかなければいけないと思っておりますので、これから町としても、その辺はしっかり県のほうに申し添えていきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） やはり、これもトップセールスでよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、（2）の県道についてお伺いします。

初めに、県道178号線の小田代勝浦線の小沢又地先と養老茶屋間の道路拡幅改良工事の実施についてお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 県道178号小田代勝浦線の小沢又地先と養老茶屋の間の道路拡幅改良工事の関係でございますけれども、小田代勝浦線につきましては一部区間、大型車のすれ違いが非常に困難だということで、県のほうも順次整備を進めておりまして、昨年11月に面白バイパスが開通したところでございます。

小沢又地先につきましては、現道拡幅事業を進めているところでありまして、計画延長が370メートル、そして一部の工事に着手したところでございます。この県道につきましては、県内有数の観光名所であります栗又の滝へのアクセス道路であるということから、観光振興につなげるためにも鋭意整備を進めてまいりたいということでございます。先ほど申しました370メートル区間というのは、小沢又の駐車場の今、民間の駐車場があるんですけれども、その先のカーブのところから今歩道を一部拡幅してございますけれども、あそこから養老茶屋の手前の広がっているところまでが一応370メートルということで、あの区間を整備しているということでございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今の場所は、たまたまこの間、消防査察で区長会長さんと一緒に回ってその話を聞いたんですけれども、やはり遊歩道は整備されて小沢又の駐車場でとめた人は、幻の滝から栗又の滝まで遊歩道を歩いて、帰りは道路を帰ってくるらしいんですよ。あそこは狭いと。あそこはすごく危ないからということで。逆に滝見苑さんの先の栗又の駐車場へとめた人は滝から遊歩道をおりて、幻の滝に上がってきて、また県道を歩いてあその狭いところを歩くということで、すごく危険、危ないということで、地元の区長さんからもそういう意見を聞きましたので、これは早急に対応を願いたいとそれについてお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） この区間につきましては、現在に至るまでに何回か県のほうも計画をしていたところが、用地が買収できない、理解が得られないということで、2度、3度計画が変更になってきて、やっと現実に向かってきたのかなということで、県のほうもかなり苦労して何年も前から手がけてはきているんですけれども、なかなか実現に至らなかったということで、何とか今回はいけるんじゃないかということで、できるだけ早くやっていたようなことは要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今の区間は一応、完成はいつごろの予定なんですか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 私のほうには、まだ完成の時期については、ちょっと聞いておりません。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

続きまして、同じ県道178号線の滝見苑さんと粟又の橋の間の、やはりすごく狭い場所がありまして、それに関して緊急的な安全対策は必要と思いますが、それについてお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 滝見苑さんと粟又橋の間なんですけれども、こちらから向かいますと右側は川、左側は滝見苑さんということで非常に狭いと。どっちにも逃げられないという箇所でございます。県のほうも非常にその辺は苦勞をされているということで、道路管理ですね、そういうことでとりあえず安全対策をしていきたいということでございました。道路脇の雑草、枝切り、そういうのを管理して、できるだけ歩行者とあるいはバス等に支障のないような形でやっていきたいということでございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） この間たまたま、総務課長の奥さんがうちの家内とちょっとそういう話で、やっぱり大型バスがすれ違えないので、あそこは危ないから早くやってくれということで、個人名を出して申しわけないんですけれども、そういう女たちの意見もやはり見て危ないという、大変申しわけない。わかっているんだけどちょっと。

そういうことでやはり、これは緊急に女たちからそういう意見が出ているので、何とかいい方向に。先ほど答えをいただきました。県のほうもそれに努力をしているということで、やはりこれも町長さんが一言言わないとあれかなと思うので、ちょっとお願いします。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、滝見苑さんと滝の間ですよ、この道路ですよ。これは、土木ともいろいろ話をしていますけれども、これは、なかなか道路拡幅は非常に難しいということで若干、あいている用地を何かそういう、歩道に使えるような形でやるという、道路拡幅はもう無理であろうということでございますので、現状の中でどうやって活用するかというのを土木のほうで考えていただくとそういうことだと思います。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、町長が言ったように、歩道を行けなければ川のほうへ少し歩道をつくるとか、いろいろ対策はできると思うんで、この件についてはよろしく皆さんで県、国のほうへ働きかけをお願いします。

続きまして、（3）の町道についてお伺いします。

少子高齢化に伴い、緊急車両の往来に支障を来す道路整備計画や今後の福祉タクシーの運行またはデマンド交通、乗り合いタクシーの運行を考えた場合に、支障を来す道路整備計画について、住民懇談会等で意見が、要望が出されたかどうか含めてお伺いいたします。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） まず、住民懇談会等では、こういう意見は出なかったと思っております。それで、緊急車両や福祉タクシーが走行する際に支障を来す道路が、狭隘箇所についてでございますけれども、幹線道路についてほとんどないということで、各区内に入りまして若干そういうところがあるということでございますけれども、それにつきましては用地確保ができ次第ということで、町のほうで計画させてもらうとその用地確保につきましては、地元でやっていただくというような形をお願いしてございます。それが終わり次第、町のほうで計画をするという形でございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、2番の観光資源の有効活用と今後の対応についてお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 吉野僖一君に申し上げます。

一般質問中ですが、ここで10分間の休憩とします。

15分から再開します。それまで休憩。

(午前11時05分)

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時16分)

○議長（志関武良夫君） 一般質問を続けます。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 続けさせていただきます。

2番目に、観光資源の有効活用と今後の対応についてお伺いします。

本町、旧庁舎、平成25年9月3日に役場庁舎が2013年ユネスコ文化遺産保存のためのアジア太平洋遺産賞を受賞しました。このことを観光資源としてさらにアピールし、観光コースに入れたらどうかと考えますが、それについてお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 役場中庁舎につきましては、町の貴重な資産であり、観光資源として大いに活用したいし、また活用していただきたいというふうに考えております。

ご質問の観光コースにつきましては、観光協会のホームページの城下町散策おすすめコースには既に掲載されていると思います。また、庁舎の見学につきましては、できるだけ許可しているような状況でございます。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 屋上のモザイク壁画とか、多くの皆さんに本当に見てもらいたいことがいっぱいあるということで、昔、私ら学生時分のときは、自由に屋上へ上がれたし、ベル塔の中もてっぺんのほうまで行ったことが、最近はありませんけれども学生時代は上ったり、この屋上も結構行ったことがあるんだけど、その後全然登ったことがないんだけど、きのう、ちょっとそこの階段のところを見ましたら、やはり規則がありまして簡単には屋上には行けないらしいですね。

そこには庁舎見学希望の方へということで、庁舎見学を希望される方は、必ず企画財政課で受け付けを済ませてくださいと。まず1つ目。それから2番目が、事務室内は個人情報等があるため、通路からの見学のみ可能です。3つ目に土日、祝日、祭日とも見学は事前了承者以外はお断りしていますと。企画財政課管理係という案内が書いてありました。この辺、町並みのガイドさんとかそういうことで、当然、土日祭日は職員は休みだと思うので、その辺の対応をどのようにお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 庁舎の内部を詳細に見学される方につきましては、建築関係の仕事に携わってられる方や、建築を学んでいる学生の方が多いような状況でございます。平日だけでなく、祝祭日もあらかじめご連絡をいただければ、建物内部の見学や案内を実施しております。

それと、中庁舎につきましては修繕を実施しておりますが、階段の手すりや屋上のパラペ

ツトの高さ、これが当時のままで、現在の安全基準に満たない高さでございます。また、屋上のパラペットにつきましては、人間が抜けられるほどの空間もありますので、見学者の安全面や防犯面ということをご考慮すると、不特定多数の方がいつでも見学できるようにすることは難しいのではないかなというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） その、庁舎の中はそういう専門的な方であればあれだと思んですけども、一般の通路というか屋上のモザイクとか、そういうところは安全対策とかして、町並みのガイドさんの申し込みとかそういうことで、団体であれば、一応やはり許可をとらないと今の現時点ではだめということですね。そうですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） その安全面については、特に管理していただける人、十分に説明していただいて、見学される方がご了承さえしていただければ、それはそれで結構ではないかなというふうには思っておりますけれども、ただ、町の職員が常駐して常に休みのたびににいるというのは、ちょっと難しいのかなというふうには考えております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） そうしますと、現況ですと事前に予約、申し込みということでないと屋上には上がれないという感じですね。その辺は、要望が、観光協会のほうから、この間、総会に出たときにそういう話がありましたので、じゃ、その辺は観光協会のほうと一応協議して対応してもらえますか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 観光ということですので、関係課や先ほどお話がありました関係団体とも十分に協議をさせていただいて、有効な活用を考えてまいりたいというふうに思います。

○9番（吉野僖一君） よろしくお願ひしたいと思います。

この件に関してはこれで終わります。

3つ目のふるさと納税の対応についてお伺いします。

ふるさと納税については、全国各市町村でも大人気であり、返礼品や地域おこしに創意工夫を凝らしていますが、その税の使い道については町民に関心があるところです。また、全国から寄せられたふるさと納税は、大多喜町の役に立ったという使い道と使い方を報告する必要があると思いますが、その辺についてお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） ふるさと納税につきましては、全国各地から大勢の皆様にご支援をいただき、大変感謝しております。

このふるさと納税の使い道につきましては、高速バスの運行事業と面白遊歩道事業のいずれかの事業を寄附者が指定することができます。また、寄附者の指定がないものについては、町長が事業の指定を行うことと定められております。

この平成26年度の決算のうち、昨年12月からことし4月までの間に1,833件という寄附がございました。そのうち、寄附の指定につきましては447件、24パーセントというような状況でございます。

ふるさと納税制度につきましては、議員さんのご質問のとおりだと思いますけれども、町の寄附の現状を見ましても、寄附の使途よりも返礼品等により選択される方が非常に多いのではないのかなというのが現状でございます。寄附の状況につきましては、毎月どのくらいの寄附があったか、そして寄附の使途につきましては、その事業が完了したとき、または年度が終了したときに、広報おおたきや町ホームページに各担当課から公表しておりますので、今後もそういった形で続けていきたいというふうに考えています。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今まで、町のホームページを見ると、大多喜高校のプラスバンドの50万ですか、それと保育園の遊具68万2,000円、これしか出ていないので、あとは高速バスと面白遊歩道ということですか。できればもう少し、広範囲にまちづくりのためにその金額にもよりますけれども、今後多方面に活用する考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これは、26年度途中まで、基金の使途については、非常に幅広くなってございました。ですから、それについてはまだ基金の残というものがございます。これから先のもの、この平成27年度につきましてはやはり、高速バスの運行事業と面白峡の遊歩道整備事業ということになっていきますけれども、そのほかにまた町長がまちづくりに必要と認める事業ということになっておりますので、使用した場合はホームページ等で寄附された方にもわかるような状況にしていきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 初めに導入するときに、随時経過報告をしてくれということをおもった覚えがありますので、どのくらい、入ってどういうふうに使ったとか、細かくなくても

いいから議員さんは知らないとやはりちょっと問題があると思うので、使い道の公表というか、入りとその辺はもう少しオープンにする考えがあるかどうかお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 入りにつきましては、毎月広報で載せていると思います。あとホームページでも公表しておりますので、あと、出につきましてはやはり、その年の途中で完了するものについては、やはりそれぞれその段階で報告できますし、年度末でやることもできます。これから、いろいろな課で使用するような形にもなろうかと思っておりますので、その辺についてはいずれかを必ず皆さんのほうに周知するというような対応をしていきたいというふうに考えています。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） それで現在、大多喜町のふるさと感謝券の取扱店は今、全部で何件ぐらい、登録されていますか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それは、店舗数という意味。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） ふるさと券を使えるお店。加盟店、取扱店。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 加盟店につきましては今、ちょっと手元に資料がないので、もし後でよろしければ後で用意させていただきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） わかりました。

これやはり、お店、飲食店から旅館からいろんなお店が登録してあると思うんですが、中には知らない人もいるみたいなので、もう少し商工会等を介して周知してほしいと思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 商工会の会員の方で知らないという方がいらっしゃるのかどうか、ちょっとうちのほうでも把握していなかったんですが、これ始めるときにはほとんどの方にご連絡しているし、広報でも周知しておりますし、非常に幅広く周知はされているのではないかなというふうには考えております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 今、課長さんからいろいろる説明ございました。これはやはり成功させるかは、納得のいく地域おこしであれば、さらに賛同者もふえてまた全国的に、また大多喜にふるさと納税しようかなというか、そういうあれになると思うのでもう少しそういう、ふるさと納税して、大多喜町がこういうふうに使いましたよとか、そういうホームページとかフェイスブックありますし、その辺はオープンにして関心を持ってやったほうがいいと思います、その辺について町長さんどうですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ふるさと納税につきましては、恐らく今年度のいろいろ発表になればおわかりになると思いますけれども、これは、ただやれば集まるというものではないんですね。先ほど、課長が答弁されましたように、一つはお得感の中でやる方も非常に多いということで、ただ純粋に寄附という考え方のほうが若干少ないような気がします。

そういう意味でいいますと、ある程度ビジネス的なところが非常に要素があります。ですから、そういう要素を多く含んだところに寄附が集まるというのは、今の現状でございますので、ある意味全国そういうことで争っています。

大多喜町も、恐らくそのところで相当のところに食い込んでいるのではないかなと私も感じているところでございますけれども、特に、一つは一番大きなところは、私どもが一番重要視しているところは、品質をどうやってきちんと担保するか。これは来年、再来年に結びつけていくときに、品質というものがやはり重要な決め手になるということが一つです。もう一つは、やはりこれは個人情報保護、これは非常に重要なんですね。ですから、この2点はふるさと納税の中で大多喜町としては最重要な点です。この2点だけは、町としては一切妥協ができないところでございまして、ここは非常に厳しくやっております。

あと、お得感とかそういうのは手法の問題なので、それは相当のものではないと思っております。ただ、特に、一番全体に気がつかないのかなと思いますけれども、これは非常に大きな意味がありまして、今、そのほかに大多喜町の商品をいろいろ掘り起こして、どんどん、どんどん品物を並べております。私どもはもともと100品程度までつくろうということをやっているんですが、今現在、まだ50品程度なんですね、ずっとふやしながら。

しかしそれをやっていく中で、大多喜町というのは我々ここにいと、大多喜町は全国で知られているんじゃないかと思うんですけれども、ほとんど東京の方も大多喜町なんて知らないんです。大多喜町なんてどこにある、北海道にあるのか九州にあるのかと思っているんですよね。これは我々が思っている世界とは全然違うんですね。

ですから、だけどもふるさとチョイスの中に大多喜町が出てある程度の数字が出たときに、これが広告宣伝という考え方にすればこれは億ではなくて、数十億の価値があると。ですから、大多喜の商品が広告宣伝をしないで全国に知れ渡るといふ、非常に大きなツールなんです。ですから、ある意味では寄附というのも非常に重要なんですが、大多喜町の産品を全国に紹介するという意味で、こちらのほうが非常に意味が大きいと思っております。

そういうことで、我々は粛々とこれを進めてまいりますけれども、やはり何よりも重要なのは品質管理と個人情報保護、このことを徹底することによって来年、再来年とあると思っておりますので、こういったことをしっかり守りながら、また地域大多喜町を全国に知っていただくような、そういうようなふるさと納税にしていきたいと思っております。

○9番（吉野僖一君） ありがとうございます。

最後に、今、このふるさと納税の今、説明がわるいあったんですけども、ちょっとした流れを、返礼品をどこが担当してどこがやるか、ちょっと初めから流れを説明願いますか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 返礼品につきましては、どこがやるというのは先ほど申しましたように、大多喜町の一番重要なところは品質管理と個人情報保護、この点だけは絶対に妥協しないということを今、お話し申し上げた。といいますと、誰でもそれをやると、これが全部崩壊するわけです。ですから、私どもは今、観光協会とそれからたけゆらの里、農産関係はたけゆらの里、商工関係は観光協会、もう一つはいすみ鉄道が入っています。この3点でやっています。

おかげさまで普通、今ふるさと納税というのは非常にクレームが多いんです。いろいろほかの自治体に聞いてもクレームが非常に多いという。しかし、大多喜町はほんとにすばらしいなと思ったのはクレームがないんです。そういうことで、このシステムが非常に有効だということを証明しているんだと思います。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） これも初め、草津のほうの四万温泉が初めに取っかかりでやって、向こうの議会でもってそういう全国的なあれになって、最近また四万温泉にその後どうなっているのかと思ったら、国の補助金をもらって、宿泊券の半額とかいろいろなことが成功した例がまた出ていますので、そういうことでふるさと納税とか、そういう国の予算を生かしたまちおこし、まちづくり、今後とも皆様のご活躍を期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（志関武良夫君） 以上で、吉野僖一君の一般質問を終了します。

◇ 根 本 年 生 君

○議長（志関武良夫君） 次に、1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 一般質問させていただきます。

私は今回、大多喜高校の永久存続を目指してということで、皆様と忌憚のない意見交換ができればと思っております。

大多喜高校は、明治33年に千葉県で4番目に設置された伝統ある学校です。しかし、近年の過疎化、少子化により、近い将来その存続が危惧されています。多くの卒業生を輩出し、あらゆる面において地域に与えてきた影響ははかり知れません。綿々と培われてきた学舎を存続させていくことには論をまたないと思われまふ。今こそ、全町を挙げて近い将来訪れるであろう存続問題を乗り切らなければなりません。その件で質問させていただきます。

私がこの質問を思い立ったきっかけは、千葉県の教育委員会のホームページを見ましたところ、平成27年11月初めに、新たな高校改革推進プランに基づいて統合される学校等があることについて、意見募集を行っているということを見まして、いや、これは何とかしていかなくちゃいけないんじゃないかなろうかという思いで質問させていただきます。

千葉県は、平成14年11月に県立高校再編計画を策定し、平成14年度から平成23年度を計画年次としました。その後、平成24年度以降の改革を進めるため、平成24年3月、新たに県立高校改革推進プランを策定し、平成24年からの5年間を前期、平成29年から5年間を後期に分けて実施プログラムに基づき推進しようとしています。その件についてお伺いしたい。

平成14年からの県立高校再編計画では、近隣の大原、岬、勝浦若潮、大多喜女子高もそうだと思います。御宿家政もそうだと思いますけれども、統合されました。ちょっとこの記述が間違っていますけれども、鶴舞桜が丘については新たな改革、推進プランにおいて統合がほぼ決定された状況で、今意見募集を行って、その結果に基づいて統合される見通しだと思います。なぜ、近隣の高校が統合されたのか、その理由は何か、どのように認識していますか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 大原、岬、勝浦若潮高校がなぜ統合されたかでございますけれども、大原高校、岬高校、勝浦若潮高校の3校については、生徒減少の著しい地域への対応や

雇用状況、社会構造の変化への対応など、県立高校を取り巻く状況や課題等を踏まえ、県立学校の適正規模、適正配置の観点から、平成24年度から10年後の平成33年度を目標年次として県立学校改革推進プランが策定され、第1次実施プログラムに従って統合となりました。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今、課長が答弁したような形だと思います。

では、新しい改革推進プランにおいて、夷隅地域の状況はますます過疎化、少子化が進んでくるとおぼやかれます。大多喜高校は統合するおそれはないのか、どのように分析していますか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 大多喜高校は、統合されるおそれはないのかということであるかと思いますが、大多喜高校につきましては、第3次実施プログラム案によれば、平成31年度までの統廃合の計画には入っていないところでございます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません。何年の計画に入っていないんですか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 平成24年度から10年後の平成33年度目標年度としての県立学校改革推進プランがございまして、その中の第3次実施プログラムによって、平成31年度までの統廃合の計画には入っていないということです。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それは、多分前期だと思いますけれども、後期の件についてはどのように認識をお持ちですか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 今の件でございまして、平成31年度までということでございますので、それは後期を含めての話でございます。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） それでは、私のほうからちょっと知っている範囲でお答えしたいと思います。確かに今、教育課長のからお話があったけれども、第3次の県立学校の改革プランの話が出たんですけれども、今後期と言いましたけれども、この後期につきまし

ては、平成29年から平成33年までの間を後期の改革プランということで位置づけしております。

今、これは案ということでパブリックコメントか何かで今されているんじゃないかと思えますけれども、この3次のプログラムの中には、大多喜高校の統合という話は乗っておりません。この3次のプログラムにあるというのは要するに、教育、先生を養成するようなそういった、教育の専門校といいますか、そういったものに重視をした学校にするとか、あるいは就職だとかそういった面の特色ある学校を推進するとか、そういう案が出ているということで、要するに学校の授業改革というんですか、そういったものを策定して、今パブリックコメントということで今、そういう意見を募集している段階ではないかと思えます。この中で、第3次の実施プランの中では、大多喜高校はその対象校にはまだ入っていないということだと思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、行政側は統合のおそれはないという判断ということでよろしいですか。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） その統合については、おそれがないとかあるとか私のほうで、これ県立高校でするのでなかなかそれがない、あるとは言えないんですけれども、ご存じのようにこの計画案では郡部については、1学年当たり、たしか8学級から4学級までないと統合の対象になりますよというような計画が出ているんじゃないかと思えます。

今、大多喜高校も1学年4学級になってきております。これも、やはり地域性があると思うんです。私の考えですと、やっぱり都市部ですとそれだけの子供がおりますし、地域にとってこれからどんどん、どんどん中学校の子供たちも減っていきますから、地域によって4学級が、例えば2学級であっていいんじゃないかというような。

（「すみません、わかります。ちょっと時間がないのでわかりましたので、申しわけないです」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません。今のところ心配はないという認識であると行政側は、そういうふうを受けとめます。

次にいきます。

先ほど副町長が言ったように、県立高校推進プランでは、1校当たりの適正規模は郡部で

1 学年 4 学級から 8 学級が適正だと。4 学級は最低ですよ。3 学級になれば検討の対象だということをはっきり書いていますね。

近年の少子化の数字を見ますと、まず大校の生徒も平成22年には560人いました。今は487人です。平成26年度の夷隅郡市の人口は608人、平成30年には518人です。約90人減ります。平成33年には160人減るんです。それで当然、大多喜の中学校を卒業者も減っていきます。大部分がいすみ市、茂原、特にいすみ市の生徒が多い中で、このまま進んでいけば当然3学級になるのが目に見えているじゃないですか。3学級になれば、今は4学級だから統合しないと言っているけれども、3学級になれば統合の検討するってはっきり書いてあるでしょう。その辺の人口の見通しはどうなんですか。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 今、生徒の数については、根本議員がいろいろ調べてあるとおりでと思います。確かに、これから先、大多喜高校、今4学級ですが、これから先、中学校の子供さんたちの卒業数を見ると、だんだん、だんだん減ってきます。確かに今4学級ですがこれが3学級になる可能性はかなり高いんじゃないかと、私もそれは事実思います。

ただ、これを今の計画の中で、郡部については4学級から8学級というような一つの案が出ているんですけども、やはりこれは地域性があると思うんです。都市部と郡部だと違いますので、これが4学級がなくちゃいけないということじゃいけないと思います。私、これも郡部の意見として、これが3学級でもいいんじゃないかというようなことも県、教育委員会のほうに訴えていくというようなことで何とかこれ、私どもとしても大多喜高校をなくすということはこれは町の衰退にもなりますので、何としても地域の皆さん方、また議員さんたちの力もおかりしながら、存続に向けて活動をこれからしていかななくてはいけないというふうに考えます。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ、早急に私は対策を打つべきだと思いますけれども、早急に対策を打って、そのように4学級だったけれども3学級で検討の対象にするよということが出ないうちに、何らかの手を打って、万全の体制を期すべきだと思いますが、その辺の認識はどうですか。手を打つ必要はないですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 根本議員のおっしゃるとおりで、実は私も校長といろいろお話をして

おります。その中で、今大多喜高校が4学級ということでのいるんですけれども、まさに夷隅地域からの生徒数からいきますと30人足りないねという実は数字も出ているんです。ですから、3学年で約90人を何とかよその地域から集めることによってこれを維持できるでしょうというのが、実は具体的な数字も校長と話し合っておりまして、じゃその30人をどうやって集めるかというのがまだ、具体的な計画はありませんけれども、目標としてはやはり、1学年30人を他地域から持ってくるのが、これから存続の一つの条件になるだろうと。一つの目標としてはそういう数字が出ていますので、これは対策はこれからどうするかというのは考えていかなければいけないと思っております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） では、統合にならないために、すぐにでも早急に対策を打たなければならないという考え方でいいですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、お話ししましたように、30人という数字の目標設定は出ていますので、これをどういう形で確保するかというのはこれから対策をやっていかなければいかんということで、これは校長とも話をしているところでございますので、これを具体的な計画というのは、これから詰めていくということでございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） それで次にいきます。

3番目の大多喜町のまちづくりは、大多喜高校、いすみ鉄道、そのほかの面について、まちづくりと大多喜高校といすみ鉄道の関係は非常に密接なものがあると思っております。この関係についてはどのように認識していますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、企画財政課のほうからお答えさせていただきます。

まちづくりの最上位の計画であります、総合計画の基本構想におきましては、大多喜高校は教育、文化の分野ということで、いすみ鉄道は生活基盤の分野に分かれております。

大多喜高校は、生徒が通学でいすみ鉄道を利用したり、あるいはいすみ鉄道存続プロジェクト会議へ参加したり、また独自にいすみ鉄道を支援する活動に取り組んでいただいたりしております。

また一方、まちづくりは大多喜高校といすみ鉄道だけではなくて、地域自治、行政経営、産業、経済、生活環境、健康、福祉など全てが関連しております。

ご質問の大多喜高校、いすみ鉄道だけがまちづくりと密接な関係ではないとは思いますが、非常に大切なものだというふうには思っております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 先ほどの吉野議員の質問の中でも、三育学院のことが出ました。今、三育学院を一生懸命誘致しようとしている。三育学院来ました、だけれども大多喜高校が仮になくなってしまったら何になるんですかと。私は、総合戦略とかいろいろたくさんやっています。総合戦略は新しい雇用を創出するということで、攻めの戦略だという認識しているので、大いに攻めることは結構だと思いますよ。

しかし、少子化によって守るべきものは守っていかないと。一番にやっぱり少子化によって何がいけなくなるんだ。大多喜高校の存続もそうでしょうし、地域のコミュニティーもそうでしょうし、いろんな面で守りにもっと重点の政策を置いてやっていくべきじゃないかと。それで夷隅地域振興事務所ですか、あれも移動するのがいけないので用地を確保して、要は行かないようにしようよということで手も打っているわけですね。夷隅地域振興事務所これもまた本当に大事、大多喜交番も大事、それはわかるんです。それと同じくらいに、大多喜高校がなくなるということは非常に大事なことだと思うんですよ。

これ以上、もし大多喜高校がなくなったときのまちづくりを考えると、どのようにしていくのかなど。そういうことなんでぜひ、早急に手を打って大多喜高校の存続に向けてやっていきたい。要は県も4学級、3学級は検討の対象にするとは言っているけれども、郡部の事情を説明して残すんだと言っているけれども、それには大義名分が必要なんです。県に納得してもらえる。大多喜町が何を大多喜町の存続に向けて努力していなくて、地域の人たちも努力していなくて、それで郡部の事情だから3学級で認めてくれと言っても、これはなかなか通らない話ですよ。ですから、地域を挙げてみんなで一生懸命やるということが大切だと思います。いかがですか。地域挙げて一生懸命存続に向けてやるという答えが欲しいですけどもね。

○議長（志関武良夫君） 副町長。

○副町長（鈴木朋美君） 確かに、今おっしゃっているとおり、地域との盛り上がりというのは非常に大切なものだと思います。前にも大多喜高校の存続に向けた懇談会なんかもつくってあったんですが、これは一応たしか25年の3月くらいに設置を、期限がありましたので今はつくっていないんですけれども、今後も大多喜高校の校長先生を含めた、また中学校の校長先生だとか、そういった方たちと意見交換をするような場をつくって、高校の存続に向け

たそういうプランだとか、いろんな考え方もいろいろ先生方の意見もあると思いますので、行政で何をやるかというのは非常に難しい面がありますので、教育機関のほうのご意見もいただきながら、懇談会的なものをつくっていろんなプランを出してまた訴えていきたいというふうに考えます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ぜひ、高校だけじゃなく、中学とも相談してください。私これを千葉県教育委員会のホームページを見てから大高にも教頭、校長先生と4回ほどお会いしました。大中の校長先生ともお会いしました。西中の校長先生ともお会いしました。小学校にも行ってきました。大多喜小学校にも行ってきました。皆さん非常に危機感を持っています。何とかしたいんだと。それがうまくかみ合っていない。やはり行政が一步踏み出してぜひ、やっていただきたいと思います。

次にいきます。

過去、大多喜高校推進事業助成金として年間100万円予算化しました。しかしこれが思うように十分効力を発揮せず、とうとう今年度はこれが削除されました。もう支援はないと判断したのか。その理由は何か。来年度はどのように考えているかお聞かせください。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 大多喜高校後援会支援事業補助金につきましては、大多喜高校の魅力アップし、多くの中学生が大多喜高校への入学を希望するように創設され、平成25年度と平成26年度の当初予算でそれぞれ100万円を計上させていただきました。しかしながら、決算の段階では、平成25年度で44万円、平成26年度では51万4,000円と、予算に比較するといずれも減少している状況でございました。

このような状況の中、学校側と協議いたしまして、平成27年度の当初予算には上程しないということで、双方で一致したところでございます。この補助金につきましては、必要がないというふうに判断したのではなくて、学校からの要望に応じて、効果のあるものであれば、これはいつでも補助を実施する予定でありますということで、前の議会のときにもそういう形でお答えさせていただいていると思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） これ、理由があって計上したんでしょうから、これぜひ実行してもらいたい。それで今、学校の要望があればというお話でした。しかし、学校の校長先生、教頭先生、大体校長のあれ見ると4年で交代ですよ。4年で交代する校長先生がどれだけ大多喜

高校の、申しわけないけれども大多喜高校のために一生懸命やるのか、仮にその先生が大原高校に行けば、じゃ今度大原高校のために一生懸命やるわけですから、ここはずっと長年大多喜町にある高校として、行政が大多喜高校の要望とかじゃなくて、こういったことをやりましょうという積極的に動いていかなければ、県の高校がお金下さいってなかなか言いにくいでしょう、県なんですから。

県が大多喜町に対してお金をやるよということは言えるかもわからない。しかし、上位の団体がなかなか言えないでしょう。大多喜町が一生懸命やらないと、この100万円というのは使えないんじゃないですか。もっと積極的にいくこと、これ、私今の校長にこういったのがあるんだよと見せました。知りませんでした。これ、何に使えるのか、こういったのがあるんだねということ、今の校長は知らなかったですよ。じゃ、これだと何かできるねということを書いていました。校長がとぼけていたのか、それはわからないけれども、今の校長は4月に赴任してきたばかりなんです。教頭も知らなかった。その後、新しい校長になってから何回か打ち合わせに行っていると思うけれども知らないんですよ、高校は。どうですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） その知らないというのはちょっと私も今初めて聞きましたけれども、何回か話し合いをしております。その中で、やはりこの目的というのはあくまでも大多喜高校の魅力をアップするんだというのが一つの前提でございます。それで学校のほうにいろいろ話を聞くと、やはり教員の数が非常に足りなくなってきた。4クラスになって非常に足りなくてなかなか新しいものできないんですよ。

そうすると何に使うかということ、今まで計上されていた事業にそのまま使われてしまう。そうすると、そのものが結果的に学校の魅力アップにつながっているのかということ、それでしたらもう一度しっかり考えましょうと。大多喜高校はどうしたら魅力アップできるのか、その辺を一緒になって考えませんかということで、現在協議を進めているところでございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 魅力アップにつなげたい。じゃ行政側は今、大多喜高校の魅力、これは何だと思えますか。どのように認識していますか。私はすばらしい学校だと思えますよ。部活にしても、いろんな面にしても、学力にしても、行政側がその魅力を今認めてやらないと、これがあるんだからこれをもっと伸ばそうということがたくさんあるんじゃないんですか。もっと行政側が、こういった魅力があるんだからこういったものを推進しましょうと積

極的に声がけして。

それで、この間の島根のほうに研修に行ったときには、当然新しい事業をやると、学校の事務量が大変ふえるので、今の事務の体制ではなかなか難しいと。先生方も忙しい。そうしたら町から出向で職員を派遣すると、それは県と交渉して認めてもらって。2校行きましたけれども、そこには出向で町の職員が行っているんです。町の施策と高校がやろうとしていることを一致させる。それが必要なんじゃないですか。町の職員を1人、再任用で行っている方もいますよね。たしか観光協会にも行っているし、これがいいかどうかわからないですよ。保育園にも再任用の方が行っていると思います。そういった形でどうしても残したい、高校と行政が一体化するんだということであれば、そういった方向も考えられるんじゃないですか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 人を送れば、それで解決するという話ではなくて、いろんな事業、何でもそうなんですけれども、人でみんな左右されますので、それはやっぱり送る人材によって変わりますので、そういう形ではないと思いますけれども、確かに連絡を密にすることは非常に重要なんだけど、いろいろな施策があるというんだけど、逆に私も根本議員さんのほうに、じゃいろんな施策というのは実は、根本議員のほうから何か提案があればいただければと思うんですが、どんなものでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 私は感じているのは、部活動では芸術と美術、学校へ行ってみればわかります。職員室の前の廊下から2階に上がっても3階に上がっても至るところ、美術が並んでいますよ。でも飾るところがない。先生に聞きましたら、大多喜高校の美術というのは全国的に有名だよと。千葉県ではピカ一だそうです。平面の美術ね。美術には彫刻とかいろいろあるけれども、すばらしいんです。

ああいったところを、もっと生徒が描いたものを、ですから、どこか大多喜町にちなんだものとか、協力してそういった絵を描いてもらって大多喜町のどこかに張ることができないのかとか、あと、ブラスバンドもことし関東大会とか行きましたね。それが今たしか12月20日にクリスマスコンサートで小学校、中学校、高校とやっています。

大学、三育学院さんもあるんですよ。私、どうしてそこに三育学院さんも入って、小、中、高、大学と連携してできないのか、そういったことも考えていますし、あと、さっき言ったように三育学院、これは看護の大学です。県南では唯一の大学ですね。一生懸命町のた

めにも尽くしています。そうすると仮に三育学院を誘致するにしても、今、三育学院からなかなか、まだ返事が来ないということだったけれども、大多喜町も今後から福祉、そういったものに力を入れて三育学院さんの目的としている、ホームページにも書いてありますけれども、三育学院さんが目的としているものがありますよね。三育学院のホームページ。この中にいろいろ書いてあるんです。

だから三育学院さんの目的とする中の、いろいろあるんだけど、その中に県南地域の看護大学として看護の研究を重視、地域に医療と地域の健康管理に積極的にかかわっていきたいと書いてあるんですよ。こういったことをもっと前面に打ち出して、じゃ高校も特色のある学校、魅力のある学校ということがありますから、私の、いっていることができるかどうかわかりませんよ。国も今、福祉の問題、介護の問題、国を挙げて非常に取り組んでいます。

そういったことをもっと取り入れるとか、それと観光、大多喜町のホームページを見ても、大多喜高校の生徒がよそから来た団体を観光案内していますよね。学校の大井戸とか門とかお城とか。そういったことも含めると観光科、観光科もたしか千葉県の実進の中にはありますよね。観光科、福祉科、看護科、あと芸術、そういったものに特化した魅力ある高校づくりができるよというようなことも書いてありますので、私もまだまだ勉強不足ですけども、いろいろ考えればあるんじゃないかなと思うんです。

もうちょっと言わせてもらおうと、今の基本構想とかいろいろつくっています。それにキャッチフレーズがありますよね。たしか、光り輝く、すみません、薄ら覚えで、大多喜とあるんです。ただ、余りにも抽象過ぎて何をやっていいかわからない。協働のまちづくりにしても、大多喜町全体を取り組んで協働のまちづくりをやろうと思ってもなかなか進まない。ただ、みんなが合意できる、これは絶対にやらなくちゃいけないよというものがあれば、それに向かってとりあえずやる。私、大多喜高校を存続させるために、みんなで一致協力してやりましょうよということであれば、誰も反対しないと思うんですよ。

そのためには少子化も防がなくちゃいけない。きのう出ました、医療を無料化して子育てにも充実させなくてはならない。今、公共交通体系もやっています。あれもやらなくちゃいけない。いろんな面で広がっていると思うんですよ。ですからそういったことを、私のない頭で考えてもちょっと実現するかどうかかわからないけれども、努力することが大切じゃないかなと思っています。いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） いろいろとご提案ありがとうございます。確かに大多喜高校の美術というのは、実は全国的にも非常に上で、私も何度か絵画展を見させていただいて、非常に技術は高いし、先生の指導もいいんですね。ですから全国大会にたびたび出ているところがございますので、このまま我々も何かこういう形で利用できればと思って、また学校との協力ができると思います。

またもう一つは、音楽の吹奏楽部なんですが、今、大多喜の宇野校長さんとよくお話しするんですが、実は大多喜中学校に楽器を予算をつけましたのは、いわゆる大多喜高校に吹奏楽があるということで、こういったことで吹奏楽を通じてできるだけ大多喜高校に行ってもらおうという形の中で、吹奏楽を通じて大多喜高校に、よそへ行かないで行ってもらおうよということの中で宇野校長さんと学校で非常に協力的にやっていたところなんです、さらに今のご提案の中でできればと思っております。

また、もう一つ三育学院大学との協力についてなんですが、これも実は黒須先生なんかも私どものほうに来まして、生徒募集等いろいろやっております、その中でお願いをすることで、なかなか大多喜高校の生徒が三育さんに行かない。じゃなぜ行かないのという話を聞いたときに、実際医療機関がないと。看護学部というのは実は研修の中で医療機関が必要なんだそうですね。そうすると三育の場合は東京に行くとか、なかなかないということで、どうしても亀田のほうに行っちゃうということで、これを何とかここに呼び寄せようとか、そういうことでいろいろ協力はしてもらっていますが、今ご指摘のように、ちょっとまだまだ足りないと思いますので、もう少し我々も今のご提案をいただきながら踏み込んでまいりたいと思いますので、いろいろとご提案をいただきながらご協力いただければと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（志関武良夫君） 根本君に申し上げます。大変熱弁の途中でございますけれども、ここで休憩をとります。

午後1時からの再開としますので、その間に昼食をとっていただきたいというふうに思います。

よろしくどうぞお願ひします。

（午後 零時09分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時59分）

○議長（志関武良夫君） 根本議員の一般質問が終わった後に、ちょっと報告させていただきます。

では、根本議員、どうぞ。

○1番（根本年生君） すみません、午前中に引き続きまして質問させていただきます。

午前中の質疑の中で、一つまた再確認させていただきたいと思います。

大多喜高校が近い将来、存続の危険性があると。よって早急に何らかの対策を打たないと、1回テーブルの上に上がってきたら、もう取り返しがつかない、勝浦高校がそうでありました。

その件について、危機意識を持って対応しなければいけないと思いますけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 危機意識を持って対応するという、どうかということでございますけれども、それは全く同感でございます、とりあえず4学級で存続が決まったといいましても、やはりこれはまだまだ、先ほどのいろいろなご質疑の中で人が減ることはもう十分わかっているわけでございますので、これらを踏まえまして、課題も一つ見えておりますので、こういったことを踏まえまして、やはり何としてもこれは残すという考え方でこれから進めてまいりたいと思いますので、危機意識につきましては根本議員とも共有するところでございますので、これからもしっかりと対応していきたいと思っております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） よろしく申し上げます。

続きまして、町のホームページとかの関係で質問させていただきます。

実は大多喜高校、大多喜出身の方よりやっぱりいすみ市、茂原市の方が非常に多いんです。その方々を集めないことには、それこそ統合になってしまう。

そういった人たちに、大多喜町の高校のよさをPRしていかないといけない、いろんな行事とか部活とかいろんなもの、いいところを、ホームページを開いてみるとたくさんあると思います。

ですから、ホームページだけではなくてあらゆる手段を用いて、町外の人たちに大多喜高校のよさ、魅力をアピールしていかないと、生徒は集まらないんじゃないかと思っております。その辺いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） 現在、町のホームページと大多喜高校のホームページ、リンクしておりますので、またそういう情報があれば、それ以外にも提供できるような体制をとりたいというふうに考えます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） ですから、ホームページだけではなくて広報とかいろんなことに、あらゆる手段を通じて大多喜高校の活動の内容の情報を、できるだけ町民に知らせていただければと思います。

続きまして、6番の講演会支援事業補助金の件、これは100万円ということで前回あれでした。

この講演会の交付要領を見ると、教育活動の支援に関する事業、部活動の助成に関する事業、地域活動の支援に関する事業、その他町長が必要と認める事業とあります。

これを見る限り、何でもできるというような認識でいますので、これは答弁は結構ですので、何でもできるという認識でいいと思いますので、できるだけ活用してやっていただければと思います。

次にいきます。

続きまして、平成27年度の大多喜高校の生徒の大多数は、他の市町村の生徒です。487人中、107人が町内、380人が町外であります。大半の生徒がいすみ鉄道を利用しています。

しかし、いすみ鉄道の通学定期代が、JRに比較して相当割高になっています。仮に大原から茂原、22.9キロメートル、1カ月の定期代7,270円。一宮まで14.1キロメートル、これはほぼ大多喜に近いと思います、5,400円。大多喜—大原、1カ月の定期代1万1,800円と書いてありますけれども、すみません、1万1,600円の間違いです。

これは、多分JRのときは同じ値段だと思うんです。いすみ鉄道が赤字のために、運賃を徐々に値上げしてきました。そのために、通学定期代が高くなっている。

いすみ鉄道で通学している生徒がいる家庭の負担が大変大きくなっています。大多喜高校に通っている町外の保護者の方に聞いても高いと。今まで、長男の方が一宮、茂原に行ったときは3カ月、6カ月でも買えましたと。これは、長期に買えばそれだけ割引率が高くなりますから。しかし、下の子が大多喜高校に行ったら高くて、とてもじゃないけれども何カ月分買えないと。1カ月分がやっとなだという声を聞きます。

通学定期は、通勤の定期代よりさらに安くなっています。通学の定期代がなぜ安いかとい

うと、これは既に皆さんもご存じだと思いますけれども、通勤定期は会社の補助があるので個人負担はさほどありません。しかし、生徒は、生徒自身がお金を稼いでいませんから、これは全て保護者の負担になるわけです。

本来の趣旨からいうと、通学定期がなぜ安いかというと、お金のことは気にしないで、保護者に負担をかけないで、将来日本のため、大多喜のために担う人材を育てるのにみんなが協力しているから安いんです。

こういったことから考えると、この運賃の状況が、いすみ鉄道の赤字を学生に負っている部分が多いと。これはおかしいんじゃないかならうかと思います。その辺の見解はいかがですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） いすみ鉄道の運賃の関係でございます。

これにつきましては、議員さんおっしゃるとおり、JRの通学定期代と比較するといすみ鉄道のほうが高くなっております。しかし、ほかの私鉄やバスと比較すると、いすみ鉄道より運賃が高い公共交通もございます。

いすみ鉄道の運賃を下げる場合は、国の認可が必要になるということになります。

それと、いすみ鉄道の運賃の値上げについてなんですけれども、平成9年4月に多分値上げして、その後平成21年4月には値上げしたんですけれども、通学定期のみ据え置きになっております。その後、また平成26年4月に値上げしておりますが、これは多分消費税の改正の関係等で上がっていると思いますけれども、ですから、いすみ鉄道の運賃というのは、平成9年からさほど変わっていないというような現状ではないかなというふうに考えております。

それと、生徒が赤字を背負っているというようなお話でございますけれども、これは上部のものということで、本来は収支、下部の分とは別に考えていただきたいというふうには考えております。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） いろいろな説明をありがとうございました。

いろいろな説明の中でも、現実的にはやはりかなり高いということは事実なんです。それが、保護者のほうの負担にかなりなっているということも確かです。

多分、統合の話になると、大原か大多喜かという話になると思うんです、もし1校になった場合ですよ。多分、少子高齢化で学級数が3学級とかになれば、当然そうなると思うんです。そのときに、大多喜と大原、この勝負には絶対勝たなくてはいけない。大多喜高校がな

くなくて、大原に行くなんてことがあってはあり得ないことです。

そうすると、大多喜に残すとき、大原に残すとき、何が一番違うかという、いろいろな県の報告書にも書いてあるけれども、統合のときには統合によって保護者に負担をかけない、これが第一原則になっているんです。当然ですよ。統合することによって通学している生徒の負担がふえたのでは、これは何のために統合したのか意味が薄れてきますよね。

ということは、仮に大多喜高校がなくなったときに、高校がないということは、今度多分茂原とかに行く子が多くなるかもわかりませんよね、今の情勢からすると大原より茂原に行くでしょう。

そのときに、この運賃体系でいくと、1カ月いすみ鉄道とJRを使うと2万円かかるんです。じゃ、大多喜高校がないとなったときに、定住化を進めているけれども、じゃ、高校がない、高校はどっちみち茂原に行くなら、茂原に住んだほうがいいだろうということになってくるんです。これは必然だと思います。幾ら大多喜高校がよくても、人が減ってくれば統合になるんですから。

そのためにも、通学の定期代にある程度の補助、どのくらい補助するかは財政的な面もあるでしょうから、考慮することがあるかもわからないけれども、きのうの答弁で高速バス、通学する大学生に補助を出すと言っていました。なぜ、大多喜高校に通う生徒に出せないのか。

私、一つ思ったのは、いや大多喜の町内の高校生なら、住民だから補助を出せるかもわからないけれども、じゃ大原から来る子供たちに補助を出せるのかという疑念が起きてくると思います。

それを、町が考えるに当たって、大多喜高校をどうしても存続させなくちゃいけない、大多喜町の定住化に向けて、何としても大多喜高校を残さなければいけないとなれば、ある程度の支出はしようがないんじゃないかと。

今、たしか外出支援サービスにも一千五、六百万円の補助が出ていると思います。多分、定額補助しても、半額してもそんなもので、たしか26年度は2,800万とかと聞いています。

そうすると、それなりの額を出しても、大多喜高校を存続させるためであればいいんじゃないかと思えますけれども、どうですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 大多喜高校の生徒だけに町が支援するということになりまして、逆に町内に住んでいて町外の高校に進学する生徒への支援というのも、当然考えていか

なくちゃいけないということで、これについては町外の方が大部分という、いすみ鉄道を使っているのが大部分の方なので、その辺で理解を得られるかどうかというものがやはり、これは一つの問題があるのではないかなと思います。

それと、いすみ鉄道に補助金というのも確かにこれも効果もあるとは思いますが。ただ、これだけで解決ができるのかなということも一つの疑問ではあるんです。

いかに高校を魅力アップして、茂原に行くよりも大多喜高校のほうがいいんだと、地元の高校で、ここに行きたいんだというものをつくっていく必要性というのものもあるんじゃないかなと思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 確かに課長の言うとおりで。

大多喜高校を魅力ある高校にして、通学の運賃は高いけれども、大多喜に来てもらうようにするのがいいじゃないかと、そのとおりです。

しかし、現実的にはなかなかそうはいかないんじゃないですか。やっぱり現実問題とすると、保護者がそれだけ負担できる人だけが来てくれればいいけれども、やっぱり大多喜から茂原へと、月2万円といたらこれは大変な額です。

その辺で、いま一度考えて、だから大多喜高校だけじゃいけなかったら、大多喜から大原、茂原へ行く方も援助していいじゃないですか。それが人口対策になるのであれば。

それによって、子供たちが1人でも2人でもふえてくれる、家庭がふえれば、さっき言ったように、うちを建てれば固定資産税も年間10万ぐらい入ってくるんでしょう。住民税だって払ってくれるんです。

それで、試算によると、消費する半分は地元で住んでいるところで消費するということになっていますから、これは決断していただいてぜひやってもらいたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 一番初めにもお話しさせていただいたんですが、バスの運賃につきましては、逆にいすみ鉄道よりも高い1月当たりの負担ということで、大多喜町だけの人数では当然のように大高、いっぱいになりませんので、議員さんのおっしゃられるようにいすみ市から来られる方もいらっしゃいます。

ただ、勝浦から来られる方についてはほとんどがバス。茂原から来られる方もバスの方のほうが多いという中で、この運賃をそのままにしておいていすみ鉄道だけを安くしてもというような、全体的なものをやはり考えていかななくてはいけないと思いますので、その辺につ

いては、これからも十分に協議しながら考えていきたいというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） よろしく申し上げます。

これをやったから大多喜高校は残るというわけではない、いろんなことをやっていかなくちゃいけない、総合的にやっていただきたいと思います。

次にいきます。

大多喜高校の永久存続を目指して、真剣に危機感を持って生徒確保、高校の魅力化、活性化に取り組む必要があります。

大多喜高校支援推進委員会を設置し、高校、行政、関係機関、地域がうまく連携していけるような体制づくりを確立すべきと思います。

これは、せんだっての地域協議会で、夷隅地区は非常に危険な状況であるという中で、夷隅地区の委員の方々からそういった意見が出ているんです。それも、千葉県のほうが受けて、こういったことはぜひ必要だと、立ち上げないといけないと、今までうまく連携が図れなかった部分があるので、危機意識を共通に持って、みんなで一生懸命やっていくんだということで、ここに書かれています。

そういった協議会を設置すべきと思いますが、いかがですか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 町として、大多喜高校の存続につきましては、大多喜高校、議会、町教育委員会、それと町の関係者等により、大多喜高校支援推進プラン策定懇談会を平成23年10月に設置し、平成25年3月には魅力ある大多喜高校づくりに向けて提言をいただいたところでございます。

ご質問のとおり、魅力ある学校づくりには、体制づくりというのも非常に大切なものだと考えております。大多喜高校には、開かれた学校づくり委員会、後援会、そして同窓会、部活動を通じたOB会、さらに小中学校との連携など、地域と既に連携しているものも多くあると思いますので、これらを踏まえ、大多喜高校支援推進プラン策定懇談会において、魅力ある学校づくりに向けた地域との連携のあり方について、懇談会の中で大多喜高校の存続に向けた学校の魅力アップを協議していきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） じゃ、これは何らかの形で対策委員会を立ち上げていくということでよろしいですね。よろしく申し上げます。

あと、最近本も見て、高校人脈という本がベストセラーになっている。それは、いろいろ統計をとったそうなんです。要は、官僚、政治家、あと会社、これは高校時代の人脈によってつながっているんだと。

15歳から18歳までの間、多感な時期に何のこだわりもなく、社会に出ていくといろんなこだわりが出てきたり、いろんな人間関係が複雑になってきます。その中で、15歳から18歳まで過ごした高校時代の仲間というのは、一生続くんだと。その人脈によって社会は成り立っているんだという、そういった統計がもう出ているんです。

ですから、高校は何としても残さなくてはならないと思います。

それから、大中とか西中、小学校、この辺の、大多喜高校に行きたくても学力の面でいけない生徒がいるということ、この間中学校、小学校に行ったら聞きました。本当は行きたいんだけど、学力がなくてなかなか難しいと。そういった小学校、中学校の学力を上げることも非常に大切ではないのかなと思っています。

それで、いろいろ調べましたら、一宮町ではサタデースクールというのをやっていて、いろんな形があるんでしょうけれども、土曜日の放課後、月2回、学校の先生を退職した先生たちに声をかけて、一宮町の教育委員会で。

主に算数だそうです、数学。ほかのやつは暗記なのですぐ覚えればいいんだけど、算数とかは積み重ねによってわからなくなってきちゃうので、その子供たちを対象にやっているそうです。

これは、自由に受講できる。聞きましたら、大体3人に1人の生徒が受講しているそうです。それで、生徒の負担は一切なし。費用としては先生の時間当たりの時給が発生すると。大体、1時間1,500円ぐらいなことを言っていましたけれども。

こういったことも必要じゃないかと思いますがけれども、こういった取り組みについてはどう思いますか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 今、議員さんがおっしゃられた一宮町のサタデースクールの関係だと思っておりますけれども、月2回、算数、小学校3、4年生を対象に行っておるものでございます。

本町につきましては、公民館のほうで体験学習、また海洋センターのほうで運動教室等を行っております。

体験学習を行うということにつきましては、生きる力を育むために必要なものでございま

す。また、運動教室等を実施するという事は、基礎的な体力づくり、心身の健康の保持促進を図るものでございます。

子供たちが一人の人間として成長していくためにとても重要なことでありますし、学力を上げれば大多喜高校に入れるというものだけではなくて、小学生にとって、一人の人間としていかに成長していくか、そういうことも含めますと、そういう体験学習、運動教室も必要だというふうに考えておりますので、本町としては現在のところやる予定はございません。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） これ、やる予定はないって、非常にいいことだと思いませんか。なぜやる予定が。非常にいいことだと思いませんか。これは必要がないと思いませんか。

○議長（志関武良夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（関 晴夫君） 確かに学業を高めるためには必要かとは思いますが、子供たちが成長していく上で、学業だけではなく、体験学習だとか運動をやっていくとか、そういうものが必要だということで、本町としては今のところやる予定はないということでございます。

○議長（志関武良夫君） 根本年生君に申し上げます。持ち時間、あと3分でお願いします。

○1番（根本年生君） 教育長、どうですか、いいことだと思うんですけども。

○議長（志関武良夫君） 教育長。

○教育長（石井信代君） 私が勤め始めたころは、学校は土曜日、全部授業、半日やっていた。

なぜ土曜日がなくなったかということ、子供たちに余りにもゆとりがないと。土曜日を、子供たちが学校以外の場所で、地域とかあるいは町とかそういうところで、幅広く子供たちの、全体的に言うと、今生涯学習課長が申しあげましたような、広い意味での生きる力をつけるための活動をやるということで、土曜日の授業がなくなったんです。

そういうことを踏まえて、今もさまざま、生涯学習課ではそういうスポーツをやったりいろいろな活動を、子供たちが土曜日にやりましょうということでやって、確かに議員さんおっしゃるように、学力を小学校、中学校で高めることは非常に大事だと思いますが、今の大多喜町の現状からいうと、今、1クラスが大体25人です、多いクラスでも、小学校は。

ということで、学力については学校でしっかりと、担任の先生が身につけさせてくださいということを、今、1クラス40人まで認められているんですけども、大多喜町は1クラス大体25人ですから、それは担任とか、あるいはいろいろな意味で少人数の先生が入ったり学

習サポーターが入ったり、そういうことで、学力については学校でしっかり身につけなさいと。そこの方針でいきたいと思っています。

○1番（根本年生君） わかりました。

すみません、もっとゆっくりしゃべっていただければいいんですけども、時間がなくて申しわけありません。

じゃ、最後に、やはり大多喜高校がなくなるということは、大多喜町にとって本当に痛手です。これ以上の痛手はないんじゃないかと。今、大多喜町で失ってほしくないものの一番だと私は思っています。守るべきものは、死に物狂いで守らないといけない。これは勝負なんです。勝負には勝たなくちゃいけないんです。

行政の方々は、余りそういったことは認識が薄いかもわからないけれども、一般の企業としてみると勝負するときは勝負して、大原に負けない、大多喜に何としても残すという強い意志を持って、全てあらゆることについて立ち向かっていく。これが必要だと思います。

行政、民間、議員も含めて、ぜひ危機意識を持ってあらゆることをやって、大多喜高校の存続に向けて頑張りたいと思います。

町長、最後にまた強い決意を一言。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） きょう、根本議員が大多喜高校を永久に残すという強い意志でご質問をいただきましたけれども、これは町としても本当に貴重な財産でありまして、大多喜町の140年の歴史の中で、本当に多くの人材を輩出していますので、同窓会、あるいは後援会等でもいろいろお話がありますけれども、どうしてもこれを残そうということで、皆さんも同じ考えでございますので、町も同じ考えでございます。

やはり危機感を持って、何とかこれを残すということで努力してまいりたいと思います。

○1番（根本年生君） じゃ、すみません、そういうことでよろしくお願ひします。

終わります。

○議長（志関武良夫君） 以上で根本年生君の一般質問を終わります。

◎保留答弁の申し入れ

○議長（志関武良夫君） これで一般質問は全て終了しましたが、議員の皆さんにお知らせします。

昨日の一般質問、小高議員の一般質問において、産業振興課、認定農業者についての質問

がありました。答弁が保留となっておりましたが、答弁をしたい旨の申し入れがあり、これを許可しました。

発言を許します。

産業振興課長。

○産業振興課長（野村一夫君）　きのう、小高議員の認定農業者についての質問について、農業担当課長として答えられませんでした。大変失礼いたしました。

認定農業者制度についてご説明いたします。

認定農業者制度とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、意欲と能力のある農業者が、みずからの経営を計画的に改善するため、農業経営改善計画を策定し、町長がそれを認定する制度です。

農業経営改善計画に記載する目標は、農業所得がおおむね550万以上、年間労働時間が1,800時間程度であること、その計画が達成される見込みが確実であること、農用地の効率的、総合的な利用を図るために適切であることが条件です。

以上です。大変失礼いたしました。

○議長（志関武良夫君）　ご苦労さまです。

次に、本日、吉野僖一議員の一般質問の中で、ふるさと納税の加盟店の店舗数についての答弁が保留となっておりました。

答弁の申し入れがありましたので、許可をいたしました。

発言を許します。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君）　吉野僖一議員の一般質問の中で、ふるさと感謝券の取扱店の数でございますけれども、90店舗ということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（志関武良夫君）　ご苦労さまでした。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君）　日程第2、議案第68号　夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第68号の説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお開きください。

本文に入る前に、提案理由の説明をさせていただきます。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約第4条第1号の、組合が共同処理する事務として定められておりました、市町村圏の振興整備に関する計画の策定及びその実施のための連絡調整に関するものを削る改正と、行政不服審査法の全部改正に伴い、第三者機関を設置することが義務づけられたことから、当該機関の設置及び運営について、新たに共同処理する事務に加える改正、及びこれらの改正に関連する字句の改正や見直しをあわせて行うものでございます。

組合同規約の一部改正につきましては、関係市町の協議により改正する必要がありますので、その協議について議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を次のように改正する。

第1条の改正は、第4条第1号を共同処理する事務から削ることにより、市町村圏という略称が必要でなくなること、及び文言等の見直しを行い、目的を明確にしようとするものでございます。

第4条第1号を削る改正は、平成14年度から平成23年度を期間とした第3次夷隅郡市広域市町村圏構想、及び平成24年度から平成26年度を期間とした夷隅郡市広域市町村圏事務組合同事業計画が終了し、また総務省が策定した広域行政圏計画策定要綱が、社会経済情勢の変化や市町村合併の進展の中で、当初の役割を終えたものと考えられ、平成21年3月31日をもって廃止されたことから、第1号を共同処理する事務から削るものでございます。

この第1号を削り、第2号を第1号として、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

第10号の規定は、行政不服審査法の全部改正に伴い、地方公共団体に執行機関の附属機関として、この法律の規定により、その権限に属させられた事項を処理するための機関を設置することが義務づけられたことから、当該機関の設置及び運営について、新たに共同処理する事務とするものでございます。

第10条第1項の改正は、管理者及び副管理者の任期を、当該管理者及び副管理者の関係市町の長としての任期に合わせようとするものでございます。

第11条第3項の改正は、知識、経験を有する者のうちから選任される監査委員の任期を3

年から4年に改めるものでございます。

別表の改正につきましては、第4条の号番号の改正に合わせ、別表の経費区分の欄の号番号を改めるものでございます。

次のページをお開きください。

附則第1項は、施行期日を定めるもので、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4条中、同条に次の1号を加える改正規定は、行政不服審査法の施行の日から施行するものでございます。

第2項は、経過措置として、この規約の施行の際、現に在職する知識、経験を有する者のうちから選任された監査委員の任期については、改正前の第11条第3項の規定による任期とすることを定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 全員です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第3、議案第69号 町道の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） それでは、議案第69号 町道の認定について、ご説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

まず、提案理由でございますけれども、本案は町道を新たに2路線認定するもので、別添により位置図を配付させていただいておりますが、そのうちの1路線は栗山地先からお城のほうへ通ずる道路で、平成7年度に農村総合整備モデル事業として整備され、主要な生活道路として利用されており、公共施設にも通ずる道路であり、町道認定基準第2、第5号の基準を満たしております。

また、もう1路線は平塚区内より国道465号へと通ずる道路で、平成16年度に中山間総合整備事業として整備された地域の主要な生活道路としての利用も高く、町道認定基準第2、第4号の基準を満たしており、いずれも町道認定基準を満たしておりますので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線を町道に認定する。

路線名、田丁公民館線。起点、大多喜字久半谷486番1地先。終点、大多喜字太鼓山518番1地先。延長、265.4メートル。幅員、4.5メートルから6.5メートル。

路線名、平塚東原線。起点、馬場内字橋戸352番地先。終点、原内字東原32番1地先。延長、139.0メートル。幅員、3.0メートルから8.0メートル。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません、この2路線とも平成7年と平成16年に完成して、かなり前から多くの方が通行していると思います。

それで、恐らくこの当時から町道としての要件は満たしているんじゃないかならうかと思っています。すぐ直近で、町道の認定の基準を満たしたから町道に上げるということではないと思うんです。ですから、なぜこれがこういった時期になるのか。それと、町道になる前はど

ういった取り扱いだったのか。多くの方が通っていますよね。

だから、時期がなぜかということと、今まではどういった取り扱いだったのか。

それと、田丁公民館線については、多分終点側も町道に接しているんですよね。これも町道の路線ですよ。

そうすると、何かここで途中で、路線とすると一つの路線じゃないかというような気がするんですけども、こういった場合は一つの路線として認定したほうが後々わかりがいいんじゃないかと思うんですけども、そういったわけにはいかないんですか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） まず、なぜ今まで時期がかかったかということでしょうけれども、この道路につきましては、当時の農林部局のほうで農道として整備されているということで、そのまま町道にしないまま、農道としての機能を果たしながら今までに至っているということでございます。

それと、その間の管理でございますけれども、当然町道ではなかったもので、主に産業振興課のほうで管理をしていただいております。やむを得ず、どうしても産業振興課でできないということで、建設課のほうで町道管理と一緒に補修等、緊急工事とかやった経緯もあるかとは思いますが。

例えば、田丁公民館線とか崩落があって、産業振興課では機械がないので撤去できないということで、建設課のほうで急遽そういうものを撤去したりとか、そういうこともありました。

あと、田丁公民館線の道路の形態でございますけれども、猿稲田丁線だったか、猿稲住宅の裏から田丁のほうへ抜ける道路が、あれが1路線になっておりまして、あれが一部お城のほうへ少し入っています。一部、バックしているというのもおかしいんですけども、田丁のほうから来て、公民館線にぶつかったところから左へ少し行って、一本ではなくて、三差路部分が町道に認定されていまして、それに田丁公民館線は、お城の下からその町道にぶつかったような形になっています。だから、ちょっと形が、なりが悪いんですけども、そういう形になっております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） なぜ面倒くさい形、後々多分どこまでが田丁公民館線で、現地に杭とか打っているわけじゃないし、標識とか立っているわけじゃないから、後々面倒くさいこと

をなぜこんなふうにして、もともとこれは、じゃこっちは同じ枝で来ているんだからこうやったほうが、維持管理上、随分楽じゃないかと。わざわざこう面倒くさいことを何でやるのかという。法律でこういうふうにはできないというのなら別ですよ。

それと、今まで農道だったので土地改良で管理していたと。こういったところはほかにもたくさんあるんじゃないかと思うます。同じ道路でありながら、産業振興課で管理している道路がある。建設課で管理している道路がある。今、至るところで二重行政という言葉がありますよね。これはまさに二重行政に値する懸念があるんじゃないですか。

一つの課で大多喜町の道路については管理すれば、一つの課で一元的に管理できるわけです。まさにこれは、二重行政にひっかかってくるんじゃないかと思うんですけれども、この際、産業振興課で管理している道路も含めて、建設課の道路として扱うような、事務上の取り扱いの変更というんですか、そういったものはできないものなのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 根本議員の意見、ごもっともな意見だと私も思っております。それで、随時、移行していこうかなという形でございます。

例えば基幹農道、ありますね。平沢とか田代まで抜けているやつ。あれもあるんですけれども、あれももともと基幹農道ですから、農道分野でつくっているものなんですけれども、あれも随時町道へと移行していこうという考えでありますので、ちょっと一気に、費用がかかりますので、町道に認定しますとそれなりに、やっぱり町道認定の測量とかいろいろ経費がかかりますので、随時移行していきたいとは思っております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） できるだけ、そのようにお願いできればと思います。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 農道と町道というのは、農道をつくる時に農林のほうから補助金をもらってつくっているやつについては、しばらくは農道として維持しなきゃいけないんです。

ですから、その期限が切れたら町道に認定できますけれども、補助金を受けている事業についてはすぐ農道を変えることはできないということで、そういった関係もあったと思いますけれども、私も正確なところは、どれがどうだというのはわかりませんが、後で課長のほうから調べて、またそちらに報告するようにしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 平塚のほうはまだ未舗装なんですけれども、舗装計画というのはあるんですか。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） 一応、いつとは申し上げられませんが、できれば早いうちに舗装はしていきたいと思っています。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） その、いつが知りたいんです。いつまでにはということでも結構です。

○議長（志関武良夫君） 建設課長。

○建設課長（末吉昭男君） できれば来年度中にでも。

○議長（志関武良夫君） よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第4、議案第70号 大多喜町土地開発基金の設置に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 議案第70号の説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

大多喜町土地開発基金は、公共用に供する土地を先行取得することにより、事業の円滑な執行を図るために、昭和46年に設立されました。

土地の地価が高騰する時期に、公共用地の取得に基金を有効活用してきましたが、公共施設の新規整備はほぼ完了していることから、平成28年4月1日をもって廃止しようとするものでございます。

なお、土地開発基金で所有する現金2億5,160万6,771円は、一般会計に繰り入れるとともに、土地13筆、6,939.94平方メートルにつきましては、基金財産から公有財産へ区分変更することになります。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

大多喜町土地開発基金の設置に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

大多喜町土地開発基金の設置に関する条例を廃止する条例。

大多喜町土地開発基金の設置に関する条例を廃止する。

附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 町が土地を買うとき、財産購入のときは1,000万以上は議会の承認を得なければならない。

ところが、土地はそれに加えて5,000平米以上という条件がついていて、5,000平米以下だったら、議会にかけなくても取得できるということですね。

それで、鮮烈に記憶に残っていることはミヤコの土地でした。議会にかかるから、そのとき反対すればいいなんて思っていたら、買ったらしいよというのが入ってきて、ええっと思

ったことがあるんです。

説明のときだったでしょうか、私は自分の持論として、今ある町有地を宅地にして、比較的安く若い人たちに分譲するということについては、反対はしない。賛成というわけでもありませんけれども、反対はしない。

でも、新たに土地を買ってまで宅地分譲するべきではないと思っているんです。そうしたら、町でなければ買えない土地というのものもあるしという説明があったように覚えているんです。

そういう土地の購入などについて、5,000平米以下でも議会にかけていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 町の条例の中で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例という中で、地方自治法の規定に基づきまして定めたもので、予定価格1,000万以上の不動産の買入れ等の場合ですね。ただ、土地については1件5,000平方メートルというのが、議員さんのご指摘のあったとおりでございます。

これについては、地方自治法が市町村の条例に委任しているという状況でございます。その中で、近隣の市町村、あるいは町村の金額としてはこの辺が妥当だろうということで、当時定めたものだと解釈しております。

ですから、今この土地開発基金の問題に限っていえば、土地開発基金の条例が廃止されれば、そういうことはなくなると。予算に計上して購入するような形になりますから、これからはそういう透明性というのは増してくるというふうに考えています。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案について、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 全員です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第5、議案第71号 大多喜町定住化基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(西郡栄一君) それでは、議案第71号の説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

ただいま可決いただきました土地開発基金条例の廃止による財源を活用し、町の人口の定住化を推進する定住化基金として、これを新たに設置するため、地方自治法の規定に基づき条例を定めようとするものでございます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

大多喜町定住化基金条例を次のように制定する。

大多喜町定住化基金条例。

第1条は、大多喜町定住化基金の設置について定めるものでございます。

第2条は、基金の額について定めるものでございます。

第3条は、基金に属する現金の管理について定めるものでございます。

第4条は、基金の運用益金は予算に計上して、基金に繰り入れることを定めるものでございます。

第5条は、基金に属する現金の繰りかえ運用について定めるものでございます。

次のページをお開きください。

第6条は、基金の処分について定めるもので、第1号は土地の取得に要する経費、第2号は土地の造成に要する経費、第3号は住宅の建設に要する経費、第4号は土地及び住宅の分譲に要する経費、第5号は町長が定住化に関し必要と認める経費を定めるものでございます。

第7条は、委任規定を定めるものでございます。

附則は、施行期日を平成28年4月1日と定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） まず、定住化基金の、これから制定された場合、どういう形で運用されていくのか、計画があれば説明をお願いしたいと思います。

特に、この基金で土地を取得して、造成、建設、そして分譲するということですが、買って造成をして、入りと出があるわけですね。基本的にこの基金は減っていくのか、あるいはふえていくのか、現状維持なのか。方向性があるんだろうと思いますけれども、それと含めて、どういう今後の計画がつけられているかどうか、もしあればご説明をいただきたいと思います。

それから次に、ここに定住化に資する経費ということであってありますけれども、定住化に資するという、定住化とはどこまでの範囲をここでうたっているのか。

そして、最後にもう一つお願いしたいと思います。先ほど土地開発基金の説明がありましたけれども、今回の土地を取得するに当たっては、確認の意味もあります、土地開発については先ほどの話で、5,000平米以下、1,000万以下は議会の議決を経なくていいですということがありましたけれども、今回のこの土地の取得の部分については、全て予算計上をされるということでしょうか。

であるならば、第6条に一般会計の歳出歳入の予算に定めるという文言は要らないのかどうか。

以上、説明をお願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） まず、この制定した場合の運用計画ということでございます。

この計画については、今のところまだ定住化でこれをやるんだというようなものについては、具体的に決定しておりません。

それと、土地を取得する場合でございますけれども、土地を取得する場合には基金から繰り入れをしまして、一般会計あるいは特別会計になる可能性もありますけれども繰り入れを

しまして、それで歳出予算に計上して、購入あるいは造成あるいは建設というものに経費をそれぞれ充てていくということになるかと思えます。

それで、分譲に要する経費、最後に分譲で収入を得た場合、またこの基金に積み立てることを今は考えております。

この基金に積み立てて、ただ、原資としては減る可能性もないわけではないというふうに理解していますので、ですからなるべくこの基金をこのままずっと、この基金で運用していきけるようなものをつくっていきたいというふうには考えています。

2つ目の、定住化に資するという、定住の範囲だとかですけれども、非常に広く定住化ということで、確かに議員さんのおっしゃられるように非常に範囲が広いということでございます。

これにつきましては、やはり定住化ということで、ここに記載してあるのはほとんどハード的なものということになっておりますので、そういうハードに充当するものを考えております。

それと、定住化ということで、最後の3つ目でよろしいでしょうか。

土地の取得につきましては、先ほど言ったように予算に計上してということで、予算でそれぞれ皆さんに同意を得るような形をとってまいりますけれども、一般会計に限るかということが、その辺が明確ではありませんでした。

特別会計というのはいつでもつくれる、皆さんの同意があればですね、つくれることになっておりますので、そういう特別会計を設置した場合も考えて、それについては特にそこでは明文化していないということで、ご理解していただければと思います。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 基金の運用なんですけれども、土地を取得して造成をして分譲するという中で、例えば滞れば、基金は買った分がどんどん減って行って、すぐゼロになってしまうという部分もありますでしょうし、うまくいけば運用益も出てくる、そのときの経済状況とか地価にもよるだろうし、いろんな部分の要素もあるんだと思いますけれども、非常に慎重にというか、難しい部分があると思います。

ぜひ、きちんとした計画というのを今後立てて、運用されることを望みたいと思います。

それで、ここで心配したといいますか、今まで土地開発基金があったものが、定住化になることになるわけですけれども、これからいろんな公共施設が必要になる場合も出てくる可能性もあるわけで、今までは土地開発基金がありましたので、じゃそこからぼんと買えた

けれども、今度はそっちの部分は定住化に全部使うんだということになりますと、仮に例えば振興事務所があそこにこうやりましたけれども、もう少し欲しいというようなことが出てきた場合とか、あるいは必要に応じてほかの公共施設をやむを得ず取得しなければいけない状況が出てきたときには、対応はどう、まずはなさるんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これにつきましては、やはり歳入歳出予算で現年で購入できるものであれば、一般会計あるいは特別会計があるかもわかりませんが、そこで予算措置をするというのを基本に考えたいと思っております。

それには、例えば財源的なものとしては、その中で財政調整基金を活用するとか、そういう手法もあるのではないかなというふうに考えております。

また、千葉県地方土地開発公社というのもございます。ここには、一定の金額を納付すれば、事前に購入していただけるというようなこともございますので、そういったものを活用しながら、そのときの財政状況に応じて、適切に判断していきたいというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） 7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） そういうふうにいけばいいんですけれども、最後の部分は、自分の手元がないということになれば借りるような形になるので、やっぱり基本的には起債は余り、もうこれ以上という話、どんどん減らしていく中ですから、やっぱりどこかに、これをなくすわけですので、準備といいますか、財調があればいいですけれども、今の状況では一般会計から急にということは現実的にはあり得ない話でしょうから、どっちかの使えるものということから運用するんだと思います。

ですから、そういう部分はある意味、見通しができないということもあるんでしょうけれども、今までは開発基金がありましたからぱっと使える可能性があったけれども、今度はない話なので、その辺も十分考慮に入れて運用のほうはお願いをしたいというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 少し説明が足らなかったのではないかなと思うんで、ちょっと補足させていただきたいと思います。

千葉県地方土地開発公社の場合ですと、先に購入をしていただいて、それで公社から町が買い取り期限というのがございまして、それが5年以内に購入すればというような条件がついておりますので、そういったことで、もし必要なものが5年以内のもので計画されていれ

ば、そういったものも活用していきたいということでございます。

あと、あくまでも財政運営をやっている中で、健全財政というものはやはり根幹となるものですから、それについては十分に計画した上で、この基金を使用していきたいというふう
に考えております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

審議中ですが、ここで10分間の休憩をとります。15分から再開とします。

（午後 2時04分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時14分）

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第6、議案第72号 大多喜町税条例等の一部を改正する条例の
制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） それでは、ただいま議題となりました議案第72号 大多喜町

税条例等の一部を改正する条例の制定について、本文に入ります前に、提案理由のご説明を申し上げます。

議案つづり、11ページをお願いいたします。

本案は、国税の徴収猶予制度の見直しが行われ、地方税においても平成27年度税制改正により徴収猶予制度の改正がされたこと等に伴い、大多喜町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしまして、現在、徴収猶予制度につきましては、納税者からの申請に基づき徴収の猶予、または職権による換価の猶予が認められております。

このたびの税制改正により、新たに申請による換価の猶予制度が創設され、また担保の提供などについて、地域の実情に応じた猶予の基準を市町村条例で定めることとされたことにより、大多喜町税条例の整備を行うものです。

それでは、本文を説明させていただきますが、説明に当たりまして、改正条項の朗読につきましては割愛させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

第1条、大多喜町税条例の一部を次のように改正する。

第8条から第17条まで改める内容でございますが、第8条につきましては、申請による徴収猶予に係る分割納付等を規定したもので、第1項では徴収猶予の要件、災害や盗難、病気、事業を廃止したことなどにより、申請により徴収の猶予を受けた場合、分割納付等をできることを定めるものでございます。猶予期間は1年以内とされております。

第2項では、徴収猶予期間の延長について規定したもので、1年以内では納付することができない場合、猶予期間をさらに1年以内に限り延長できることを定めております。

第3項ですが、次のページまでまたがりますが、徴収猶予を受け、納付期限までに納付ができない場合、分割納付の納付期限及び納付金額の見直しができることを定めたものでございます。

次の第4項では猶予期間の延長を行った場合、第5項では延長期限の延長に伴い、納付期限、納付金額等の見直しをした場合、それぞれ申請者に通知しなければならないことを定めるものでございます。

第9条第1項につきましては、徴収猶予の申請手続に必要な事項として、第1号から第7号まで定めるものでございます。

申請手続に必要な事項として、災害や病気、事業の廃止などで、徴収金を一時に納付できない事情や、猶予を受けようとする金額、期間、また猶予を受けようとする金額が100万円

を超え、かつ猶予期間が3月を超える場合で、提供する担保がある場合は、担保の種類などとするものです。

なお、担保を提供する要件につきましては、地域の実情に応じて定めることとされておりますが、国の基準と同様とさせていただいております。

第2項では、徴収の猶予申請に添付する書類を、第1号から第5号まで定めるものでございます。災害等の被害を受けた場合、あるいは病気や事業を廃止したことのわかるもの、また財産目録や収入支出の実績、今後の見込み、提供できる担保の種類などとしております。

第3項では、法定納付期限から1年を経過した以降に課税された場合、過年度課税分というところでございますけれども、過年度課税分の徴収猶予の申請に必要な事項として、徴収を一時に納付することができない事情や、猶予を受けようとする金額、期間等を定めるものでございます。

第4項では、過年度課税分の徴収猶予申請に必要な添付書類として、財産目録や資産、負債の状況、収入支出の実績や見込みなどを定めるものでございます。

第5項では、徴収の猶予の期間の延長の申請手続に必要な事項を、第1号から第5号まで定めるものでございます。

徴収猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限、金額及び猶予を受けた徴収金が納付できない理由、さらには延長を受けようとする期間などでございます。

第6項では、災害等により徴収猶予の延長の申請を行う場合は、担保の種類に関する書類を省略できることを定めるものでございます。

第7項では、徴収の猶予あるいは猶予の延長申請に不備があった場合の訂正期限や、附則書類等の提出期限を20日と定めるものでございます。20日以内に訂正されない申請につきましては、取り下げとなります。

第10条につきましては、職権による換価の猶予の手続等について定めたもので、申請による徴収猶予の規定を準用することとなります。

第1項では、財産の換価をすることにより、事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあるときなど、換価の猶予あるいは猶予期間を定めるもので、分割納付により納付することができ、猶予期間は1年以内としています。

第2項では、分割納付の月、納付金額等を申請者に通知すること、第3項では猶予の延長に必要な関係書類を第1号から第3号まで定めるものでございます。財産目録、資産や負債の状況を明らかにする書類、収入や支出、提供する担保等に関する書類などが必要書類とな

ります。

第11条につきましては、申請による換価の猶予申請手続について規定したもので、第1項では、納期限6月以内に申請をすること、第2項では、換価猶予を受けることができる要件として、財産の換価をすることにより、事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあるときなどとし、猶予を受ける期間や納付方法を定めております。

第3項では、分割納付の場合の納付月、納付金額等を納税者へ通知すること。

第4項では、猶予申請に必要な事項として第1号から第4号まで定めるもので、徴収金を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持が困難となる事情や、納付すべき徴収金の年度、種類、金額、猶予を受けようとする金額等としております。

第5項では、猶予の申請等に必要な書類として、財産目録、担保に提供する書類などとしております。

第6項では、猶予の延長の申請に必要な添付書類として、資産及び負債の状況を明らかにする書類、前年度の収入や支出、提供する担保関係等となっております。

第7項では、申請に不備があった場合の訂正期限を20日以内とすることを定めております。

第12条につきましては、担保の提供を必要としない場合を規定したもので、猶予金額が100万円以下、猶予期間が3月以内、また担保を徴することができない事情がある場合は、担保を求めないこととしております。

第13条から第17条まで削除につきましては、第8条から第12条まで追加したことに伴い、削除規定を改めるものでございます。

第18条につきましては、第8条で地方税法について規定したこと、第23条第3項につきましては、第9条第2項第4号で地方税法施行令について規定したことにより、それぞれ改めるものでございます。

次に、大多喜町税条例等の一部を改正する条例の一部改正第2条につきましては、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、平成27年3月31日付で専決処分いたしました大多喜町税条例について改正を行うものです。

内容につきましては、各種申告書様式への個人番号または法人番号の記載欄の規定等について改めるものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたもので、平成28年4月1日から施行するものでございます。ただし、第2条の番号制度に係る改正規定は公布の日から施行となります。

以上で、大多喜町税条例等の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

ます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、今ご説明いただきました換価の猶予と、現在実施していただいている分納とは、何がどう違うのか、ご説明いただけますでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 換価の猶予につきましては、やはり条件がございます。

その条件といたしましては、納税について誠実な意思があること、納税意欲のあること。さらに納付することによって事業の維持が困難になってしまう。また生活の維持をするのに、やはり換価することによってその辺の生活を圧迫するというか、そういう場合には、換価の猶予というふうなことで、差し押さえした物件等について、滞納処分することはできませんというふうな規定になっております。

ただ、現在の町のほうでも分納誓約というふうなことで、納税が滞っている方について、そういう届け出なりお話を分納をやっておるケースがございますけれども、そういう方については、今申し上げた換価の猶予の要件には当てはまらないというふうなことになるかと思ひます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） そうしますと、今、分納で納めていただいている方は、滞納税がついているかと思うんですが、滞納税率も、今の分納と換価の猶予が適用になる方とは税率が違って来るのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） おっしゃるとおり、猶予の申請が認められた場合には、延滞金というふうな形になるかと思ひますけれども、延滞金が通常の2分の1、あるいは災害等の理由による場合には、全額免除というふうな形になります。

ただ、現在行っておる分納誓約をいただいております方については、そちらのほうの免除規定は適用されないというふうな形でございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 全員です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第7、議案第73号 大多喜町債権管理条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(市原和男君) ただいま議題となりました議案第73号 大多喜町債権管理条例の制定について、本文に入ります前に提案理由のご説明を申し上げます。

議案つづり19ページをお願いいたします。

初めに、債権管理条例を制定するための目的等でございますが、町の保有する債権につきましては公債権と私債権に分類され、公債権は、町税など滞納処分できる強制徴収公債権と、強制執行することができない行政財産使用料など非強制徴収公債権とに分けることができ、また私法上の契約に基づいて発生した私債権など、多岐にわたっております。

それらの債権に適用される法令等につきましては、債権の種類によって法令根拠が異なり、事務が複雑となっております。

適正な債権管理と効率的な債権の回収のためにも、手続を整理することや、債務者が行方不明、生活困窮などの事由により回収の見込みがなく、また時効の援用がなければ処分でき

ない私債権については、時効の援用がなくとも債権を放棄し、効率的な徴収事務を行うことも必要とされております。

それらのことから、債権管理に関する事務処理について必要な事項を定め、債権の適正な管理を図るため、大多喜町債権管理条例を制定するものです。

それでは、本文に入らせていただきます。

なお、説明に当たりましては、各条文等の朗読は割愛させていただきます。

大多喜町債権管理条例を次のように制定する。

第1条につきましては、本条例の目的を定めたものでございます。

第2条につきましては、定義として、用語の意義を定めたもので、第1号では町の債権を、地方自治法の規定を引用し、金銭の給付を目的とする権利と規定しております。町が保有する公債権、私債権を含む全ての債権を対象としております。

第2号では、町の私債権は、私法上の原因、契約に基づいて発生した債権とし、具体的には町営住宅使用料、給食費、水道料金などが挙げられます。

第3号では、町の私債権等を定めたもので、町の全ての債権のうち、地方自治法第231条の3、第3項に規定する後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、及び第240条第4項に掲げる町税、国民健康保険税を除いたものでございます。

具体的な債権の種類を申し上げますと、行政財産使用料など強制執行することができない非強制徴収公債権、及び第2号に規定する私債権でございます。

第3条につきましては、町長の責務を定めたものでございます。

次のページをお願いいたします。

第4条につきましては、他の法令等との関係を定めたもので、他の法令や条例等に定めがある場合を除き、町の債権管理につきましては、本条例により処理することを規定するものです。

第5条につきましては、町の債権を適正に管理するため、台帳を整備することを規定するものでございます。

第6条につきましては、履行期限、納期限までに納付がない場合の督促について規定するもので、督促の時期等を条例では規定してございませんが、施行規則で督促を行う期限は、履行期限、納期限後20日以内。また、督促を行った日から15日以内の納期限を指定する予定でおります。

第7条につきましては、督促にもかかわらず相当の期間、1年程度を見込んでおりますけ

れども、経過しても納付されない場合の強制執行等の措置を定めるものでございます。

第1号では、担保が付されている私債権等では、担保の処分や競売。

第2号では、確定した判決文など、債務名義のある債権は強制執行。

第3号では、そのほかの債権については、訴訟手続をすることを規定しております。

ただ、これからご説明申し上げます第10条に規定する処分する財産がない場合、あるいは収入が少ない場合、また第11条に規定する納期限の延長を認めている場合などは、強制執行を行わないこととしております。

第8条につきましては、履行期限の繰り上げを行った場合、債務者への通知について定めるものです。債務者が破産手続を開始した場合など、納期の到来を待っていたのでは債権の回収ができる見込みがなくなるため、納期限の繰り上げを行った場合、債務者に通知することとしております。ただ、第11条第1項に規定する納期限の延長に該当する場合は、除くこととしております。

次のページをお願いいたします。

第9条第1項につきましては、債務者が強制執行等を受けた場合の債権の申し出をすることを定めるものでございます。

町以外の債権者による強制執行の手続や、破産の手続を知った場合には、町は配当の要求や債権の申し出をすることにより、債権の回収に努めることとしております。

第2項では、必要に応じて担保の提供や不動産などの仮差し押さえ、行政処分の手続をとらなければならないことを定めております。

第10条につきましては、履行期限後相当の期間、1年程度を経過しても納付されない場合、徴収の停止をすることができることを定めたものでございます。

徴収停止の要件といたしまして、第1号では法人である債務者が事業を休止、将来も再開する見込みがなく、差し押さえることができる財産が強制執行の費用を超えないと認められる場合。

第2号では、債務者の住所が不明で、差し押さえることができる財産が強制執行の費用を超えないと認められる場合。

第3号では、債権金額が少額で、取り立てに要する費用に満たない場合をそれぞれ規定しております。

債権金額が少額の場合の金額につきましては、定めてございませんけれども、取り立てに要する費用、訴訟費用などを勘案し、検討してまいりたいと考えております。

第11条につきましては、債務者が生活困窮などの場合、履行期限の特約、納期の延長ですが、それを行っても、第1号から、次のページにわたりますけれども第5号まで、履行期限の延長を認める場合を定めるものでございます。

無資力や収入や資産が少ない、あるいは災害等に遭った場合、不当利得による返還金など、いずれも債務の全部を一時に支払うことができない場合を想定して規定するものでございます。

第12条につきましては、一定の要件を満たす場合、私債権については放棄することができることを定めたものでございます。

第1号では、時効期間が満了したとき。ただし、債務者が時効の援用をしない場合など、特別の理由があるときには、債権の放棄は行わないこととしております。

第2号では、債務者が著しい生活困窮にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。

第3号では、破産により債務を免れたとき。

第4号では、債務者が死亡、失踪、行方不明などにより債権の回収の見込みがない場合。

第5号では、債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合。強制執行を行っても、他の優先債権等があり、債権の回収を見込めない場合などとしております。

次のページになりますが、第6号では、第7条に規定する強制執行の措置や、第9条に規定する配当の請求や債権の申し出を行っても、回収できない債権については、債務者の財産もなく、資力の回復が困難で、徴収の見込みがない場合ということを規定しております。

第7号では、徴収停止の措置をとった債権につきましては、相当の期間、1年程度を経過しても、債務者の財産等がなく、資力の回復が困難で、徴収の見込みがない場合などを規定するものでございます。

第1号から第7号に該当する場合、債権の回収が困難あるいは不可能な場合、債権は時効の援用がなくとも放棄することができることとし、債権管理業務の効率化を図ろうとするものでございます。

第2項では、私債権を放棄したときは、議会に報告することを規定するものでございます。

第13条につきましては、本条例の施行に関し、必要な事項を規則に委任する規定でございます。

附則といたしまして、第1項では施行期日を平成28年4月1日、第2項では、債権を管理する台帳について既存の台帳でも支障がないことをそれぞれ規定するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 第5条の台帳の整備、これは附則のところに、この条例の施行の際、現に使っているものは台帳とみなすというあれがあります。

これは、現在使っているものは台帳とみなすけれども、この条例ができたときには、新しい形にするのか、それとも今使っている台帳もこれに十分対応できるような台帳になっているのか。

それと、この台帳はどこで管理、何か町営住宅、水道、給食費とかが当てはまるということでしたけれども、これは各課で台帳は管理するのか、それとも一元化してどこか、税務課なりどこになるのかわかりませんが、どこかに一元化して管理するのか。

あと、第10条の履行期限後、相当の期間を経過してというのは、1年間というようなことになっています。この1年間というふうに規定した具体的な理由と、あと、第10条の（1）（2）（3）のところで、強制執行の費用と取り立てに要する費用と2つ文言があります。これは、どういった違いがあるのか。

あと、すみません、第12条の（1）時効期間が満了したときとあります。時効期間というのは、さっき言った町営住宅、水道、給食費、これはいずれも同じなのか。時効の期間は何年なのか。

これについて教えてください。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） すみません、ちょっと質問が多くてメモをとり切れなかったんですけども、まず第4条の関係の台帳でございますけれども、これについては現在それぞれ各課で台帳管理というか、債権の管理をしております。

紙ベースでやっているところとか、あるいはシステム、機械上でやっているところとか、それぞればらばらな状態です。

ただ、今考えておるのが、台帳に記載する内容といたしまして、債権の名称であるとか、債権者の住所、氏名、連絡先、あるいは債権の額、履行期限、あるいは担保に関するものがあればそういうもの、さらに今までの交渉状況とか、そういうものを台帳の中で様式で定め

るべき事項として予定をしております。

その辺が、今現在使われている台帳で要件を満たしておれば、特別統一する様式は考えておりません。さらに、それぞれ台帳については、債権を保有する担当課のほうで管理するというふうなことでございます。

あと、第10条の1年間というふうなことでございますけれども、やはりある程度その世帯の収入状況とか、そういうものを見て判断する必要があります。余り短い期間ではそういうものは判断しづらいというふうなことで、1年間というふうなことで期限を考えております。

あと、第11条でしたか。

(「10条の強制執行と、取り立てに要する費用」の声あり)

○**税務住民課長(市原和男君)** 取り立てという表現は、消費者金融の貸しとか、未納金を取り立てるような表現であるような感じがあるかもしれませんが、地方自治法あるいは民法の中で、債権の取り立てというふうなことで既定されておる関係で、債権回収というふうな意味でご理解いただければと思います。

あと、第12条の履行期限というふうなことでございますけれども、水道と給食費の時効期限ですか、いずれも私債権のくくりで、2年間で時効というふうなことでございます。

何か答弁漏れはございますでしょうか。

○**議長(志関武良夫君)** 1番根本年生君。

○**1番(根本年生君)** 先ほど、台帳は今までのものを使って一元化しないと。

やはりこれは、各課の担当者もかわりますよね、ずっとその方が10年、20年いるわけじゃないし、やっぱり誰が見てもすぐわかるような形で、書き方とか。それで、さっき紙ベースでやっていれば、パソコンでやっているところもあるというのは、どう見ても後々、管理するほうも容易じゃないんじゃないかと思っておりますけれども、これは統一するのも結構大変なんですか。

統一して、紙ベースなら紙ベースでもいいけれども、パソコンならパソコンでもいいけれども、要は役場の職員の方は2年、3年でかわってしまうと思うんです。そうすると、各課ばらばらだと、その後皆さんも管理が大変なんじゃないかと思っておりますけれども、これは一元化するというのは大変な労力なんですか。

それと、さっき言った強制執行の費用と取り立てに要する費用というのは、言葉が違うので、そもそもこの費用の額とか、何かその辺がもうかなり違うものなのかという意味で言ったんです。

強制執行なら10万円かかる、取り立てに要する費用なら5万円なのかとか、文言が違うので、そもそも費用の考え方が違うのかということで質問させていただいたんです。その2点。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 台帳の関係でございますけれども、例で言えば、やはりシステムで管理するにはある程度各課統一したシステムにする、その改修経費というものも必要になってくると思います。例で申しますと、税で言いますと非常に情報量が多いわけです。中には、それほど情報、債権の件数が比較的多くないものもあります。

ですから、あえて全て同じシステム、同じ様式で管理できれば一番、誰が来ても見やすいんでしょうけれども、現実としてはそれなりの、それに対する費用がかかってしまうというふうなことでございますので、今のところは余りそういう費用もかけずに、管理のほうが従来どおりできていければというふうに思っております。

債権の関係ですけれども、強制執行の費用となると、いろんなケースがあるかと思えます。税関係は強制徴収ができるというふうなことでございますけれども、それ以外ですとやはり裁判所に申し立てをして、そういう徴収、債権の処分を行うというふうなことになろうかと思えます。

裁判の内容についても、負債金額によって、本当に少額のものには文書だけで済む手続等もあるようです。また、金額によっては、やはり弁護士さんを入れてやらなければいけないというふうなこともあろうかと思えます。

今回の第10条第3号で、債権金額が少額というふうなことで、これについては比較的債権の金額が少ないものについては、そういう文書的なものだけ裁判所に提出すれば、その異議の申し立てができるような事例をちょっと考えております。

いろいろな手数料等を含めても、ほかの市町村でやっている例を見ますと、1件につき5,000円程度の裁判費用で済むというふうなことも出ております。

その債権の内容、金額によりまして、どのような方法で行うかということは、その時々判断する形になっていくというふうに考えます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） そのほかはわかりましたので、第5条の様式の統一化。別にパソコンに入れるのは結構費用がかかる、だからそれは別にいいと思いますけれども、せめて様式の統一化はしたほうがいいんじゃないですか。それは、大して手間のかかることではないですよ。

様式の統一化はそんなに大変なんですか。今度、条例ができたから、普通台帳の整備とか、一般のあれですよ、条例でいうと、台帳の整備とかとって、様式のあるものについては別紙幾つ、別紙の1のように台帳の整備をしますというような、普通は様式があると。そういったものをつけるんじゃないかと思うんです。一般的な何か、何々を備えろとかという、じゃこの様式でやれよというようなものを書いてあるのが普通じゃないかと思うんですけれども。

そういったものをつけてやる、普通そうじゃないかな、それが手間がかかるから、費用がかかるから大変だというなら別ですけども。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 確におっしゃるとおり、様式を統一すれば一番いいんでしょうけれども、既に現在使用しているシステムで、その様式もそれぞれ違ってきていますので、それを無理に合わせるということは、先ほども言ったように、それに対する改修費用とかそういうものが必要になってきちゃうというふうなことで、ご理解いただければと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） すみません、23ページ、第12条の2についてお伺いしたいと思います。

ここでは、町長は前項の規定により町の私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならないとうたわれておりますけれども、これは町の私債権であるために、履行の見込みはある程度把握ができるのではないかと思うんです。

決定した後に議会に報告ということではなくて、事前にある程度の見込みが把握できるのではないかという観点から、大多喜町では通年議会制も実施をしておりますので、私債権を放棄する前、要するに確定する前、何か3月31日と、前回ちょっと聞いたときにはお話しいただきましたけれども、その前に議会のほうに徴収の状況とか金額とか、放棄の理由などを報告、あるいは協議にかけていただくということはできないものなのかと思うんですが、この点はいかがなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 地方自治法におきまして、やはり債権を放棄するときには、議会の議決事項というのがうたわれております。

ただ、条例等でその辺の特別の定めがある場合にはこの限りではなくて、町長の判断による債権放棄ができるというふうなことでございます。

これをするに当たりましては、この第12条のほうに、債権の放棄をする理由が第1号から第7号まで定めてあります。それぞれ債権を保有する課のほうでもそれに基づきまして、放棄するに当たって公平性の観点、あるいはこれがあるからといって、安易な債権放棄をすることは当然許されませんので、その辺を加味した上で債権放棄の手続を、決裁というふうな形ですけれども、とらせていただくというふうな形ができるということですので、そういう対応でちょっとやっていきたいというふうに今現在は考えておりますけれども、それによって決裁が、債権の処理が終わった後になりますけれども、議会のほうに報告というふうな形にさせていただければというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 私は、決して執行部の皆様がいかげんな形で不納欠損処理をするというか、そういうふうには思っていないんです。

ただ、町民の皆様から、不納欠損処理に対して、議会はどのようなふうに、ちゃんと認識して判断しているのかという、逆に言いますと、議会側に対して非常に厳しいお声をいただいております。

今回、新たに条例をつくられるということの中で、確定をしましてから報告をいただくということではなくて、もしかしたらそのまま議会も承認をしていただくような形にはなるかとは思いますが、それまでの経緯ですとか、そういったものはやはり議会としてもきちっと、町民の皆様に説明を求められたときに、答えられるものがないといけないのではないかと。決まっちゃったから、これで報告だけ受けましたというわけにはいかない状況も、最近の町民の皆様のお声からうかがうところでございまして、ちょっと質問させていただいております。

例えば、よく言われる例は、給食費のことを一例に挙げさせていただくわけなんですけれども、町民の皆さんがそば屋でラーメン1杯食い逃げすれば犯罪だと。なのに、給食費を、いろいろな事情があつて滞納して不納欠損という形にはなるんだろうけれども、その過程とかそういうものはきちっと、議会で把握をした上で、承認をするべきではないのかと、こういったようなお声もいただいているわけなんですけれども、事前にご報告、そういった形をいただくことはできないかと再度思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 町長。

○町長（飯島勝美君） この債権放棄につきましては、どちらにしても、こっちが決定するわけじゃないんで、議会の議決を当然やるわけで、だから事前説明じゃなくて議会で提案しますので、こういうことで債権放棄する議案として出しますので、当然そのときに、議会の皆さんがだめならだめですよという話で、それは債権放棄してはいけないということになれば、それはもうだめな話なので、当然その辺のきちっと説明をした中で出しますので、その辺は心配ないかと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） この条例を整備することによって、今までと、差し押さえとか処分、それから債権放棄、そういうものはどのように変わっていくんですか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 差し押さえにつきましては、この条文の中で第7条のほうで強制執行というのがありまして、ある程度第1号から第3号まで記載されておる内容については、私債権であっても当然強制執行できるというふうな形がありますけれども、ただし、ただし書きとしてやはり収入が少ない、財産がない、そういう方は当然除く形とはなっております。

ですから、この辺ができたからといって徴収の要件が厳しくなるかということ、そういうものではないというふうに思っております。

また、現在、滞納として債権として残っておるものについては、その過程の状況に応じて放棄できるような内容のものであれば、逆に債権放棄をしていくというふうな形で、その過程の実情に合った徴収方法なり、債権の放棄の仕方をまとめるというふうなことです。特段これをやったから徴収が厳しくなるのではないかと、そういう形ではないというふうにお考えいただければと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第8、議案第74号 大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） ただいま議題となりました議案第74号 大多喜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本文に入ります前に提案理由のご説明を申し上げます。

議案つづり25ページをお願いいたします。

本案につきましては、地方税法の一部改正により延滞金の割合が見直されたことに伴い、後期高齢者医療に係る保険料の延滞金について、所要の改正等を行うものでございます。

本来、地方税法の一部改正に合わせ、条例改正を行うべきでございましたけれども、条例改正漏れとなっていたため、このたび一部改正をお願いするものでございます。

それでは、大多喜町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第6号）の一部を次のように改正する。

なお、説明に当たりましては、各条文の朗読は割愛をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

第9条の次に、第10条の委任の規定を加える改正でございしますが、改正前の条例では委任規定がなかったため、加えるものでございます。

附則第3条の改正につきましては、延滞金の割合、率の改正でございします。延滞金の割合を、納付期限から1カ月を超えるものについては特例基準割合に7.3パーセントを、1カ月以内は特例基準割合に1パーセントを加算した利率を延滞金とするものです。

特例基準割合につきましては、国内銀行の貸し出し平均金利に1パーセントを加算したものととなり、現在は1.8パーセントとなります。

改正後の延滞金の利率につきましては、納付期限から1カ月を超えるものにつきましては、現行の14.6パーセントから9.1パーセントに、1カ月以内は現行の4.3パーセントから2.8パーセントにそれぞれ引き下げとなります。

附則といたしまして、施行期日は平成28年1月1日から、経過措置として施行日前の利率は改正前の利率を適用するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 挙手全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第9、議案第75号 大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） それでは、議案第75号 大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

27ページをお願いいたします。

初めに、提案理由ですが、この条例の一部改正はごみの持ち込み処理手数料を改定するものです。

現行では、事業所以外からのごみの持ち込み手数料、1キログラム当たり3円、事業所からのごみの持ち込み手数料、1キログラム当たり6円となっております。

この持ち込み手数料を、事業所以外及び事業所ともに1キログラム当たり20円に改定する条例の一部改正でございます。

第14条の改正につきましては産業廃棄物について、別表の改正につきましては一般廃棄物についてとなっております。

この条例の一部改正につきましては、9月会議の一般質問でも説明させていただきましたが、年々増加いたしますごみの持ち込み量に対しまして、ごみの減量化に向けた一つの取り組みというようなことで、改正を実施させていただくものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条中「6円」を「20円」に改める。

別表、持ち込み処理手数料の部、事業所以外の項中「3円」を「20円」に改め、同部事業所の項中「6円」を「20円」に改める。

附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

ご審議ほどよろしく願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） これは9月で説明したということですが、すごくこれは大多喜が他町村から比べると安いということでしょうか。

それで何か大多喜町へ、この6円というのが3倍強というだけなんだけれども、その辺は他町との関係でしょうか、それとも町で単独の。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） この料金設定につきましては、郡内を見ますと大多喜町と同じような料金設定になっております。

9月議会のときにも、郡内に隣接する長生郡市とか市原市ですね、そういうところの料金設定がもう少し高いと。長生については17円、市原市が20円というような形で説明させていただきました。それで、現状の市原市の20円というような料金設定と同額というふうにさせていただきました。

これの根拠といたしましては、現在ごみの持ち込みの焼却にかかわる手数料が、1キログラム当たり26円というような経費がかかっております。この経費に対しまして、その範囲内で20円というようなことで、今回料金のほうの改定を提案させていただいております。

以上です。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） 郡内の2市2町ということで、ほかは来年の秋ということを知っているんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 大多喜町が処理をお願いしてありますすみ市のほうでは、本来同じ時期にというような話で進めておったんですけども、住民に周知するのにかなりの期間を設けたいというようなことで、10月からの施行というようなことで話を聞いております。

○議長（志関武良夫君） 9番吉野僖一君。

○9番（吉野僖一君） その辺、まず大多喜町が一番初めにこれを、きょうの議会で決まればこれ決まっちゃうと思うんですけども、その辺は足並みがそろえられないかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） いすみ市のほうともお話ししたんですけども、結果的に大多喜町が先行して改定するようにはなってしまいましたけれども、それぞれ事情があると思います。

今回、大多喜のほうで値上げを考えた一番の理由としては、処理量が毎年ふえているとい

うような話をさせていただきました。特に、事業所がふえているというような話を9月の定例会で話をさせていただきましたけれども、実際には、一般のごみの持ち込み量というのがかなりふえております。

具体的に言いますと、一般の持ち込み量につきましては、平成24年度には31パーセント出ています。平成25年度で43パーセント、それから26年度で27パーセントと、年々ふえているような状況になってきております。

ごみの減量化に向けて、どのような方策をしていくのが今後いいのかという中で、一つの方法として料金のほうを改定させていただいて、少しでも減量化に努めていただければというような形で、これを先行してやるような形にさせていただきました。

以上です。

○議長（志関武良夫君） よろしいですか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 事業所については20円、ちょっと高いけれども、周辺とのかかわり合いとか市原市とのかかわり合いで、大多喜に事業系のごみを持ち込まれ、大多喜というか、持ち込まれないために、これはいたし方ないかなと思うんです。

ところが、事業者以外、つまり町民の一般ごみに対して6倍以上、7倍近い値上げ、しかも今処理料が1キログラム当たり26円なので、それにちょっと準じたみたいなことをおっしゃいましたけれども、ごみの処理そのものは行政の仕事で、町民が受益者負担すべきではない。

本町でも、ごみ袋代は収集手数料として、ごみ処理代ではなくて収集手数料として集めているわけです。持ち込みのごみに対して処理料として20円を課すというのは、これは間違いだと思います。

ただ、現実の問題として、環境センターに持ち込まれた可燃ごみは、ただ収集場所が違うというだけで、場所を向こうまで移動するという点では、収集手数料がかかっているというのはおかしい、ちょっと言い方が違うかもしれませんが、自分の家の近くで出す、持って行って燃してもらったのと同じだと思うんです。

ですから、一般家庭から持ち込まれた可燃ごみ等については、収集手数料に見合う分の手数料を取るべきだと思うんです。

額は検討していただいて、仮にふだん出すごみ袋で10キログラム出すとすれば、1キログラム当たり5円の手数料になります。あの大きい50円のごみ袋に5キログラム出すとすれば、

1 キログラム当たり10円の収集手数料がかかっていると思うんです。

その辺を勘案して料金設定をしていただく分には、どこへ出そうとも町民の負担、あるいは行政から受ける恩恵というのは同じだと思いますので、一般家庭から出てくる持ち込み手数料の料金について、検討する考えはありませんか。

それからもう一つは、何キログラムから何キログラムまでは幾らとかというふうに、段階を追った料金体制にするとか。このまま、一挙に全部20円だと。10キログラムの袋で出したとすると、200円に当たります。

お願いします。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 今回の手数料の改正にあわせて、現在ごみの収集袋、大きい袋が現況40リットルでなっています。それを、45リットルに大きくする予定をしております。料金は当然据え置きですが。それから、小の袋につきましては、現況15リットルを20リットル入りに改正する予定をしております。

それから、持ち込みごみにつきましては、通常、収集場所は指定してあって、今も週3回収集できるようになっております。それ以外に、基本的にはそこに出せないものを環境センターのほうに持ってくるというような考え方であると思います。

それか、ふだん小まめに出せない分を、まとめて環境センターのほうに持ってきて出すというような考え方だと思いますので、通常の収集をして、一般の方々が出すごみの料金を上げるというものではありませんので。

例えば今多くなっているのは、こっちの年寄りが亡くなって、そのうちにあるたんすとか大きなごみとか、そういう持ち込みがかなりふえているということですので、そういった通常の一般生活で出るごみの料金を上げようというのではなくて、ふだん出せない大きいごみとか、そういうものの料金についての値上げというふうに考えていただければと思います。

さらに、先ほど1キログラム当たりの処理料のお話ししましたけれども、この中に粗大ごみも入ってきております。粗大ごみにつきましては、1キログラム当たり81円というような処理費もかさんできておるところでございます。

そういうようなことで、今回一律の料金の見直しというようなことで、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 今までの料金、確かに安いと思うんです。本当に家を整理して、軽トラで一杯、多分持っていっても、そんなに高くないと思います。

でも、一挙に7倍近く上がるということになったら、それが不法投棄につながっていく可能性がある。比較的、大多喜町は最近は不法投棄が抑えられていると思うんです。

そういうことも考えたときに、不燃ごみが1キログラム当たり81円の処理料がかかっている。町民への呼びかけも、これから積極的にしていただくだろうと思っているんですけども、不燃ごみと、毎日出てくる週3回集めている可燃ごみを分けて料金設定をするということも必要だと私は思うんです。不燃ごみが81円も高いんだというのが、大幅値上げの根拠の一つであるとすれば。

そういうことを含めて、もう一度、きめの細かい料金設定を考え直す気はありませんか。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） ただいま、細かい料金設定というようなことをございますけれども、燃えないものとか大きいものを別にとというようなことなんですけれども、今現在、議員さんも直接持っていかれたことはあると思います。持っていった場合には、あそこの台貫に乗って重さをはかっています。その際に、じゃ、これは1回荷物をおろして、これの分だけだと。それから、じゃこの不燃ごみはこれだけの重さだというような、逆に手間が結構かかってくると思うんです。

今、それだけでなく結構持ち込みが多くて、渋滞するようなきもありますので、それを細かくごみを分けた計量方法というところまでは、今の状況だとできない部分もあります。

ですので、一律、粗大ごみも含めた中での料金の設定という形にさせていただければというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 何度も計量するって、つい2年くらい前までは、きちんと無料のごみとそれから有料のごみと分けて、1回行ってどっちかをおろしてはかって、もう一回おろしてはかってと、3回はかっていました。

それが、2年くらい前だったでしょうか、みんな一気にはかって、例えばガラスも持っていきました、衣服も持っていきました、もういろいろ持っていきました。それをみんなごちゃに。

だから、持ち込みごみのときには、どっちが多いか、資源ごみのほうが多ければ、燃えるごみも資源ごみの重量として計算され、有料のごみが多ければ、本当はただのはずの資源ご

みも有料のごみとして計量され、請求されるということで、それはごみの掌握も不正確になってくるし、やっぱりおかしいんじゃないかと言ったら、いや、希望だったらはかりますと言って、今センターのほうでは言ってくれますけれども、量が少ないから、いやどっちでもいいよといって2回計量で済ましていますけれども、つい一、二年前はちゃんと丁寧にやっていたんです。

資源ごみにするか、可燃ごみにするかぐらい分けるのは、そんなにしんどいことではないような気がするんですけども、ぜひ検討のし直しをお願いしたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 資源ごみについては無料ですので、1回おろしていただければ、その残りが全部有料の部分になりますので、その部分については特に問題はないと思うんですけども。

あと、ほかに粗大ごみとか、これは粗大ごみになるのかならないのかとか、あと本当にふだん出せないごみも一緒に持っていくという、そういう部分で分けるのは難しいという意味で、私もちょっとお話ししたんですけども、資源ごみはもう最初におろしていただければその分は引けますので、無料ですので、あと残った分が分けてやらなきゃいけないという部分が出てくるという話になっていると思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） すみません、6円から20円に上がるということで、仮に前年並みにこの申し込みがあったときに、どのくらいの収入増というんですか、どのくらいの増収になると見込んでいるのか。

もしその額が、ちょっと幾らか私はわかりませんが、こういったものに具体的に、収入増の中ですから、今までできなかったこういった経費に使いたいんだとか、修繕費とかわからないです、何か。そういった予定があるのかどうか。

それとも、ただそういったものはなくて、収入増だけ見込んで、周辺からの持ち込みを減らしたいんだとかいうようなことだけなのか。そのことがありましたら。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） まず、今回値上げによってどのくらいになるかという、26年度の決算ベースでいきますと一般の部分が300万、それから事業所持ち込みの分が2,400万ふえるような形になる。合計で2,700万ぐらいの、失礼しました、これは合計です。1,900万ふ

える予定です。

今現在のごみ処理に関する経費というものが、人件費、それから全部まぜまして1億5,700万かかっております。このうち、清掃の収入手数料として入ってきている部分が、持ち込み手数料分が770万です。それから、ごみの指定袋の手数料ということで1,160万。合計で1,959万7,000円です。これは、歳出の経費に対して12.5パーセント相当ぐらいになっております。

したがいまして、年々経費に対しまして、これらの経費に充てる、充てるといいますか、そういう部分に持っていきたいと思っています。特別何かに充てるとかというものは大きな費用はないんですけれども、来年度から減量化に向けていろいろな取り組みをしていきたいとは思っておりますが、ソフト部分が多い、経費についてはそんなにかかる事業は計画していないんですけれども、各区に回って、減量化に向けた取り組みとかそういうものをしていきたいと思っておりますので、大きな目的は減量化というような目的を果たしていきたいというような形で、料金の改定をさせていただければというふうに思っております。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） しつこくて申しわけないんですが、私もこの減量化に向けて、お金を上げることで一つの対策をしようという考え方は理解できるところもあるんですけれども、一般と事業者の値上げ幅が余りにも違うのではないかとこのところで、なぜこういう形になったのかを、私は町民の皆さんに聞かれたときに答えられないという状況に自分はあるかなと思っておりますので、その辺をちょっとご説明いただきたいんですけれども。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 先ほどちょっとお話しいたしましたけれども、持ち込みのごみの中で事業者のほかの一般の部分ですね、持ち込み量というのが本当に24年から急激にふえております。

先ほど言いましたとおり、24年度には30パーセントふえております。さらに25年度については43パーセントふえてきております。それから、26年度には27パーセント。23年当時、65トンだったごみの持ち込み量が、26年度には157トンになっております。

このような状況でございますので、一般のごみの持ち込みについても、なるべくふだんから抑制とか再利用とかリサイクル化に向けた取り組みを、少しでも各家庭で持っていただければというようなことで、一律の料金改定とさせていただきました。

確かに、一般家庭のごみと事業所のごみと、単純にそういうふうにと考えるとすごく大きな値上げではないかと思えますけれども、全ての方が一般の持ち込みのごみというのがあるわけではございませんので、通常は週3回あるごみの収集日に出していただけるごみで何とかやっていけると思えますので、それ以外のごみについての持ち込みというような形で考えていただければというふうに思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議がありますので討論を行います。

はじめに本案に反対者の発言を許します。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 私は、大多喜町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の料金改定について、反対の立場から討論させていただきます。

ごみ処理は、基本的には行政の大きな仕事の一つであります。行政の住民サービスの仕事であります。

どこの自治体でもそうでしたけれども、昔はどこもごみ袋代さえ取らないで処理していたと思います。ごみ袋を導入するに当たって、受益者負担はおかしいという声がどこの自治体でも起こっていたと思います。本当に行政が丸々やらなきゃいけないごみ処理について、住民負担をふやしていく。それは、何としても避けたい。

ただ、きれいごとばかりは言ってられません。ですから、せめて家庭から出るごみについては、自分の住んでいるところでもいいし、センターに持ってきてもいいと、大量にあったときには持ってきてもいいと。

例えば親の家を片づける、それは人にとって毎月あることではありません。今、物を片づけようというのがはやりになっていて、どんどん家に物をため込んでおくのはやめようという本がいっぱい出ています。そういう中での、ごみがふえているということもあるんだろうなというふうに思います。

それを、ごみ処理料が高いので、じゃ不法投棄してしまおうとなる、簡単にできることです。私は、不法投棄をされやすい地域に住んでいます。最近、本当にそういうのが減っているというふうに思っているので、不法投棄を促すような多額な、7倍近い値上げについては本当に危惧をしています。

料金体系を検討し直すということは反対ではありませんけれども、この額の設定については再検討をしていただきたいので、反対いたします。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ただいま反対者の発言がありました。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

7番小高芳一君。

○7番（小高芳一君） 私は、賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

ただいま環境水道課長のほうから、いろいろ説明をいただきました。

その中では、前の議会でも、その前からもいろいろ指摘をされました。事業者についてのごみはやっぱり前から少し上げていただかないと、近隣市町村と合わせていただかないと問題が非常に出てくるというようなお話がありました。

当然のことだと思いますし、そういう意味では今回の6円から20円については当然のこととし、賛成をするものであります。

そして、今議論になっております一般からのごみが3円から20円ということについては、確かにご指摘がありましたとおり、一気に6倍、7倍というのはきつい面もあるようにも思いますけれども、粗大ごみが主なものということで、非常にこのところふえている。そういう部分、あるいはそれを処理する費用についても80円とか言いましたかね、非常に金額も、処理するためにも上がっている。こういう現状を見ますと、3円から20円という部分についてはやむを得ないのではないかというふうに思います。

ただ、値上げをすれば、必ずごみは減ります。それは、果たして値上げしてごみが減ればそれでいいのかというと、そういう問題ではないと私は思います。

これを値上げして、確かに減るけれども、じゃそのごみをどうするんだという部分については、リサイクルとかリユースとかいろいろなことがあると思います。その対策もしっかりと、どういう形でごみを減らしていくのか、値上げをしてごみを減らすのではなくて、どういうふうに本当にそれぞれの人が減らしたらいいのかということ、を、どんどん提案していくことも大事であろうと思います。

そして、不法投棄の話が出ましたけれども、それは全く別の話で、値上げしたから、じゃ捨てるなんてことはもともと関係ない話で、不法投棄そのものは違法でありますし、それはその部分で取り締まりをやっていけばいい話というふうに、私は思っています。

そういう部分では、これからのごみ行政は非常に大変な部分はあると思いますけれども、目標はあくまでも減らすということで、いろんな部分で努力をしていってほしいということをお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 挙手多数です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩をします。50分から再開とします。

（午後 3時39分）

○議長（志関武良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時50分）

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第10、議案第76号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、議案第76号 大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

29ページをお開きください。

早速本文のほうに入らせていただきます。

大多喜町介護保険条例の一部を改正する条例。

大多喜町介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「平成29年3月31日」を「平成28年1月31日」に、「平成29年4月1日」を「平成28年2月1日」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

附則第8条第1項につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の実施日を規定した条項でございます。

要支援1、要支援2の認定者が利用している介護予防訪問介護、介護予防通所介護を、現在の保険給付から、総合事業の介護予防・日常生活支援サービス事業に移行し、前倒しに事業を実施するため、実施日の変更をする改正でございます。

当初、県の説明では、移行については一気に行うことが望ましいということでありましたが、新年度に入りまして方針転換があり、できるところから始めてもよいということになりましたので、平成28年2月1日から実施するというものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第76号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第11、議案第77号 大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長（米本和弘君） 議案第77号 大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、31ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、提案理由の説明をさせていただきます。

この条例の一部改正は、現状の水道料金の納入方法が、納入通知書のみによる徴収と規定されておりますので、現状の徴収方法に合わせるため、納入通知書または口座振替と、一部改正するものです。

あわせて、現状では水道料金の納付期限が明記されておりました。このため、第2号として、料金の納付期限は徴収すべき月、この徴収すべき月は現状では奇数月になっております、この末日までの間で、町長が別に定めると追加するものです。

なお、具体的には水道事業の給水規程によりまして、納入通知書を発送した日から15日以内と一部改正する予定であります。

また、この改正につきましては、先ほど議案の可決をいただきました大多喜町債権管理条例の制定に関連して、条例の整備を図るものでもございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

大多喜町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第28条中「納入通知書」を「納入通知書又は口座振替」に改める。

第28条に次の1項を加える。

2、料金の納付期限は、徴収すべき月の末日までの間で、町長が別に定める。

附則、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから、議案第77号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 全員です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第12、議案第78号 平成27年度大多喜町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(西郡栄一君) 議案第78号の説明をさせていただきます。

33ページをお開きください。

平成27年度大多喜町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,281万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億3,277万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

それでは、第2表、債務負担行為からご説明させていただきますので、37ページをお開きください。

第2表、債務負担行為。

表内の事項、大多喜中学校パソコン導入費を債務負担しようとするもので、期間は平成28年度から平成33年度まで、年割額は各年度369万4,000円、限度額は2,216万4,000円でございます。

大多喜中学校のパソコンにつきましては、平成28年3月に6年間のリース契約が満了しますので、新たなパソコン機器等をリース契約により導入しようとするものでございます。

次に、40ページをお開きください。

2、歳入。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金463万6,000円の増額補正は、障害者福祉事業の増額に伴う国庫負担金の増額でございます。

次の、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金40万円の増額補正は、地方創生先行型交付金の増額でございます。

次の、目2民生費国庫補助金312万6,000円の増額補正は、子ども・子育て支援制度がスタートしたことにより、事業名称の変更や、放課後児童健全育成事業が県支出金から国庫支出金に変更したことに伴う増額でございます。

目3衛生費国庫補助金16万2,000円の減額補正は、額の確定による減額でございます。

次の、款15県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金231万7,000円の増額補正は、障害者福祉事業の増額に伴う県負担金の増額でございます。

○議長（志関武良夫君） 課長、座っていいですよ、どうぞ。

○企画財政課長（西郡栄一君） それでは、座って説明をさせていただきます。

目5教育費県負担金1万1,000円の増額補正は、権限移譲事務交付金でございます。

次の、項2県補助金、目2民生費県補助金25万2,000円の増額補正は、重度障害者医療費の増額や、子ども・子育て支援制度がスタートしたことによる事業名称の変更や、放課後児童健全育成事業が国庫支出金に変更したことに伴う増減などでございます。

次の、目4農林水産業費県補助金32万7,000円の増額補正は、水田自給力向上対策事業補助金は、飼料用米生産者への額の確定による増額で、飼料用米生産拡大推進交付金は事務費

に対する交付金でございます。

目5 商工費県補助金59万4,000円の増額補正は、案内看板の設置工事に対する補助金でございます。

次の、項3 県委託金、目1 総務費委託金1万6,000円の増額補正は、統計調査費委託金の増額でございます。

次のページをお開きください。

款17 寄附金、項1 寄附金、目1 指定寄附金3億5,000万円の増額補正は、ふるさと納税の増額分を見込みました。なお、11月末現在に収入済みの寄附金額でございますが、4億7,375万2,600円でございます。

次の、款18 繰入金、項1 基金繰入金の目6 ふるさと基金繰入金2億6,226万8,000円の増額補正は、ふるさと納税事業と道路維持管理事業に充当するものでございます。

款19 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金2,888万4,000円の増額補正は、今回の補正の一般財源として繰越金を充てたものでございます。

次の、款20 諸収入、項4 雑入、目3 雑入14万5,000円の増額補正は、説明欄記載のとおりでございます。

次のページをお開きください。

3、歳出。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費18万2,000円の増額補正は、会議録作成委託料でございます。

次の、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費6万7,000円の増額補正の主な内容は、行政連絡員研修費補助金の減額と、コピー用紙代や封筒、事務用機の購入でございます。

目2 文書広報費42万7,000円の増額補正は、広報おたきの発行ページ数の増加によるものでございます。

次の、目5 財産管理費324万8,000円の増額補正は、もみの郷会所交流体験施設の消防用設備設置工事と、看板設置工事は役場中庁舎の案内看板でございます。

次の、目6 企画費6億1,178万6,000円の増額補正の主な内容は、企画事務費16万6,000円は国際交流協会の台湾視察時の旅費1人分と、ふるさと基金積立事業はふるさと納税を基金に積み立てるものでございます。

また、ふるさと納税事業は、返礼品、感謝券印刷代、郵送料、代理収納システム利用料などでございます。

次の、目8諸費の270万5,000円の増額補正は、税務事業還付費は個人住民税や法人住民税の修正申告に伴う減額で、福祉事業還付費は前年度受け入れ分補助金の精算、コミュニティ育成事業は、上原やすらぎの家の追加変更工事に対する補助金の増額でございます。

次のページをお開きください。

説明欄のロケ地誘致事業は、総合戦略の広域連携事業としていすみ市から提案があり、ローカル鉄道沿線自治体2市2町の連携によるロケ誘致事業の視察研修に要する経費として、先進地視察時の旅費1人分と、先進地視察補助金3人分でございます。

保育緊急確保事業還付金は、前年度受け入れ分補助金の精算でございます。

次の、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費56万7,000円の増額補正は、個人番号カードの裏面に印字するための住基システムの改修費と、個人番号カード交付時における顔認証システムで使用するパソコン機器等の導入に係る経費と、保守委託料でございます。

次の、項5統計調査費は1万7,000円の増額で、国勢調査の事務費を審査事務に係る時間外勤務手当に変更するものと、平成28年経済センサスの活動調査準備に係る経費でございます。

次の、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1,804万円の増額補正の主な内容は、障害者福祉事業の扶助費の実績を見込み増額したものと、国民健康保険特別会計への繰出金の増額、少子化対策は出産祝い金11名分の増額で、今年度56名の出生を見込み、増額したものでございます。

次のページをお開きください。

次の、目5介護保険事業費10万1,000円の増額補正は、介護給付費から総合事業への移行分と、介護保険特別会計への事務費の繰り出しでございます。

次の、項2児童福祉費の目1児童福祉総務費の補正は、子ども・子育て支援交付金の乳児家庭全戸訪問事業の増額に伴い、財源内容を変更するものでございます。

次の、目3母子福祉費35万5,000円の増額補正は、医療費の実績を見込み、増額したものでございます。

次の、目4児童福祉施設費20万3,000円の増額補正は、光熱水費の増額、給湯器の修理、英語教育業務委託料は、地方創生先行型事業へ組み替えましたので、減額するものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費16万円の増額補正は、時間外勤務手当

の増額でございます。

目 2 予防費26万4,000円の増額補正の主な内容は、がん検診委託料と公用車の修繕料の増額でございます。

次の、目 3 環境衛生費 7 万円の増額補正は、公用車の車検等に係る経費でございます。

次の、目 4 母子保健事業 5 万9,000円の増額補正は、保健師等の賃金と郵便料でございます。

次のページをお開きください。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 2 農業総務費77万9,000円の増額補正は、職員 8 人分の時間外勤務手当と郵便料の増額でございます。

次の、目 3 農業振興費17万8,000円の増額補正は、飼料用米生産拡大推進に伴う消耗品の増額と、飼料用米生産者に対する交付金の確定によるものでございます。

次の、目 5 農地費132万4,000円の増額補正は、平沢ダムの取水施設凍結防止温度調節器の修繕、久我原地先の換地更正に伴う用地測量、原材料費は小苗農道、湯倉と大戸の農業用排水路の補修用材料でございます。

次の、目 6 農業施設費159万6,000円の増額補正は、集落センターの掃除機と味の研修館の圧力殺菌釜の購入に、農村コミュニティーセンターの臨時職員賃金、燃料費等の増額でございます。

次の、項 2 林業費、目 1 林業総務費50万7,000円の増額補正は、鹿の捕獲報奨金50頭分の増額と、狩猟免許取得希望者15名分に対する補助金でございます。

次の、款 6 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費121万4,000円の増額補正は、大塚山ハイキングコース案内看板 7 カ所分、観光センターの浄化槽法定検査等や通行料でございます。

次のページをお開きください。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費 5 万5,000円の増額補正は、道路パトローラーの修繕料でございます。

次の、項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費258万4,000円の増額補正は、建設機械と行徳橋の照明の修繕、平野台 1 号線ののり面の補修工事、船子東前線の県型側溝、路盤材、合材の増額でございます。

次の、項 4 住宅費、目 1 住宅管理費66万円の増額補正は、中野団地の給湯器の更新と退去修繕 2 件でございます。

次の、款 8 消防費、項 1 消防費、目 3 消防施設費227万3,000円の増額補正は、船子地先防

火水槽の漏水の修繕と、第1分団第1部第2班と第3分団第1部第2班の屋根の改修工事補助金でございます。

次の、目4災害対策費225万2,000円の増額補正は、防災行政無線の戸別受信機とJアラート自動告知システムの購入に係る増額でございます。

次の、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費32万2,000円の増額補正は、大多喜小学校の学校医と学校歯科医の報酬と、西小学校の浄化槽調整ポンプの交換でございます。

次の、目2教育振興費59万9,000円の減額補正は、組み替えによる英語教室業務委託料の減額でございます。

次のページをお開きください。

項3中学校費、目1学校管理費38万3,000円の増額補正の主な内容は、生徒の災害共済給付金の増額と、大多喜中学校の漏水の修繕と、西中体育館のドアクローザーの修繕でございます。

目2教育振興費20万9,000円の増額補正は、柏市で開催された千葉県中学校女子駅伝大会に出場した大多喜中学校への補助と、習志野高校吹奏楽部による楽器別講習会と模範演奏に係る報償費でございます。

次の、項4社会教育費、目2公民館費3万5,000円の増額補正は公民館バスの修繕料と、目4文化財保護費は、県教育委員会権限移譲事務交付金の増額に伴う財源の組み替えでございます。

次の、項5保健体育費、目1保健体育総務費1万4,000円の増額補正は、あらかわキンボール大会参加時の通行料で、目2学校給食費129万5,000円の増額補正の主な内容は、電気使用料、水道使用料の増額、焼き物器のガスバーナーや下処理室排水管修理などの修繕、ノロウイルス検査手数料、事務室天井のアスベスト分析調査委託料でございます。

次の、目3体育施設費202万5,000円の増額補正は、電気使用料の増額、サッカーゴールの塗装、海洋センターのキュービクルの修繕、キンボールとバドミントンの支柱の購入でございます。

次のページをお開きください。

次の、款11公債費、項1公債費、目1元金90万5,000円の増額補正は、平成16年度に借り入れた臨時財政対策債及び減税補填債につきましては、利率を10年後に見直す変動利率の元利均等償還で、利率が1.4パーセントと1.3パーセントだったものが、0.2パーセントに変動したことに伴う元金の増額でございます。

次の、目 2 利子344万8,000円の減額補正は、元金と同じ理由によるものと、平成26年度借入額等が確定したことに伴う減額でございます。

次の、58ページから67ページまでの給与費明細書は、人件費の補正に伴う特別職及び一般職に係る給与費明細書となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、平成27年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） 37ページの債務負担行為の中学校パソコン導入。

前回は説明があったかどうかあれなんですけれども、6年間のリースということで、これは何台分で、目的というんですか、生徒が使う目的のものなのか。

それとあと、これは関連するのかわかりませんが、大多喜町のホームページでリンク先で西小、大多喜小学校、西中とあるんですけども、大中がホームページにリンクされていない、ホームページがないと思うんですけれども、これとは何か関係がありますか、このパソコンの導入に関して。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 37ページの債務負担行為、大多喜中学校パソコン導入費の関係でございますけれども、内訳はパソコンが67台、これは生徒用と教師用と合計で67台。プリンター16台、スキャナーを2台、それからプロジェクター1台を予定しております。

大多喜中学校ホームページが、大多喜町とリンクしていないということですか。それは、この件とは関係ないと思うんですけれども、生徒の関係とか出ていますので、それで情報の管理上、載せていないということで伺っております。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ちょっと補足ですけれども、大多喜中学校はホームページがないということで、リンクはしておりません。

○議長（志関武良夫君） 1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） どうして大多喜中学校だけはないんですか。ほかはありますよね。

これは、校長先生の、せっかくパソコンを新しくしたということですから、生徒用も全部。最新のものであれば、それなりに対応することは十分可能、古いやつだとなかなかどうかとは思いますが、どうして大多喜中だけ。

西畑もなければ小学校もないというのなら、それは町の方針でつくっていないということであれば、それはわかるけれども。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） ホームページがないということで、先ほど申し上げましたとおり、情報が漏れちゃうとかそういう関係で、つくっていないということで伺っておりますけれども、大中だけないということですので、それは学校のほうと今後のことについては相談してまいりたいと思います。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） やはり学校は開かれた学校とか、地域とともに歩む学校ということで盛んに言われています。ホームページがないと、当然発表できるものが、公表できないものはなくていいと思うけれども、せめて行事予定とかぐらいはホームページで公表するべきだと思います。せっかくパソコンを新しくしたんですから、それについても対応していただきたいと思います。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

10番山田久子君。

○10番（山田久子君） 45ページ、ふるさと積み立て事業のほうになるかと思うんですけども、町では今、ふるさと納税の事業を目的を設定していただいて、2事業ですか、設定していただいていると思うんですけども、これらのそれぞれの寄附金の目標額というのは、決められているのでしょうか。

もし、決められている場合は幾らになっているのかを教えてくださいたいんですが。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 特に今の段階では、目標額が幾らというのは設定していない状況でございます。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） できましたら、それぞれの事業の寄附金の目標額というものを設定していただいて、その目標に達成した場合には、新しい事業をまた設定して行っていただくというような形にさせていただくことができればいいのではないかと思いますけれども、い

かがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） これについては、高速バスの運行事業、いずれも面白峡の遊歩道の整備事業ですね、これにつきましても、高速バスのほうは今現在では589万7,000円という金額でございます。また、面白峡の遊歩道のほうにつきましては1,175万9,000円、これが10月31日現在の数字でございます。

（「もう一回言って」の声あり）

○企画財政課長（西郡栄一君） 高速バスが589万7,000円、面白峡の遊歩道の整備事業が1,175万9,000円という状況でございます。

面白峡の遊歩道につきましては、やはり金額がまだ十分に確定していないということもございまして、まだまだこの金額ではということもございまして。

また、町長がまちづくりに必要と認める事業というのがほとんど大部分になるんですけれども、ですからそれをどのように割っていくかというのは、また決算状況等を見ながらそれぞれ決定していきたいというふうに考えております。

○議長（志関武良夫君） 10番山田久子君。

○10番（山田久子君） まさしく、そのところもちょっとお伺いしたいんですけれども、3つ目として町長がまちづくりに必要な事業ということで、フリーに使えるような形になっているのかなというふうに認識しているんですが、ここの金額がかなりの金額になってきていると思います。

町として、例えば町長が高速バスに使いたい、面白峡に使いたいということであれば、そちらの事業に使っていかれる可能性が高いのだと思うんですけれども、そうした場合に必要な目標額を決めていただいて、そこに達した場合には、ほかの事業を新たに設けていただいて、ふるさと納税寄附金を使わせていただく事業を、もっと有効に使わせていただくことができたらいいのではないかと思います。

また、それに対して事業設定をする場合、またそれを実際に使う場合、議会へ問いかけというんでしょうか、事前に説明をしていただくことはできないんでしょうか。事業項目を決める場合、また町長がフリーに使いたいと思っている事業を実際に行う場合、事前に議会へ説明をしていただくということはできないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 規則で定めるということで委任を受けておりまして、これは

町長の裁量権の範囲内ではないかなというふうに理解はしております。

ただ、議会の皆さんにお諮りするという段階になると、議会の皆さんの中で、やはりそれぞれの方の要望が異なってくるというのが十分想定されるところでございます。

町長とも協議しているんですが、やはり高速バスをしっかりと、それと面白峡の関係をこれから整備していくというもので、その金額が十分に固まって、なおかつほかに町としてもやらなければならないことというのが山積しております。

したがって、そうしたものにそれぞれ分類するような形で、可能であれば3月に基金化をすとかそういうもので、長期的に考えたときに多大な経費が予定されるものとか、そういうものについては対応していきたいというふうに考えておりますが、今現在まだ流動的で、最終的に幾らになるんだというのがまだまだ見えない状況でございますので、それについては3月の段階であらかじめ、ある程度わかれば、そういう基金設定とかそういうものにもしていきたいというふうには考えております。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 関連してですが、バスと遊歩道、その他の応募件数全体のパーセンテージを教えてください。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 全体の件数としては、現在まだそこまで集計ができておりません。例えば10月末現在ですと、6,000件の応募というか寄附金がございます。

それについて、ようやく、先ほど説明したのも10月末現在でこれだけの集計がやっとできたということで、現在12月ということで、かなりふるさと納税を希望する方、納めていただける方がふえてきている状況でございますので、そちらにまず対応していかなきゃいけないということで、先ほど10月末のものでご報告させていただきました。

10月末は、先ほど説明しました4億7,000万というのは、11月末現在で、今現在入っている金額でございます。10月末現在につきましては、3億7,830万6,600円でございます。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 山田議員のときに説明いただいた金額、10月末ですよ。このときと同じでいいですから、何件で589万だったのか。何件で遊歩道は1,175万だったのかということ。

○議長（志関武良夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西郡栄一君） 先ほど申しましたけれども、全部で6,065件ということでの

把握はしているんですが、何件の応募があったというのは、そこまでのものはまだ現在集計がとれていない状況でございます。

（「10月現在でも」の声あり）

○企画財政課長（西郡栄一君） 金額だけ先に出してくれということで、皆さんにご報告するのに、とりあえず納税された金額が幾らになるかというのを出してくれということで、最優先で進めましたので、また後でよろしければ、後でまた確定した段階で議員さんにお知らせすることはできるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 47ページに、住民基本台帳ネットワークシステムで、マイナンバーシステムへの整備に使われるんだというような説明があったと思えますけれども、マイナンバーについては、まだまだ住民の中にいろいろ行き届いていない、周知活動が徹底していないということがああると思うんです。

住民に対して、いろいろ世間で危惧されていることも含めて、心構えとか注意することとか、町として住民が困らないように、被害に遭わないように、準備というかそういうのはもう十分済んでいるとお考えでしょうか。

もし、そうでないとしたらどのような形で、来月から、もうあと20日もすれば始まるわけでしょう。考えているのか、説明してください。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） マイナンバーにつきましては、9月議会とかでもいろいろご質問あったと思えますけれども、何回か紙ベースといいますか、広報にまぜてお知らせをしました。

それで、その後、いろいろそれに伴う詐欺まがいの電話等がいろいろあるということで、そういうものをホームページに掲載しまして、そういうのに気をつけていただくようにというようなことでお知らせをしております。

今現在、かなりの方の手元に通知カードが行っていると思えますので、これからまたどういふことに気をつけるとか、今のところは考えておりません。

○議長（志関武良夫君） 11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 行っているで思い出しました。どのくらい着いていませんか、逆に言うと。戻ってきたのとか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 実は、手元にある数字が先週の数字なんですけれども、町全体で配布する件数が3,890件。そのうち、届いていないのが、これは郵便局あるいは町のほうでまだ保管している件数が324件。約8パーセントほどになると思います。

その後、先週から何日かたっていますので、この通数は減っているとは思いますが、今現在、直近の数字というのはまだ把握はしてございません。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

11番野中眞弓君。

○11番（野中眞弓君） 届いていない人に対して、届けられる可能性のある人と、届けられる可能性がほとんどない人というのはあるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の対策はどうなっているのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） とりあえず郵便局のほうで簡易書留というふうな形ですので、一旦お届けして、いない方は何度かお邪魔して、最終的には不在票というものを置いてきて、1週間ほど郵便局で保管したものが、最終的にどうしてもとりに来ない人は、町のほうにその通知カードが参ります。

それにつきましては、今後、簡易書留ですから、うちに誰かがいないと届かないわけです。今度は普通郵便で町のほうで保管していますとか、あるいはそういうふうな方法で個別通知をして、町のほうにとりに来ていただくというのが一つ考えられます。

そして、郵便局のほうで配達した状況の中で、住所は置いてあるんだけど、住んでいる形跡がないというふうな方もおります。そういう方については、住所不定というのでしょうか、実際に本人に届かないというふうなものも何通かあるのは事実でございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 今の住民基本台帳の関係で、これに係る経費は全額国からの補助金でできるものなのか。

それで、ちょっとお聞きしたところで、カードの発行に当たってどのくらい申請して発行手続をとる方がいるかわからないけれども、これに当たって、自分たちでは対応できないので、臨時の職員を雇い入れたというようなことをちらっと聞いたんですけれども、マイナンバーという非常に大事なものだという認識で皆さんいると思います。

臨時の方がそういった手続を行うということについて、その方はしっかりした方なんですよけれども、その辺、臨時の方が取り扱うというようなことについて、臨時の方が来るといことについて、その経費は町で負担するのか。

それと最初の、住民基本台帳に係る経費は、全額国の補助でもらえるものなのか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 今回補正予算として上げさせていただきました購入機器関係については、国の財政措置があるというふうなことでございます。

それと、臨時。

（「臨時の方を雇い入れるというようなお話をちょっと聞いたんですけども」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 9月会議で臨時職員を雇用する予算をいただきました。実際には、まだ雇用していないのが現実です。

と申しますのは、当初は10月早々に個人番号通知等、配布されるというふうなことで見込んでおりましたけれども、実際に局のほうに通知カードが来たのが11月に入ってから、1カ月以上ずれ込んだというふうな経緯もあります。

そのような形で、ちょっとまだ臨時職員は雇用はしておりませんが、いずれにしましても、これから雇用は考えております。その経費につきましても、財政措置のほうは見込まれるというふうなことでございます。

○議長（志関武良夫君） 1番根本年生君。

○1番（根本年生君） 臨時職員の経費は、町で出すと。ただ、それも国庫補助金があるんですか。

じゃ、その臨時職員にはどういった方を、マイナンバーという非常に重要なものだという認識があるものですから、それを臨時職員の方が、職員は忙しいから臨時職員が、別の職員の仕事を手伝うという形なのか、臨時職員がそのままマイナンバーのカードの発行手続を行うのか。

そうなると、臨時の方とはどんな方か、役場の職員の方はある程度責任持ってやるでしょうけれども、その辺はどのような認識で臨時の職員の対応を考えているのか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 雇用した暁には、その方に全て個人番号カードのことを任せ

るというふうなことは、当然考えておりません。

窓口業務ですので、現在いる正職員等あわせて、その時々、対応するお客さんはちょっと異なってくるかと思います。

当然、町の職員というふうなことで、戸籍窓口関係、非常に個人情報があふれています。その辺の取り扱いには、採用された方は十分守秘義務を守っていただくということをお願いするというふうなことでございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 47ページの一番上の、ロケ地誘致事業という、これは近隣の市町村との研修か何かということなんですが、何かいろいろ目的があるとか、こういう事業があるとかということでの内容なんでしょうか、伺いたい。

○議長（志関武良夫君） 総務課長。

○総務課長（加曾利英男君） ロケ誘致事業ですけれども、総合戦略の中の広域連携事業ということで、いすみ市のほうから提案がありました。

いすみ鉄道の沿線の夷隅郡市の2市2町が連携して、例えば映画、テレビ、CMとかそういうもののロケを誘致するというので、そのための先進地視察研修ということで職員分と、あと関係する団体を予定しておりまして、そういう方の行っていただける団体への補助をしております。

そういうものを誘致して、例えば町の知名度アップ、また直接的な経済効果もありますので、そういうようなことで、いすみ市を中心として2市2町で取り組んでいきたいというようなことで、今回は職員旅費と補助金を計上させていただきました。

これは、全て国の地方創生先行型交付金の上乗せ分というようなことで、国庫補助金として交付される予定でございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） すみません、もう1点、55ページの教育費の中の2項の、アスベスト分析調査委託料というのがありましたけれども、町にこんな、アスベストの疑いのかかるような施設がまだあったのかどうか、伺いたい。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） これは、給食センターの事務室の天井になります。

バーミックス吹付ですか、吹付がされているということで、これはアスベストを含んでいる可能性があるということで、定性分析、これは含むか含まないかという検査なんです、その検査を行うものでございます。

○議長（志関武良夫君） 8番渡邊泰宣君。

○8番（渡邊泰宣君） 給食センターということになると、相当食のほうにも影響するので、以前にもこういう疑いがなかったのか、そういうことを気がつかなかったのでしょうか。

○議長（志関武良夫君） 教育課長。

○教育課長（野口 彰君） 本当に、今なぜかということになると思うんですけども、たまたま事務室の天井が漏れてしまったということで、今回アスベストが含まれるかどうかという検査を行うものでございますけれども。

以上です。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第78号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（志関武良夫君） 多数です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第13、議案第79号 平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） ただいま議題となりました議案第79号 平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

69ページをお願いいたします。

平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,976万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をさせていただきます。

74、75ページをお願いいたします。

歳入からご説明を申し上げます。

款6前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金、補正額89万5,000円の増額は、交付確定によるものでございます。

款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額289万7,000円の増額は、助産費等繰入金及び特定健康診査等事業費繰入金の実績増を見込むものでございます。

款10繰越金、項1繰越金、目2その他繰越金、補正額18万3,000円の増額は、補正財源として前年度繰越金を充てたものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

76、77ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、補正額はございませんが、財源内訳の変更によるものでございます。

目3一般被保険者療養費50万円の増額補正は、療養費の実績増を見込み、補正するものでございます。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1,540万円の増額補正につきましても、高額療養費の実績増を見込み、補正するものでございます。

項4出産育児一時金、目1出産育児一時金420万2,000円の増額補正は、支給対象者増加分、10件分を見込むものでございます。

款3 後期高齢者支援金、項1 後期高齢者支援金、目1 後期高齢者支援金910万6,000円の減額補正は、支援金の確定によるものでございます。

款4 前期高齢者納付金等、項1 前期高齢者納付金等、目1 前期高齢者関係事務費拠出金11万2,000円の減額補正は、拠出金の確定によるものでございます。

款6 介護納付金、項1 介護納付金、目1 介護納付金770万9,000円の減額補正は、交付金の確定に伴うものでございます。

款8 保健事業費、項1 保健事業費、目1 保健事業費80万円の増額補正は、人間ドック利用者の増加を見込むものでございます。

次のページをお願いいたします。

項2 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費、補正額はございませんが、財源内訳の変更によるものでございます。

以上で、平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番根本年生君。

○1 番（根本年生君） すみません、77ページで、出産育児助成事業が10件ふえて約2倍になったということです。前回の補正のほうでも、少子化対策事業で、出産祝いでやっぱりかなりの額が補正されています。

ということは、この1年間に子供が予定よりたくさん生まれているということなんですか。その人数とか、もし1年間でもわかりましたら。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 国保の場合には、全体の出生数も響いてくるんですけども、そのうち国民健康保険に加入しているお子さんが何人生まれたかというところが、この予算に響いてくるというふうなことでご理解をいただければと思います。

国保の場合には、当初10件分の助産費の助成金を予定したんですけども、既に10件出てしまいました。今月1件出てきたというふうなことで、合計で、倍になりますけれども20件分を予定しております。

ただ、母子手帳等で生まれる人数が大体把握できるところもあるんですけども、今のところ、今回10件を見込んでありますけれども、ある程度確定している件数は、国保から助産費として支給する件数は6件、それに4件ほど余裕を見ているというふうな補正予算を計上させてもらいました。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

1番根本年生君。

○1番（根本年生君） じゃ参考に、全体でというのは、今年度、国保の関係だと6件ふえたということは6人はふえたと。全体でふえているんですか、ほかの生まれたのが。子供が生まれたのはことはふえているんですか、それはわからないですか。

○議長（志関武良夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（市原和男君） 4月から11月というふうなことで、窓口で出生届が出ている関係で、その件数を拾い上げてみますと、ことしが38件。昨年の同時期で32件でございました。ですから、4月から11月の件数で見ると、6件ほど多いというふうなことでございます。

○議長（志関武良夫君） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 異議なしと認めます。

これから、議案第79号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（志関武良夫君） 全員です。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（志関武良夫君） 日程第14、議案第80号 平成27年度大多喜町介護保険特別会計補正

予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（永嶋耕一君） それでは、議案第80号 平成27年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

81ページをお願いいたします。

本文に入ります前に、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正内容でございますが、主な理由といたしまして、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するため、現在の保険給付費の一部を地域支援事業費に組み替えるというものでございます。

それでは、本文のほうに入らせていただきます。

平成27年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,337万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは、事項別明細によりご説明させていただきますので、86ページをお開きください。

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料、補正額1万2,000円の減額。介護保険給付費の一部事業を地域支援事業に移行したことに伴う負担割合の減でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金4万6,000円の減額補正は、介護予防・日常生活支援総合事業実施に伴う国の法定負担金の減でございます。

項2 国庫補助金、目6 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）5万8,000円の増額補正は、事業組み替えによる国の法定負担金の増でございます。

款5 支払基金交付金、項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金、補正額6万5,000円の減額。目2 地域支援事業支援交付金6万5,000円の増額補正については、介護予防・日常生活支援総合事業実施に伴う予算の組み替えでございます。

款6 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費県負担金、補正額2万9,000円の減額。項2 県補助金、目3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）2万9,000円の増額補正についても、介護予防・日常生活支援総合事業実施に伴う予算の組み替えござい

ます。

款 7 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、補正額10万1,000円の増額。節 1 介護給付費繰入金、節 7 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましても、予算の組み替えでございます。

節 5 事務費繰入金につきましては、事務費に対する一般会計からの繰入金でございます。

款 8 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金、補正額 8 万円の増額、補正財源に充てるものでございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

88ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費10万1,000円の増額補正は、追録代、郵便料及び電話料の不足に伴う増でございます。

款 2 保険給付費、項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス給付費、補正額17万9,000円の減額。目 5 介護予防サービス計画給付費、補正額 5 万3,000円の減額。項 3 その他諸費、目 1 審査支払手数料、補正額1,000円の減額につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業実施に伴う予算の組み替えによる減でございます。

款 4 地域支援事業費、項 3 介護予防・日常生活支援サービス事業費、目 1 介護予防・日常生活支援サービス事業費、補正額23万2,000円の増額。項 4 その他諸費、目 1 審査支払手数料、補正額1,000円の増額については、介護予防・日常生活支援総合事業実施に伴う予算の組み替えによる増でございます。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付金、目 1 償還金及び還付金、8 万円の増額補正は、保険料の過年度分の還付金の増でございます。

以上で、平成27年度大多喜町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから、議案第80号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(志関武良夫君) 全員です。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(志関武良夫君) 日程第15、議案第81号 平成27年度大多喜町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長。

○環境水道課長(米本和弘君) 議案第81号 平成27年度大多喜町水道事業会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

91ページをごらんいただきたいと思います。

総則。

第1条、平成27年度大多喜町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

支出。第1款水道事業費用、既決予定額4億9,526万9,000円。補正予定額424万2,000円。計4億9,951万1,000円。

第1項営業費用、既決予定額4億5,645万2,000円。補正予定額424万2,000円。計4億6,069万4,000円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「1億3,352万円」を「1億3,097万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

本文括弧書き中の金額につきましては、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額の。

○議長（志関武良夫君） 環境水道課長、ちょっと待ってください。

◎会議時間の延長

○議長（志関武良夫君） まもなく5時になりますが、議事の都合により会議時間を延長します。

○議長（志関武良夫君） どうぞ。

○環境水道課長（米本和弘君） 第1款資本的収入、既決予定額8,877万円。補正予定額254万8,000円。合計9,131万8,000円。

第1項負担金、既決予定額276万円。補正予定額254万8,000円。合計530万8,000円。

詳細につきましては、94、95ページの水道事業会計補正予算積算基礎資料により、説明させていただきます。

収益的収入及び支出の支出ですが、目1原水及び浄水費の補正額47万7,000円は、面白浄水場内の施設修繕費の増額です。

目2配水及び給水費の補正額363万円は、漏水修理のための修繕費の増額となります。

目3総係費、補正額13万5,000円は、事務用消耗品の増額分でございます。

次に、98、99ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入ですが、目1加入負担金254万8,000円の増額は、口径40ミリメートルの加入負担金2件の増によるものです。

以上で水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（志関武良夫君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（志関武良夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については、討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

これから、議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(志関武良夫君) 多数です。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長(志関武良夫君) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会は、議事の都合により、あす11日から会期末の平成28年1月21日まで休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(志関武良夫君) 異議なしと認めます。

よって、あす11日から会期末の平成28年1月21日までを休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(志関武良夫君) 本日はこれをもって散会とします。

(午後 5時03分)

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成28年 3月16日

議 長 志 関 武 良 夫

署 名 議 員 小 高 芳 一

署 名 議 員 渡 邊 泰 宣